

稲 沢 市 環 境 基 本 計 画 (改 定 版)

2009 ~ 2018

人と自然が共生し
地球にやさしいまち
いなざわ

稲 沢 市

はじめに

本市は、木曾川の左岸に位置し樹木を育てる肥沃な土地、温和な気候など豊かな自然の恵みを楽しみながら、日本有数の植木・苗木の生産地として発展してきました。

しかし、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、身近なごみ問題から、生活排水による河川の汚濁、また、地球温暖化など地球規模で



の環境問題が懸念され、私たちの取り巻く生活環境は移り変わりをを見せています。

平成15年12月に策定された稲沢市環境基本計画も、本年で5年を経過するとともに、平成17年の稲沢市、祖父江町、平和町の合併により、計画目標に大きな隔たりが生じてきました。

このような状況を踏まえ、現計画の基本方針や環境目標などは継承しつつ、新稲沢市としての地域特性の計画の整理、中期見直しを行い、新市の新たな環境基本計画として改訂を行いました。

本計画では、新たに望ましい環境像を「地球にやさしい」を基本として自然環境と地球を視野に設定した『人と自然が共生し 地球にやさしいまち いなざわ』とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築して、人と自然が共生することのできる環境都市を実現するための具体的な取り組みを明らかにしています。

今後は、市民、事業者、市の協働体制により本計画を着実に推進し快適で住みよいまちを目指してまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年3月

稲沢市長 大野 紀明

目 次

◇第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定について	2
2	計画の概要	5
◇第2章	環境の現状と課題	9
1	環境の現状	10
2	環境の課題	24
◇第3章	目指すべき環境像	29
1	望ましい環境像	30
2	各主体に期待される役割	31
3	環境目標	32
4	環境目標の達成に向けた取組	36
5	計画の実現に向けて	37
◇第4章	環境目標達成のための取組	41
1	未来につながる「地球温暖化の防止」	42
2	環境にやさしい循環型社会の構築	47
3	人と自然がふれあえる都市の実現	54
4	豊かな風土を育む快適な環境の創造	60
5	安心して暮らせる地域社会の確立	68
6	環境意識を向上させる活動の推進	78

◇第5章 環境パートナーシップ事業…………… 83

1 環境パートナーシップ事業 ……………	84
① 地球温暖化を防止しよう ……………	86
② グリーン購入を進めよう ……………	88
③ リサイクル資源の回収を進めよう ……………	90
④ 自然とふれあう場をつくろう ……………	92
⑤ まちの美化を進めよう ……………	94
⑥ 天ぷら油を回収・リサイクルしよう ……………	96
⑦ エコ市民・エコ事業者になろう ……………	98

第6章 地域別の環境配慮指針 …………… 101

1 地域別の環境配慮方針 ……………	102
(1) 祖父江支所地区 ……………	103
(2) 平和支所地区 ……………	104
(3) 稲沢市民センター地区 ……………	105
(4) 小正市民センター地区 ……………	106
(5) 下津市民センター地区 ……………	107
(6) 明治市民センター地区 ……………	108
(7) 千代田市民センター地区 ……………	109
(8) 大里西市民センター地区 ……………	110
(9) 大里東市民センター地区 ……………	111

● 資料編 113

1. 策定体制
2. 稲沢市環境基本条例
3. 稲沢市環境審議会規則
4. 稲沢市環境審議会委員名簿
5. いなざわ環境市民会議設置要綱
6. いなざわ環境市民会議委員名簿
7. 計画策定の経緯
8. 環境基準
9. 用語解説

第1章

計画の基本的事項

計画策定について

計画の概要

1 計画策定について

1 策定の背景

今日の環境問題は、従来の高度成長期の産業型公害と異なり、自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などが挙げられ、また、フロンガス等によるオゾン層の破壊、電気やガス等の大量のエネルギー消費による地球温暖化、大規模な開発に伴う生物多様性の減少など全人類が抱える地球規模での重要な問題となっています。

このような環境問題に適切に対処するためには、従来の規制的手法では不十分であり、すべての人々が現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の転換を含めた、あらゆる角度から環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

平成4年（1992年）の「地球サミット^{*}」において、持続可能な開発の基本理念が新たな共通認識となり、これを受けて、平成7年（1995年）から気候変動枠組条約締約国会議が開かれました。また、平成9年（1997年）12月には、京都市で気候変動枠組条約^{*}第3回締約国会議（COP3）が開かれ、温室効果ガス^{*}の削減目標などを設定した京都議定書^{*}が採択されました。日本は平成14年（2002年）6月に批准し、平成17年（2005年）2月に議定書が発効されました。これにより、日本は平成2年（1990年）度基準で、平成20年度から平成24年度までの5年間に温室効果ガス排出量を6%削減することを約束しました。

用語解説

地球サミット 1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議。「持続可能な開発」の基本理念が新たに共通の認識となりました。

気候変動枠組条約 大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994年3月に発効されました。温室効果ガスの排出量の削減を図るため、温暖化対策の国別計画の策定などを締約国の義務としています。

温室効果ガス 二酸化炭素、フロン、メタン、亜酸化窒素などに代表され、大気中で地表から宇宙空間に向かって放射される赤外線放射熱を吸収し、地表の気温を生物が生存するのに適した温度に保つ効果を持っています。

京都議定書 1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されました。先進各国の温室効果ガスの排出量に関して、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。

これらの国際的な流れを受け、国では、平成5年（1993年）に環境基本法が制定され、平成9年（1997年）には環境基本計画（平成18年（2006年）4月に第3次環境基本計画）が策定されました。平成12年（2000年）を循環型社会元年と位置づけ、循環型社会の形成に向けた「循環型社会形成推進基本法^{*}」が成立し、平成20年（2008年）3月には循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

愛知県においても、平成7年（1995年）に愛知県環境基本条例が施行され、平成9年（1997年）には、愛知県環境基本計画（平成20年（2008年）3月に第3次愛知県環境基本計画）が策定されました。平成17年（2005年）には「自然の叡智」をテーマにした愛知万博が開催され、ここでは、会場整備から様々な行事等に至るまで、環境の視点を取り入れた先進的な取り組みが展開されました。また、平成22年（2010年）10月には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）^{*}が名古屋市で開催されることが決定しています。この会議では、地球上の多様な生物の保全を図ることなどを目的として、多くの国際的な枠組みが決定されます。

こうした動きに対応して、稲沢市では平成10年（1998年）に稲沢市市内環境保全行動計画を策定し、平成13年（2001年）には、ごみ減量実施計画の策定や市庁舎を対象とする環境の国際規格であるISO 14001の認証取得など、環境問題の継続的改善を図るための施策を実施してきました。平成17年（2005年）には稲沢市地球温暖化対策実行計画を策定し、地域的な環境のみならず地球的な環境情勢をとらえ、目標の達成に向けて取り組んでいます。また、平成20年度には、稲沢市快適で住みよいまちづくり条例を策定し、空き缶等及び吸い殻等の放置禁止、路上喫煙の禁止、犬・猫等の適正管理等を実施することで、快適な住環境を保全していきます。

用語解説

循環型社会形成推進基本法 廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として2000年制定。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としています。循環資源の定義や排出者責任などを明確にし、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分と定めています。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10） 生物多様性条約は、ラムサール条約やワシントン条約などの特定の地域、種の保全の取組みだけでは生物多様性の保全を図ることができないとの認識から提案され、地球サミットで採択されました。COPとは、国際条約の締約国が集まって開催する会議のことで、2010年には、名古屋市で開催されます。

2 策定の趣旨

稲沢市では、環境に対する施策を長期的視点に立って総合的かつ計画的に展開していくため、環境の保全に向けた基本的な理念を定めた「稲沢市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、望ましい環境像を「水と緑を育み 人と自然が共生する エコシティ いなざわ」として、5つの環境目標を掲げ、施策の充実強化を図り、環境の保全に成果を挙げてきました。

しかし平成17年4月1日に稲沢市、祖父江町、平和町が合併し、新稲沢市として新たな一步を踏み出しました。また、平成20年4月1日を始期とする第5次稲沢市総合計画が策定されるなど、本市の環境を取り巻く状況は大きく変貌しました。

こうした様々な状況変化に適切に対応し、環境保全に向けた施策のさらなる展開を図るため、新たな計画を策定します。

稲沢市環境基本計画の性格

- 長期展望に立ち稲沢市の望ましい環境像と、それを実現するための環境目標を定めます。
- 環境目標を達成するための基本的な施策の展開方向を示します。
- 各種の事業計画などと環境面での整合を図ります。
- 市民、事業者、市の役割を示し、各主体の協働*のもとで計画を進めます。

用語解説

協働 市民、事業者、市などの複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、生かし合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向けて協力し、共同して働く姿を表しています。

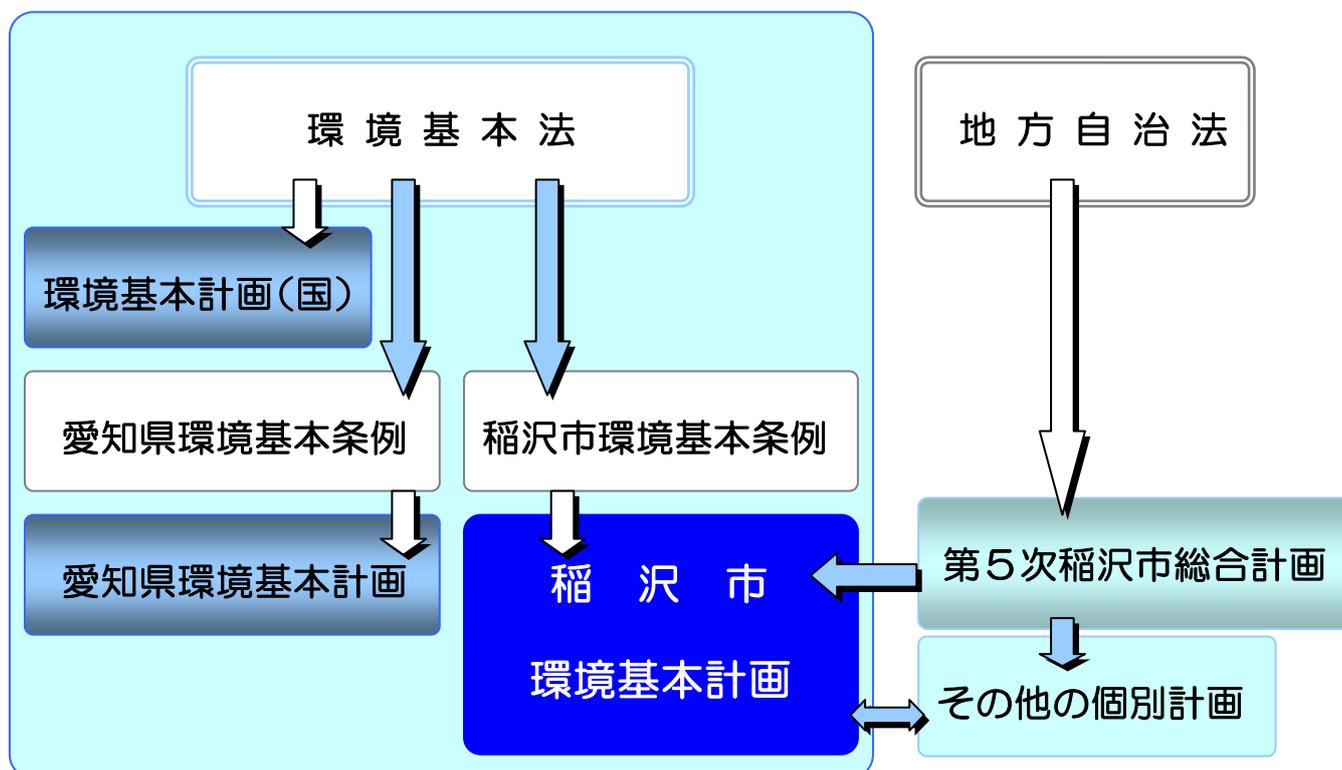
2 計画の概要

1 他の計画との関係

稲沢市環境基本計画は、稲沢市環境基本条例に基づき、長期的視野に立って総合的かつ計画的に環境に関する施策を展開するための基本的な指針を示す計画として策定されるものです。

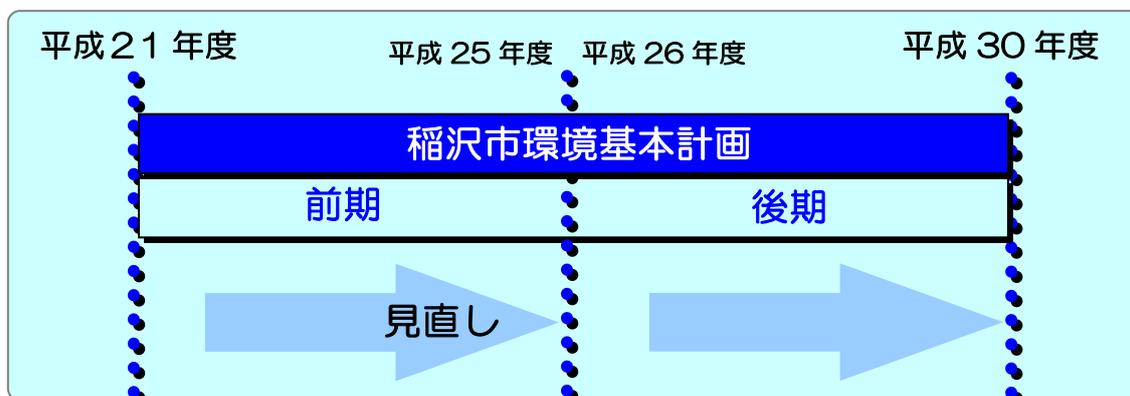
また、稲沢市環境基本計画は、環境基本計画（国）、愛知県環境基本計画、第5次稲沢市総合計画などの主要な計画や、その他関連計画と整合を図りながら、市民、事業者、市の協働のもと、良好な環境を次世代へ引き継いでいく取組を展開する役割を担っています。

稲沢市環境基本計画の位置づけ

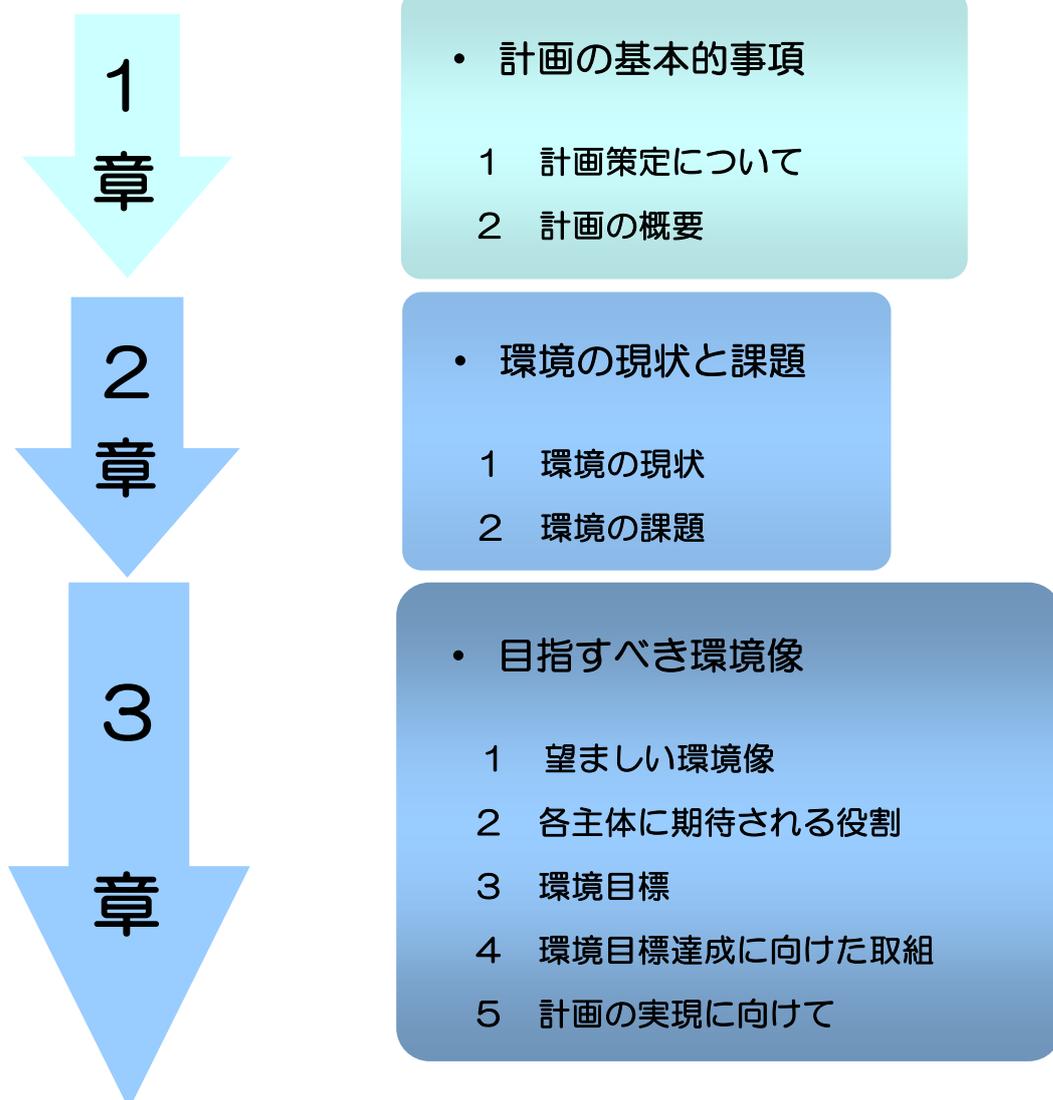


2 計画の期間

稲沢市環境基本計画の計画期間は、第5次稲沢市総合計画との整合性を考慮し、平成21年度（2009）から平成30年度（2018）までの10年間とします。本計画は前期と後期各5か年とし、中間年度においては進捗状況に応じて見直しを行います。



3 計画の構成



4

章

- 環境目標達成のための取組
 - 1 未来につながる「地球温暖化の防止」
 - 2 環境にやさしい循環型社会の構築
 - 3 人と自然がふれあえる都市の実現
 - 4 豊かな風土を育む快適な環境の創造
 - 5 安心して暮らせる地域社会の確立
 - 6 環境意識を向上させる活動の推進

5

章

- 環境パートナーシップ事業
 - 1 環境パートナーシップ事業
 - ① 地球温暖化を防止しよう
 - ② グリーン購入を進めよう
 - ③ リサイクル資源の回収を進めよう
 - ④ 自然とふれあう場をつくろう
 - ⑤ まちの美化を進めよう
 - ⑥ 天ぷら油を回収・リサイクルしよう
 - ⑦ エコ市民・エコ事業者になろう

6

章

- 地域別の環境配慮指針
 - 1 地域別の環境配慮指針
 - (1) 祖父江支所地区
 - (2) 平和支所地区
 - (3) 稲沢市民センター地区
 - (4) 小正市民センター地区
 - (5) 下津市民センター地区
 - (6) 明治市民センター地区
 - (7) 千代田市民センター地区
 - (8) 大里西市民センター地区
 - (9) 大里東市民センター地区

第2章

環境の現状と課題

環境の現状

環境の課題

1 環境の現状

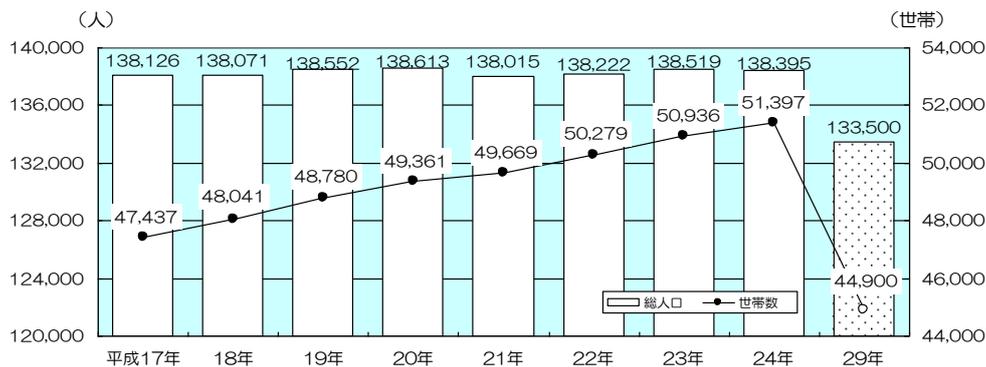
1 社会環境の現状

(1) 人口

本市の平成 24 年 10 月 1 日現在の総人口は 138,395 人、総世帯数は 51,397 世帯となっています。1 世帯当たりの人員は、2.7 人です。年齢別人口構成の推移は下表のとおりで、平成 24 年 10 月 1 日現在、年少人口（15 歳未満）は 19,393 人（総人口の 14.0%）、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は 88,019 人（同 63.6%）、老年人口（65 歳以上）は 30,983 人（同 22.4%）となっています。

今後、国内人口と同様に本市の人口も減少すると予想され、平成 29 年には約 133,500 人へ減少し、また、少子高齢化の傾向から本市人口の 4 人に 1 人が高齢者になると想定されます。

人口・世帯数の推移



※ 平成 29 年は推計値（第 5 次稲沢市総合計画）

資料）総務課（総人口：各年 10 月 1 日現在）

年齢別人口構成の推移



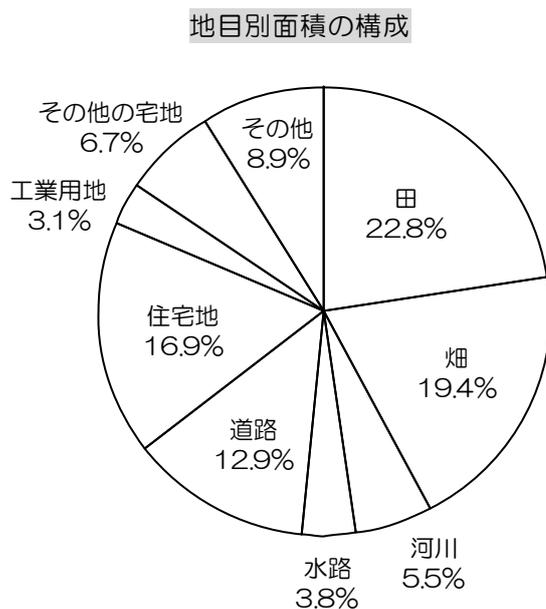
※ 平成 29 年は推計値（第 5 次稲沢市総合計画）

資料）総務課（年齢別人口：各年 10 月 1 日現在）

(2) 土地利用

平成 24 年における土地利用の内訳（地目別面積の構成）をみると、水田が市域面積の 22.8%、畑が 19.4%と、農地が全体の 42.2%を占め、次いで住宅地面積が 16.9%、道路面積が 12.9%となっています。

これまでは人口の増加や産業活動に伴い、都市的土地利用が進展してきましたが、将来的には人口減少に伴う土地利用の変化も想定されます。



資料) 土地に関する統計年報 (平成 24 年)

(3) 交通

本市の交通体系は、道路及び鉄道により構成されています。

現況では道路交通体系として、南北軸に国道 155 号線、西尾張中央道、名古屋岐阜線が、東西軸に南大通線、馬飼稲沢線がそれぞれ供用されています。

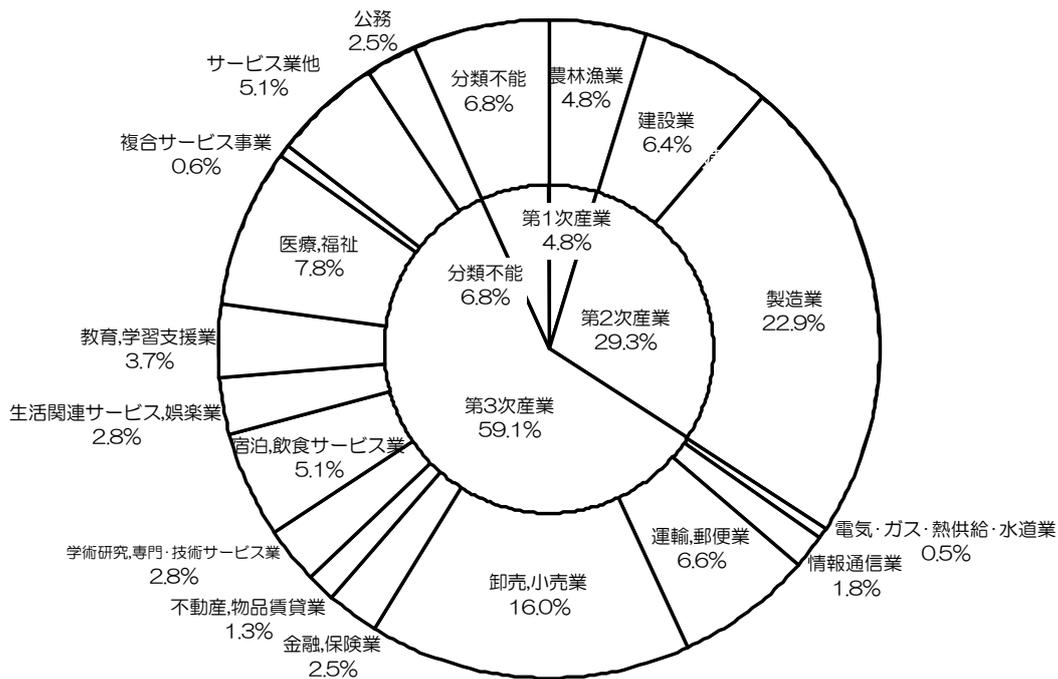
また、鉄道交通体系として、市域東部を南北に縦断する形で JR 東海道本線、名鉄名古屋本線が、市域西部には名鉄尾西線が通っています。

一方、本市の保有自動車数をみると、平成 24 年度現在では 92,947 台となっています。1 世帯当たりの自動車保有台数は 1.8 台であり、過去 3 年間ではほぼ横ばいとなっています。

(4) 産業・観光

平成 22 年における産業大分類別の就業者数の割合をみると、第 1 次産業人口（農林漁業）は 4.8%、第 2 次産業人口（建設業、製造業）は 29.3%、第 3 次産業人口（電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務他）は 59.1%となり、第 3 次産業が最も多くなっています。

産業大分類別就業者数の割合



資料) 国勢調査 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

一方、市内には、国府宮神社や矢合観音、各種文化財などの歴史を活かした観光資源[※]や木曾川河川敷（国営木曾三川公園ワイルドネイチャープラザ、県営木曾川祖父江緑地）、いちょう並木、日光川・須ヶ谷川桜づつみなど（桜ネックレス）の地域資源[※]があり、日帰り観光が中心となっています。本市には、国府宮神社のはだか祭を始めとした多くの祭があり、内外から多くの観光客が訪れています。

用語解説

観光資源 観光やレジャーなどといった余暇を楽しむ需要（ニーズ）に応じられる要素のこと。観光・レジャー施設のほか、祭り、名勝、郷土料理など伝統に基づく地域の文化についても資産や資源とみなします。

地域資源 自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。近年、地域ブランド、町おこしに代表される地域活性化の試みにおいて特徴・素材となるものを地域資源として定義する考え方が広まっています。

(5) 歴史・文化

本市は、古くは国府が置かれ、政治の拠点として栄えた地域です。また、中世から残る豊かな仏教美術や、人々の営みから生れた祭りやさまざまな文化は、貴重な文化財として、数多く残されています。指定文化財は、県内有数の文化財集中地区にふさわしく、国指定重要文化財[※]24件、県指定文化財34件、市指定文化財134件の計192件を数えます。また、市民により大切に守られている未指定の貴重な文化財も数多くあります。

(6) 公共公益施設

住民の身近な憩いの場となる公園・緑地の整備状況は、地区公園が2か所、近隣公園が2か所、街区公園が40か所、都市緑地が1か所、運動公園が1か所、広域公園（県営）が1か所、国営公園が1か所、広場公園が7か所となっています。

平成24年3月31日現在、本市の人口1人当たりの公園整備水準は4.62㎡となっています。愛知県の人口1人当たりの公園整備水準は7.43㎡（平成24年3月31日現在）となっており、県の平均と比較すると公園整備水準は低くなっています。

市内の緑地を保全するための取組として、昭和60年に制定された「稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、一定規模以上の樹木・樹林が保存されており、平成25年3月31日現在においては、保存樹243本、保存樹林127か所が指定されています。また、緑化の推進に関して生垣の設置に対する補助も行われています。平成4年度には、市街化区域内農地の一部が生産緑地[※]に指定され、緑地としての保全が図られています。

一方、市内には、2支所、7地区の市民センター、総合運動施設、荻須記念美術館、3つの図書館を始めとした公共公益施設があります。

用語解説

重要文化財 文化財保護法で「有形文化財」に該当し、国（文部科学大臣）によって指定されたもの。「建造物の部」と「美術工芸品の部」（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）の大きく2つに分かれています。

生産緑地 都市計画法に基づき、災害の防止などに効用があり、かつ公園・緑地などの公共施設用地として適する区域を指定しています。所有者は農地としての管理が義務づけられ、その他の利用が制限されます。

2 生活環境の現状

(1) 大気環境

市内の大気汚染の状況を把握するため、稲沢市役所内に愛知県の自動車排気ガス測定局が設置され、常時観測が行われています。

以下に示す大気汚染に係る5項目について、環境基準が定められています。

二酸化硫黄※

二酸化硫黄については、現在、測定は行われていません。平成15年度に市内の測定局区分が一般環境大気測定局から、自動車排気ガス測定局への変更に伴い、測定箇所から外れました。

なお、平成24年度は愛知県内すべての測定局で環境基準を達成しています。

二酸化窒素※

二酸化窒素濃度の年平均値は、平成22年度から平成24年度にかけて0.018～0.021ppm※の間を推移しています。平成24年度の愛知県内の自動車排気ガス測定局における二酸化窒素濃度の平均値との比較では、稲沢市は同程度の値を示しています。過去3年間の二酸化窒素濃度は、各年とも環境基準を達成しています。

一酸化炭素※

一酸化炭素については、昭和48年度に測定を開始して以来、環境基準を達成しています。平成22年度からは愛知県の測定局設置数の見直しにより、稲沢市内での測定は行われなくなりましたが、平成24年度は愛知県内すべての測定局で環境基準を達成しています。

用語解説

二酸化硫黄 (SO₂) 化石燃料などの硫黄分が燃焼（酸化）されることにより発生する無色、刺激臭の気体で、人の粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

ppm (Parts Per Million) ppmとは濃度の単位で100万分の1を1ppmと表示します。例えば、1m³の空気中に1cm³の大気汚染物質が混じっている場合の大気汚染物質濃度を1ppmと表示します。

二酸化窒素 (NO₂) 黄褐色～赤褐色の刺激性気体で、気管、気管支を素通りし肺の深部に悪影響を与えます。一般に障害は一過性で、慢性中毒の有無についてはまだ明らかになっていません。

一酸化炭素 (CO) 炭素化合物の不完全燃焼により生成する無臭の極めて有毒な気体です。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の供給を阻害し、中枢、末梢神経のマヒ症状をおこします。大気汚染に係る環境基準が定められています。

浮遊粒子状物質*

浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて 0.022～0.023mg/m³の間を推移しています。平成 24 年度の愛知県内の自動車排気ガス測定局における浮遊粒子状物質濃度の平均値との比較では、稲沢市は同程度の値を示しています。

過去 3 年間の浮遊粒子状物質濃度は、各年とも環境基準を達成しています。

微小粒子状物質 (PM2.5) *

微小粒子状物質 (PM2.5) は、平成21年9月に環境基準が定められ、愛知県では平成23年度から測定を開始しています。

なお、平成24年度は愛知県内の測定局22局中7局で環境基準を達成しています。

光化学オキシダント*

光化学オキシダント濃度の昼間年平均値は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて 0.023～0.026ppm の間を推移しています。平成 24 年度の愛知県内の自動車排気における光化学オキシダント濃度の平均値との比較では、稲沢市は同程度の値を示しています。

過去 3 年間の光化学オキシダント濃度は、各年とも環境基準を達成していない状況にあります。なお、平成 24 年度は愛知県内すべての測定局で環境基準は未達成となっています。

用語解説

浮遊粒子状物質 (SPM) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、降下速度が遅いため大気中に比較的長時間滞留する粒径が 10 ミクロン (1 ミクロンは 1 mm の 1,000 分の 1) 以下のものをいい、呼吸器に対し悪影響を与えます。

微小粒子状物質 (PM2.5) 大気中に浮遊している 2.5 μm (1 μm は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子です。PM2.5 は非常に小さいため、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

光化学オキシダント 工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線が作用して複雑な光化学反応を起こし、二次的に生成された酸化性物質 (オゾン、アルデヒド類など) をいいます。

(2) 水環境・地盤環境

河川の水質汚濁の状況

市内の公共用水域^{*}の水質汚濁状況を把握するために、河川水質調査を実施しています。市内の河川のうち、代表的な9河川での平成17年度及び過去3年間の調査結果（最下流の測定点）は下表のとおりです。

項目別にみると、pH^{*}（水素イオン濃度）は大江川を除き、いずれも環境基準を達成しています。河川の有機汚濁^{*}の指標となるBOD^{*}（生物化学的酸素要求量）は、居中川において環境基準を達成していない年がありました。居中川は過去3年間のBODが高い傾向にあることから、今後も水質について注目していく必要があります。DO^{*}（溶存酸素量）、SS^{*}（浮遊物質）は、いずれの河川についても、環境基準を達成しています。

河川水質の推移

項目		年平均値															
		pH				BOD (mg/l) ^{*2}				DO (mg/l)				SS (mg/l)			
河川名	測定地点	平成17年度	22年度	23年度	24年度	平成17年度	22年度	23年度	24年度	平成17年度	22年度	23年度	24年度	平成17年度	22年度	23年度	24年度
五条川	稻春橋	7.0	7.0	7.0	7.0	4.7	3.6	6.9	8.0	6.8	7.4	8.5	7.3	11	4	27	15
大江川	古橋	7.7	8.8	7.9	8.4	2.4	3.7	8.7	3.8	14.5	17.0	14.0	14.0	7	8	38	8
福田川	増田橋	6.9	6.8	6.9	6.8	4.8	6.2	8.3	6.1	5.6	4.6	7.5	6.0	13	14	30	11
光堂川	富士見橋	6.7	6.9	7.0	7.0	12.3	3.1	4.4	3.2	6.0	9.4	9.9	8.3	95	9	32	7
居中川	居中川水門	7.8	8.2	7.4	7.4	18.8	14.0	10.0	12.0	10.4	11.0	8.6	10.4	12	8	4	7
山崎川	山崎川水門	7.0	7.2	7.1	6.9	8.6	4.6	3.0	6.9	6.4	7.1	7.9	6.8	12	3	5	12
領内川	塩川橋	6.9	7.1	6.9	6.8	5.0	5.2	4.0	5.3	6.7	8.1	8.5	4.6	14	13	14	10
日光川	宮浦橋	6.9	6.9	6.9	6.9	3.5	2.0	2.8	2.9	5.3	5.7	7.5	6.2	11	5	10	6
三宅川	東城立切橋	7.0	7.1	7.0	6.9	3.9	3.3	4.6	3.6	8.7	8.7	8.6	7.6	19	9	17	8
環境基準 ^{*1}		6.0~8.5				10mg/l 以下				2mg/l 以上				ごみ等の浮遊が認められないこと			

^{*1} 類型指定されている流出先河川の環境基準に従った。

^{*2} 河川のBODの環境基準適合状況は、BOD75%値で判断する。本調査結果は年平均値を示している。水系は五条川のみ庄内川水系となる。これ以外は日光川水系。

網かけは、流出先河川の環境基準を達成していない数値。

資料) 稲沢市の環境

用語解説

公共用水域 水質汚濁防止法では、①河川、②湖沼、③港湾、④沿岸海域、⑤その他公共の用に供される水域、①～⑤に接続する公共溝渠、かんがい水路、その他公共の用に供される水路を定義しています。

pH（水素イオン濃度） 溶液中の水素イオンの濃度を表わす指数です。pH7を中性とし、pH7より小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

BOD（生物化学的酸素要求量） 有機性汚濁指標として広く用いられ、微生物により水中の有機物質が酸化分解されるときに消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚濁物質が多いことを意味します。主に河川の汚濁状況を表します。

DO（溶存酸素量） 水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、有機物の流入量が多くなり汚濁が進行すると減少します。

生活排水処理の状況

河川の水質汚濁に対する主要な要因の一つとして、一般家庭から流される生活排水が挙げられます。

生活排水処理の状況は下表に示すとおりです。平成 10 年度より農業集落排水、平成 12 年度より公共下水道が供用開始され、今後も下水道処理人口が増加するものと思われま。また、合併処理浄化槽*の設置戸数は年々増加しており、水洗化人口は増加しています。

生活排水処理の状況

(単位：人)

区 分	平成17年度	22年度	23年度	24年度
1. 行政区域内人口 (各年10月1日現在 住民基本台帳人口)	135,705	135,328	135,694	138,395
2. 水洗化人口	122,614	127,874	127,380	130,411
(1)合併浄化槽	27,069	33,029	34,941	35,636
(2)下水道	32,144	46,349	46,768	49,721
(3)農業集落排水	8,127	8,330	8,291	8,152
(4)コミュニティプラント	678	598	593	580
(5)単独浄化槽	54,596	39,568	36,787	36,322
3. 非水洗化人口	13,091	7,454	8,314	7,984

資料) 廃棄物処理事業実態調査 (愛知県)

下水道課、環境保全課

地盤環境・地盤沈下

濃尾平野では、昭和 40 年代には農業用水や工業用水として地下水の揚水に伴う地盤沈下が進行していましたが、昭和 60 年代以降は、概ね沈静化の傾向を示しています。しかし、この辺り一帯は、我が国最大のゼロメートル地帯の中心で、高潮・津波・洪水・内水氾濫の潜在的危険性の高い環境にあり、また渇水時期における短期的な揚水量の増加など、わずかな条件の変化にも影響を受けやすい地質構造上の特性を持っています。

本市では、地盤沈下の観測点が 22 箇所 (平成 24 年現在) 設置されており、沈下の状況が毎年観測されています。

過去 3 年間の沈下状況をみると、揚水規制などの対策によりほとんどの観測点で沈下は沈静化しています。また、過去 3 年間の観測 (累積) において沈下は 1 cm 以内となっています。

用語解説

SS (浮遊物質) 水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値 (mg/l) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示しています。

合併処理浄化槽 風呂や台所排水などの生活雑排水とし尿を併せて処理する施設で、し尿のみを処理する単独浄化槽と比べ、放流水の水質を向上させることができます。

(3) 騒音・振動・悪臭

騒音

騒音の発生源は多種多様であり、広く日常生活に密着して発生しています。騒音に係る評価基準は、自動車騒音に関して環境基本法第 16 条第 1 項に基づき、道路に面する地域に係る環境基準が定められています。また、工場の事業活動・建設作業に関して、騒音規制法第 4 条に基づき特定工場などにおける基準や特定建設作業に関する基準が定められています。市内では、愛知県が主体となり、平成 8 年度から自動車騒音が測定されています。

平成 24 年度の愛知県内の調査区間 855 区間について、昼間・夜間とも環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 94.3%でした。

自動車騒音測定結果（環境基準）

区分	道路名	測定地点	騒音レベル (dB)		評価区間		環境基準達成率 (%)		
			昼間	夜間	起点	終点	昼間	夜間	昼夜
平成 17 年度	県道一宮 蟹江線	稲沢町 下田	70	68	前田一丁目	稲府町	99.4	71.7	71.7
19 年度			71	68			85.5	67.5	67.5
22 年度			69	66			99.6	87.8	87.8

資料) 自動車騒音調査結果（環境基準）（愛知県）

振動

振動は、工場の事業活動や建設作業、交通機関の運行などに伴い発生しています。振動に係る評価基準は、道路交通振動に関して振動規制法第 16 条第 1 項に基づき道路交通振動の限度（要請限度）が定められており、また、工場の事業活動・建設作業に関して、振動規制法第 4 条に基づき特定工場などにおける基準や特定建設作業に関する基準が定められています。

悪臭*

臭いは人の主観的要素が強く、量や接触時間によってその感じ方が異なります。また、個人差や好み、慣れによる影響が大きく出ます。悪臭は、人に対する不快感などの感覚的影響が中心であり、多くは生活妨害として現れます。市内の悪臭の苦情の多くが、建築廃材、植木剪定枝等の野焼きによるものでしたが、近年では事業所や飲食店からの複合臭など都市型の悪臭苦情が増えています。

現在、市内の工場・事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による規制が行われています。

用語解説

悪臭 悪臭防止法では、アンモニアなどの 22 物質を不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質として定めています。しかし、臭いは人の主観的要素が強く、量や接触時間によってその感じ方が異なることから、臭気指数を用いた規制についても設けられています。

(4) 公害苦情の申立

公害苦情

市内における過去3年間の公害苦情件数の状況をみると、大気汚染に関する苦情件数は、他の公害に比べ多くなっています。近年、苦情件数は増加傾向にあります。

平成24年度の地区別の苦情件数では、祖父江支所地区が最も多くなっています。平成24年度の苦情全体において、野焼きに対する苦情が約40%、雑草等に対する苦情が約22%を占めました。

公害苦情件数の状況

(単位：件)

区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総数
平成17年度	56	10	25	1	58	90	240
22年度	197	7	21	0	20	198	443
23年度	180	10	18	1	22	216	447
24年度	197	21	27	8	34	195	482

資料) 環境保全課

(5) 資源・エネルギー

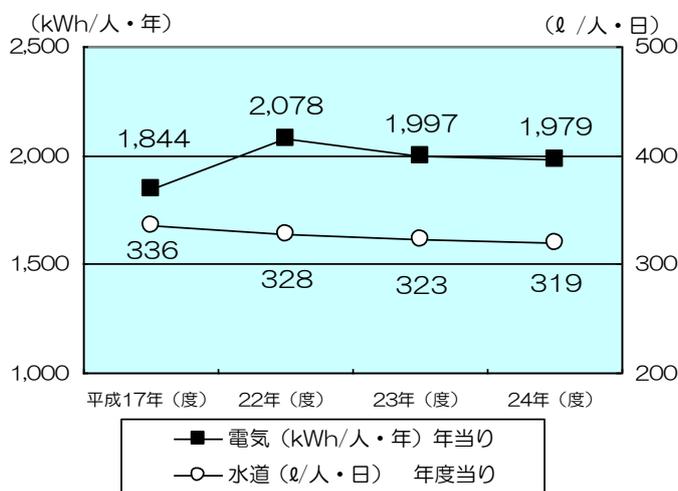
電気

市民1人1年当たりの家庭用電力消費量は、平成24年において1,979kWhとなっており、過去3年間の推移はやや減少傾向にあります。

水道

市民1人1日当たりの水道使用量は、平成24年度において319ℓとなっており、過去3年間の推移はやや減少傾向にあります。

市民一人当たりの家庭用電力消費量と水道使用量



資料) 中部電力(株) (電気)、水道業務課 (水道)

ガス

業務用と家庭用を併せた市内の都市ガス使用量の総数は、横ばいとなっています。契約戸数当たりの家庭用都市ガス使用量は、平成23年度において355m³/戸・年となっています。

(6) 廃棄物処理の状況

収集ごみ

一般廃棄物のうち、ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、リサイクル資源（資源ごみ）に大別し収集します。収集した可燃ごみ、不燃ごみについては、稲沢市環境センターで中間処理した後、市外の最終処分場で埋立処分しています。

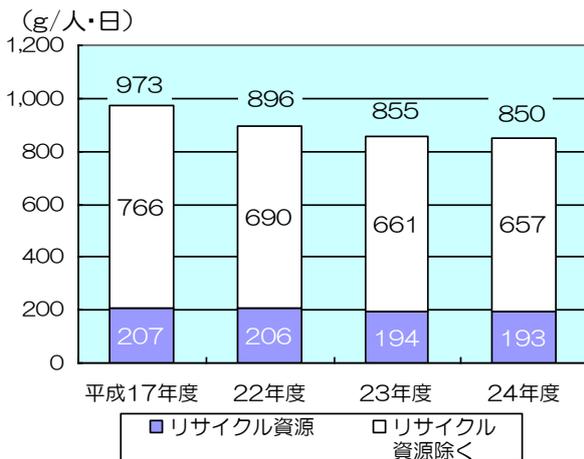
本市のごみ排出量（リサイクル資源を含む）の過去3年間の推移は横ばいとなっています。本市では平成7年にごみ減量実施計画を策定し、この計画の実施によりリサイクル資源の量は年々増え、分別が促進されています。また、最終処分量を減らし、リサイクルを推進するため、平成17年10月より、プラスチック製容器包装の分別収集を始め、平成19年4月から市内全域で分別収集するようになりました。さらに、分別の徹底や排出マナーの向上を図るため、平成21年4月から指定ごみ袋制度を導入し、さらなるごみの減量やリサイクルの推進に取り組んでいます。

愛知県の平成23年度の1人1日当たり（住民基本台帳人口）のごみの排出量（リサイクル資源を含む）は938gで、本市では855gとやや低くなっています。

し尿処理量

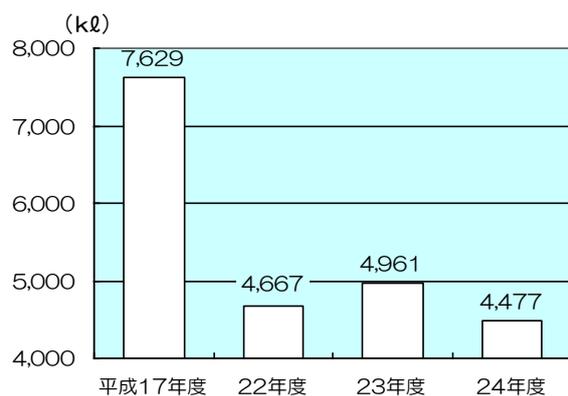
し尿処理状況は減少傾向にあります。また、公共下水道や合併処理浄化槽などの普及に伴い、水洗化率は毎年増加しています。

市民1人1日当たりのごみ排出量の推移



資料) 資源対策課
「愛知県廃棄物処理事業実態調査」より

し尿処理量の推移



資料) 環境施設課

(7) 自然環境

気象の変化

平成 24 年の年平均気温は 15.4℃となっています。本市の過去 5 年間の気象概況より、年最高気温の平均は 36.6℃、年最低気温の平均は-3.6℃であり、年平均気温は、15.9℃となっており、寒暖の差が大きくなっています。

平成 24 年の年間降水量は 1,519mm となっています。過去 5 年間の年間降水量は、1,417mm から 1,803mm で推移しています。

風向については、過去 5 年間で北西の風向が多くなっています。

河川・水辺

市内には 18 の河川があり、河川水系は一級河川である木曽川水系、庄内川水系と二級河川である日光川水系に分かれています。河川の総延長は合併前と比較して大幅に増加し、52.9km におよびます。

木曽川水系の主な河川としては、市域の西部を南下する一級河川の木曽川があり、庄内川水系の主な河川としては、市域の東部を南下する一級河川の青木川、五条川が挙げられます。日光川水系の主な河川としては、市域の中西部を南下する二級河川の日光川、光堂川、領内川、三宅川、福田川が挙げられます。また、市の中心部を農業用水路の大江川が流れています。

河川などの水辺は、市民にやすらぎを与える場としての役割が期待されており、稲沢公園内の池と小川、木曽川河川敷、日光川・須ヶ谷川桜づつみは親水空間として市民の身近な憩いの場となっています。

植生・野生動物

本市には山地の森林などのまとまった自然はなく、人手が加わっていない本来の姿をとどめている植生は、社寺林や屋敷林などとして断片的に残存するのみとなっています。また、野生動物の生息環境に乏しく、水田、畑及び河川などに身近な生き物がみられる程度です。

県内の絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況等を取りまとめた「レッドデータブックあいち 2009 植物編」(平成 21 年作成)によると、稲沢市周辺には 97 種の貴重種が過去あるいは現在において生育しています。一方、「レッドデータブックあいち 2009 動物編」(平成 21 年作成)によると、稲沢市周辺で生息する貴重種として、両生類で 4 種、爬虫類で 1 種、哺乳類で 2 種、昆虫では 11 種が報告されています。

(8) 環境問題への取組

稲沢市地球温暖化対策実行計画に基づく取組

実行計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 17 年 3 月に策定しました。地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ上げ、具体的行動指針を示すとともに、地球温暖化防止に市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条第 3 項で定められた以下の 6 種類のうち二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) 及びフロン類のハイドロフルオロカーボン (HFC-134) の 4 種類のガスとしています。なお、パーフルオロカーボン (PFC) 及び六フッ化硫黄 (SF₆) については、全体の排出量が少ないこと及び排出量の把握が一般的に困難であることから、削減対象から除外しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律で削減対象となっている温室効果ガス

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 二酸化炭素 (CO ₂) | ④ ハイドロフルオロカーボン (HFC) |
| ② メタン (CH ₄) | ⑤ パーフルオロカーボン (PFC) |
| ③ 一酸化二窒素 (N ₂ O) | ⑥ 六フッ化硫黄 (SF ₆) |

平成 17 年度を基準年度とし、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間を取組期間として、平成 29 年度の二酸化炭素排出量を、20%削減することを目指しています。

稲沢市の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況 (平成 24 年度)

温室効果ガスの種類	平成24年度	平成17年度 (基準年度)	比較	増減率
二酸化炭素	21,805,302kg	26,143,359kg	△4,338,058kg	△16.6%
メタン	944kg	518kg	426kg	82.2%
一酸化二窒素	645,175kg	791,653kg	△146,478kg	△18.5%
ハイドロフルオロカーボン	2,639kg	3,998kg	△1,359kg	△34.0%
計	22,454,059kg	26,939,528kg	△4,485,469kg	△16.7%

※排出量は、温室効果ガスの二酸化炭素換算量。
※端数計算の関係で、排出量と合計は一致しない。

資料) 環境保全課

稲沢市環境マネジメントシステムに基づく取組

市では、平成 13 年に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 を認証取得しました。その後、9 年の運用を経て、職員の中に環境意識が定着し、また継続的な改善が持続可能となったことにより、平成 22 年 9 月 26 日から ISO14001 に替わり、自己宣言による稲沢市独自の環境マネジメントシステムを構築し、移行しました。

(基本方針)

- ①組織の整備、②環境に配慮した事務事業の推進、③環境汚染の予防、④省エネ・省資源・リサイクル・グリーン購入の推進、⑤法規制等の順守、⑥職員の教育及び実践の徹底、⑦環境システムの見直し、⑧周知及び公表

環境活動

こどもエコクラブ※——平成 25 年 6 月末現在、41 団体が登録されています。

・「領内小学校 4 年生」、「高御堂小学校 4 年生」、「溝板こども会」、保育園、児童館・児童センターなど

環境ボランティア「さわやか隊」——稲沢市では、平成 21 年 4 月に「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」を施行しました。この条例は、犬・猫のふんの放置及び放し飼い、落書き、路上喫煙、野焼き、空き地の雑草、ごみの不法投棄など市民の生活環境を損なう行為を禁止しており、このような行為を防ぐことを目的に、環境ボランティア『稲沢市さわやか隊』が結成され、活動しています。

普及・啓発事業の実施

平成 14 年度から EM 活性液（EM 菌※）を利用した三宅川水質浄化試行事業を開始。EM 活性液を 1 t タンクで培養し、上流 2 か所から毎週 2 t を投入しています。

稲沢西小学校に EM 活性液 100 倍培養装置を設置し、同校の「いきいき子どもの夢ひろば推進事業」（平成 14 年度）により、全校児童が学年毎に週 1 回川へ EM 発酵液を投入しています。全校児童が、EM 活性液を各家庭に持ち帰り台所、トイレなどに投入し、生活排水の浄化を併せて実施しています。また、稲沢西中学校でも、稲沢西小学校の卒業生が引続き、EM 活性液を生活排水と一緒に流しています。

さらに、稲沢市民センター、稲沢東公民館において市民向けに EM 活性液の配布を開始して、地域住民による生活排水浄化活動の普及に努めています。

広報活動

①「広報いなざわ」に環境関連の記事を掲載

環境を考える——・野焼きの禁止 ・犬、ねこの飼い方のマナー ・環境月間 光害

・環境衛生週間 ・エコドライブ ・大気汚染・地球温暖化 ・地盤沈下

ごみ減量とリサイクル——・ごみ処理量 ・リサイクル率 ・マイバッグ運動

・指定ごみ袋の導入 ・生ごみ処理機 ・ごみを減らす方策・工夫など

②稲沢市ホームページ

・設置費補助事業 （住宅用太陽光発電システム、合併処理浄化槽など）

・取組結果 （環境基本計画、地球温暖化対策実行計画など）

・環境保全・環境活動の啓発 （さわやか隊、緑のカーテン、こどもエコクラブ、苦情など）

③ケーブルテレビ

・「いなざわふれあい通信」で環境関連の番組を放映

用語解説

こどもエコクラブ 継続的な環境活動・環境学習の場を確保することを目的とし、環境庁（現環境省）が平成 7 年から募集し発足したクラブ。幼児から高校生まで、30 人程度で構成され、大人がサポーターとして助言・指導を行います。

EM 菌（有用微生物群） 自然界に生息する微生物を集めて培養した有用微生物群のことをいいます。EM 活性液（水で薄めた糖蜜に EM 菌を加えて発酵させたもの）を利用した河川浄化活動なども行われています。

2 環境の課題

1 社会環境の課題

人口

- 高齢化が進むことで、在宅時間の長さ等から、家庭のエネルギー消費量が増加することが想定されるため、これに配慮した生活を提案する必要がある。
- 少子化により、深刻な労働力人口の減少、経済活動の停滞、生活水準の低下が予想され、社会保障体制の維持も難しくなるため、人口の増加策が必要である。

住環境

- 煙草などのごみのポイ捨て防止や、空き地・空き家の適正な管理、ペットのフン処理など、快適な住環境の向上を図る必要がある。
- 住宅地の緑化推進など環境に配慮した住環境整備を図る必要がある。
- 田園や並木、歴史的資源などと調和した景観の保全・形成を図る必要がある。
- 庭木や生垣、花壇の設置など、身のまわりに緑のある環境の形成を図る必要がある。

歴史・文化

- 歴史的・文化的資源や先人たちが築いてきた地域の風土の保全を図る必要がある。

公共施設

- 道路や公園などでは、ユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー*化による段差の解消など、高齢者や障害者などに配慮した施設整備を図る必要がある。
- 市民の憩いの場となる公園や緑地、遊歩道などの整備に努める必要がある。

用語解説

ユニバーサルデザイン 高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって利用可能な製品や建物、空間をデザイン（構想、計画、設計）していこうという考え方をいいます。

バリアフリー 高齢者や障害者にとって障害となる段差や仕切りを解消し、利用しやすさに配慮することや、高齢者や障害者などの社会参加を拒む心理的・社会的な障壁も取り除くことを意味します。

2 生活環境の課題

(1) 公害のない暮らしに関する項目

大気汚染

- 自動車や工場などからの大気汚染物質の排出を抑制する必要がある。
- 浮遊粒子状物質（微小粒子状物質（PM2.5）含む）及び光化学オキシダントの低減については、原因の一つである揮発性有機化合物*対策等を推進することが必要である。

水質汚濁

- 下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活排水対策や事業者による自主的な水質基準（工場排水対策）により水質汚濁の防止を図る必要がある。
- 水環境を保全するためには、河川水量の確保や多様な生態系の維持、身近な水辺の保全等を通じ、健全な水循環の再生を図る必要がある。

土壌汚染

- 地下水や土壌の保全には、発生源対策が重要であり、事業者による自主的な管理・対策による汚染の未然防止等の推進が必要である。
- 地下水や土壌の汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には、愛知県と連携して汚染の除去等を早期かつ適切に原因者に実施させることが必要である。

騒音・振動

- 道路交通騒音や特定建設作業での建設・解体工事などの騒音、生活騒音の発生を抑制するよう啓発・指導する必要がある。
- 東海道新幹線沿線においては、引き続き、騒音、振動防止対策を推進することが必要である。

悪臭

- 悪臭の発生を抑制する必要がある。
- 平成 25 年 4 月に導入した臭気指数規制による適切な対応が必要である。

用語解説

揮発性有機化合物 揮発性を有する有機化合物の総称で、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつとされています。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに利用されており、代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メタノール、ジクロロメタンなど約 200 種類の物質があります。

(2) 安全で快適な暮らしに関する項目

防犯・防災

- 犯罪などを未然に防止し、安全で住みよい地域社会を形成する必要がある。
- 災害に強いまちづくりを推進する必要がある。
- ハザードマップの活用により、災害に備えた準備・心構えを地域住民に啓発する必要がある。

河川・水辺

- 水遊び、釣り、河川敷の散歩や、水に親しむことができる水辺の公園などの整備を図る必要がある。
- 河川整備などに際し、魚などの生息環境となる水生植物（水草、藻など）の保全・育成を図る必要がある。

動物・植物

- 身近な緑と認識されている優良な農地周辺の用水路、あぜ、土手などの多様な自然環境の保全や、希少種の適切な保護及び野生動物の保護管理等を通して、生物多様性の保全を図る必要がある。
- 地域本来の生態系を破壊する恐れのある外来種・移入種対策を講じる必要がある。

(3) 廃棄物、資源・エネルギーに関する項目

廃棄物

- ごみの減量化を図るとともに、最終処分場の確保に努める必要がある。
- ごみの不法投棄防止を図るなど、廃棄物を適正に処理する必要がある。

資源・エネルギー

- 低燃費で低公害車であるエコカーの普及などにより、省資源・省エネルギー化を図る必要がある。
- 節水や節電など省資源・省エネルギー化を図る必要がある。
- 先進的な省エネ技術・新エネルギー技術などの環境技術について、導入を積極的に検討する必要がある。

資源循環

- あらゆる場面で3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進する必要がある。
- 資源・エネルギー需要の増加が見込まれる中で、廃棄物発生量の増大が懸念されるため、対策をとる必要がある。

(4) 環境問題に対する取組に関する項目

取組の実践

- 地球温暖化防止などの環境問題の解決には、一人ひとりが自ら環境に配慮しながら環境保全活動に取り組むことが必要であり、そのきっかけとなる環境教育・環境学習を一層推進する必要がある。
- 市民、事業者、市の各主体が連携を図りながら、環境に配慮した取組を実践していく必要がある。
- 現在では予見できない、新たな環境問題が生じる可能性にも留意しながら、環境行政の基本である安全・安心の確保を確実に進める必要がある。

第3章

目指すべき環境像

望ましい環境像

各主体に期待される役割

環境目標

環境目標の達成に向けた取組

計画の実現に向けて

1 望ましい環境像

第5次稲沢市総合計画の将来都市像「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く 文化創造都市」や稲沢市環境基本条例の基本理念などを踏まえ、望ましい環境像を以下のよう

人と自然が共生し 地球にやさしいまち いなざわ

古来から人は自然と共生しながら生活をし、自然から多くのことを学び、自然を享受する生活を営んできました。そしてそこから生活の知恵が生まれ、地域社会で独自の文化が継承されてきました。

人は自然の中に溶け込んで、ふれあいを深めることで心を豊かにし、自然の恵みにより豊かな実りある生活を営んでいくことができます。自然は、すべての生物の生態系の基礎となるものであり、その恩恵は、次世代の人々にも引き継いでいくべきものです。

望ましい環境像は、「地球にやさしい」を基本として自然環境と地球を視野に入れて設定をしました。

「地球にやさしい」、これは、地球温暖化防止などの地球環境危機を克服し、持続可能な社会を実現していくこと。そのために地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量を削減していく「低炭素社会」、3Rを通じた資源循環を実現していく「循環型社会」、そして自然の恵みを享受し継承していく「自然共生社会」を進めていく必要があります。

この実現のためには、二酸化炭素排出量の削減、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却、二酸化炭素の吸収源の確保、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場や機会を確保していくなど、私たち自らが変革していくことが重要となってきます。

本市も地球環境を構成しているものとして積極的にこの問題に取り組み、市民、事業者、市の各主体の協働により、「人と自然が共生し 地球にやさしいまち いなざわ」をめざしていきます。

2 各主体に期待される役割

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、市の各主体が自らの責任と役割を理解した上で環境に関する取組を実践することが重要になります。

1 市民の役割

私たち一人ひとりの活動が環境に影響していることを理解し、これまでの生活を見直すことにより、環境への負荷が小さくなるよう行動していくことが重要となります。

環境教育や環境学習などを通して、日常の活動と環境との関わりについての知識と理解を深め、また、省エネ・省資源など市民一人ひとりができることを自主的かつ積極的に実践していく必要があります。住み良い住環境を確保するためには、お互いの活動を理解するとともに、地域ごとの環境保全活動に積極的に取組むことが必要です。

2 事業者の役割

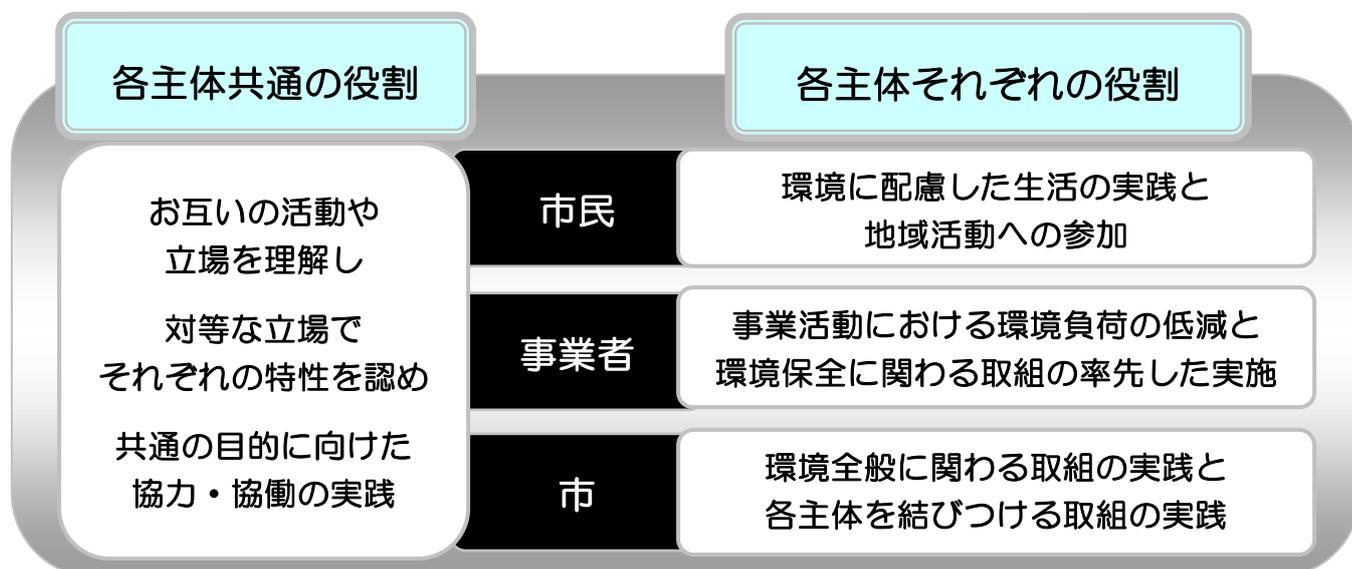
事業活動は、資源・エネルギーを消費し、廃棄物の排出など環境へ与える影響が大きいことから、事業者は確実な法令遵守が求められます。

各種の事業活動において、自然環境の保全、汚染物質の排出抑制、廃棄物の適正処理などを図るとともに、企業の社会的責任の面からも環境保全に関わる取組を率先して実践していく必要があります。

3 市の役割

環境の保全を図るうえで、市民や事業者と日常的に関わり、地域の実情を把握している市は、重要な役割を担っています。各主体が環境全般に関する取組を積極的に行えるよう、地域の自然的・社会的条件に応じた取組を実践していく必要があります。

また、市自らも事業者であり消費者であるという立場から、率先して環境への影響に配慮した行動を実践します。



3 環境目標

良好な環境を次世代に継承し、望ましい環境像を実現していくために、以下の6つの環境目標を掲げ、各目標の達成をめざします。

環境目標は、環境政策の大きな方向性を示すものであり、これらを達成するために、市民、事業者、市の各主体の協働のもと、環境に配慮した各種の取組を実践します。

環 境 目 標

- 1 未来につながる「地球温暖化の防止」
- 2 環境にやさしい循環型社会の構築
- 3 人と自然がふれあえる都市の実現
- 4 豊かな風土を育む快適な環境の創造
- 5 安心して暮らせる地域社会の確立
- 6 環境意識を向上させる活動の推進

1 未来につながる「地球温暖化の防止」

私たちは、科学技術の発達と経済成長の進展により、快適で豊かな生活を送っています。しかし、近年では自動車の増加による排気ガスや、電気やガスなどの大量消費に伴う二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出により、地球温暖化問題が大きな課題として取り上げられるようになってきています。このまま、温室効果ガスが増加しつづければ、地球全体の平均気温は 100 年の間に 1.1～6.4℃上昇するとも言われています。このことに伴い、各地で自然災害が増加し、生産作物などの収穫量の減少や感染症の増加、自然体系の崩壊などが起こると予想されています。

地球温暖化を防止するため、平成 12 年に京都議定書が採択され、日本は平成 14 年 6 月に批准しました。日本は平成 2 年（1990 年）度基準で、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間に於いて、温室効果ガス平均排出量を 6%削減するとしていますが、平成 19 年では逆に 8.7%増加するなど、さらなる削減に向けた取り組みが必要となってきています。

そのため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減を図り、未来につながる「地球温暖化の防止」をめざします。

2 環境にやさしい循環型社会の構築

物質的な豊かさを実現された現代、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造が、様々なところで環境に負荷をかけ、その見直しが必要になってきました。廃棄物の中には処理が困難なものも多く、有害物質が含まれていることもあります。最近では、需要の増大に伴い天然資源が枯渇してきたことや、最終処分場の確保が困難となっていること、産業廃棄物が大量に不法投棄されたことなどが社会問題になっています。

私たちの社会が持続可能な発展を遂げていくためには、自然環境を尊重し、自然に負荷をかけない社会を構築して、次世代に引き継いでいくことが求められています。

循環型社会を形成していくには、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物になったものについては再使用・再利用し、残る廃棄物については適正に処理する必要があります。

この循環型社会の形成に向けた施策も 3R（発生抑制、再使用、再生利用）を通して地球温暖化対策に貢献するものです。

そのため、廃棄物の発生抑制と適正処理を推進し、環境にやさしい循環型社会の構築をめざします。

3 人と自然がふれあえる都市の実現

人は、四季折々の風景にふれ、感動し、心を癒され、心を豊かにします。特に春の桜や秋の紅葉の時期には多くの人々が名所を訪れ、感性を研ぎ澄ませ、自然を満喫しています。人々は自然とのふれあいを通じてやすらぎを求めています。さらに最近では、エコツーリズム^{*}の普及や環境問題への関心の高まりにより、ハイキングなど自然の中で体を動かし、直接自然とふれあえる機会を望む幅広い世代が増えてきています。

自然とふれあうことで、自然生態系に対する関心も高まり、自然を大切にする心が育まれます。また、このふれあいは、自然に対する感性を磨き、さらには想像力が養われます。このことは、次世代に豊かな心を引き継ぐ上でも重要なことといえます。

私たちがこのような良好な自然を受け継いでいくためには、地域の自然を維持し、人と自然との豊かなふれあいを大切にする必要があります。

そのため、豊かな自然環境の保全・創出、生物多様性の保全、人と自然とのふれあいの場や機会の確保を図り、人と自然がふれあえる都市の実現をめざします。

4 豊かな風土を育む快適な環境の創造

私たちのまちいなざわには昔ながらの田園風景、昔ながらの細い道、木枠の格子戸のある町並みの残る旧街道や宿場町の面影、集落の中に現れる塔や楼門のある由緒ある寺社などの風景があり、私たちに過去の歴史を思い浮かばせ心温まる情緒をもたらしています。

一方、駅周辺では大都会への通勤が便利なことから、人口が密集し、高層の集合住宅もみられるようになってきました。

私たちが先人から受け継いできた地域の伝統や風土を守っていくには、地域社会の人が一体となり、心温まるやすらぎのある環境を保全・創出していく必要があります。また、公園や緑地、河川周辺などの身近な憩いの場の整備・保全や良好なまち並み景観の形成など誰もが安心して暮らせるまちづくりなどが求められています。

そのため、快適な生活環境の創造、歴史的・文化的資源の保全を図り、豊かな風土を育む快適な環境の創造をめざします。

用語解説

エコツーリズム 旅行者がガイドに案内や助言を受けて自然観光資源の保護に配慮しながらふれあい、学び、知る活動。エコツーリズム推進法は平成19年6月に制定し、平成20年4月施行されました。

5 安心して暮らせる地域社会の確立

私たちの身近な環境は、生活様式や社会経済活動の変化などにより、汚染が進んでいます。近年、生活排水による水質汚濁や自動車排気ガスによる大気汚染などの都市・生活型公害や、集中豪雨などの自然災害は、私たちの安全な暮らしを脅かしています。都市・生活型公害を改善していくには、指導などの規制的な手段だけではなく、工場等の機械の低公害化を促進することも重要になっています。自動車公害問題については、ディーゼル規制適合車や次世代の低公害車（ハイブリッド自動車、燃料電池自動車など）の普及により、改善されていくものと思われます。

私たちの良好な生活環境を保全・形成していくためには、各種の公害発生を防止し、日常生活のあり方を見直すとともに防災体制を確立し、交通環境の整備や防犯活動を推進していく必要があります。

そのため、公害の防止、災害に強いまちづくりの推進、交通安全・防犯の推進を図り、安心して暮らせる生活環境の保全をめざします。

6 環境意識を向上させる活動の推進

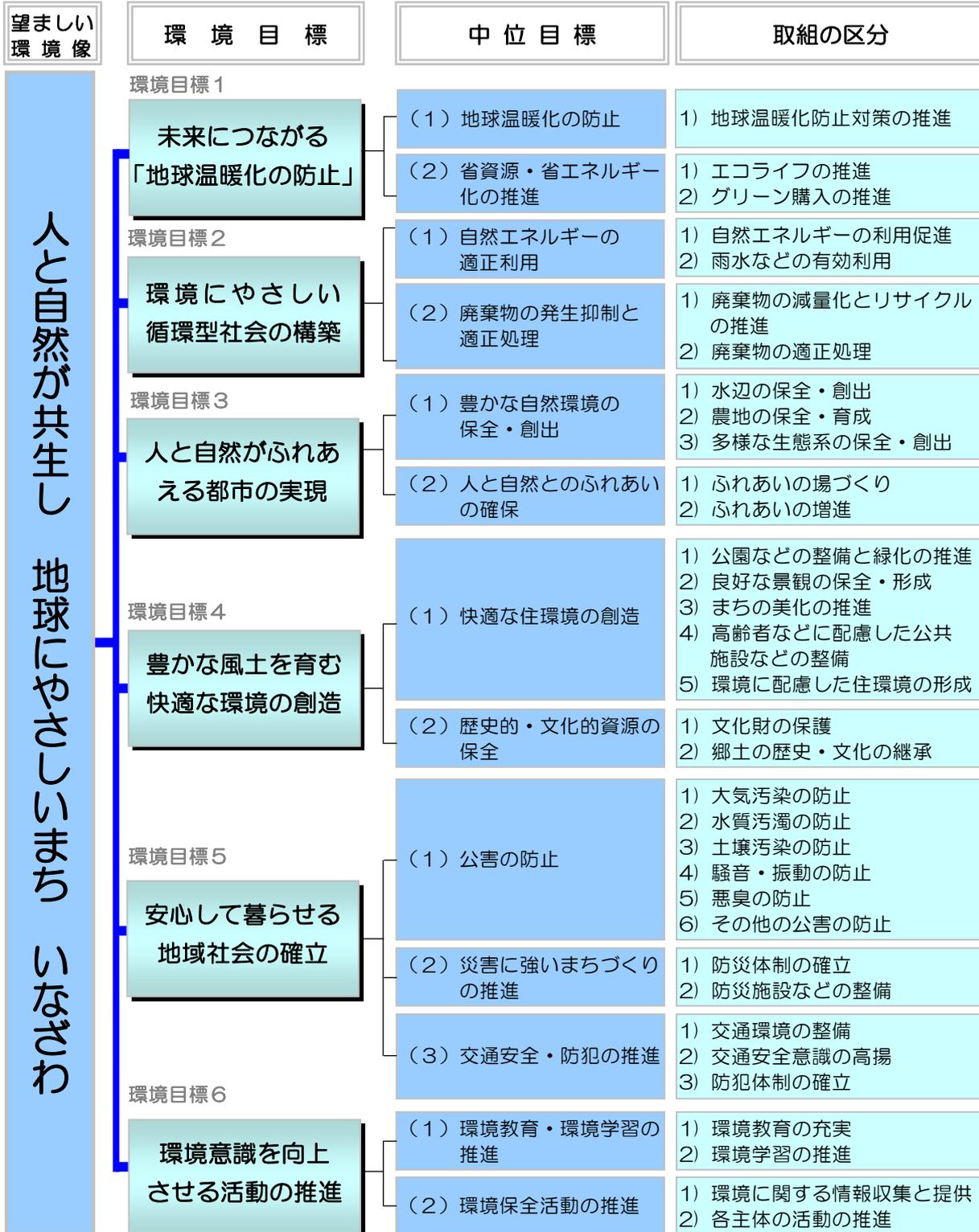
豊かな環境を守り、潤いのあるまちづくりを推進していくためには、市民、事業者、市の各主体が一体となって環境の現状及び課題、それぞれの責務を認識して、自主的に環境を改善、保全していくことが重要です。そして、一人ひとりが環境について考え、自発的に率先して行動できるようにする必要があります。その際、各個人での環境意識には格差があり、格差に応じた情報提供等も必要になっていきます。さらに、市民や各種関係団体などと連携を深め、ネットワークを形成し、共通の認識のもとで、環境に配慮した取組を実践していく体制を作っていくことが求められます。

そのため、環境教育・環境学習の推進とともに、「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」に基づく、環境保全活動の推進を図り、市民、事業者、市の協働のもと、環境意識を向上させる活動の推進をめざします。

4 環境目標の達成に向けた取組

望ましい環境像の実現、6つの環境目標の達成に向けて、中位目標、取組の区分を設定し、取組の区分ごとに市民、事業者、市の各主体が実践すべき環境に関する取組を示します。

環境目標の達成に向けた取組の体系図



5 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 市民、事業者、市の協働体制

各種の環境問題を解決するためには、市民、事業者、市の各主体が、地域の環境に関する情報や問題意識を共有し、互いに連携を図りながら環境に配慮した取組を実践していく必要があります。そのため、市民、事業者、市の協働体制として、それぞれの代表者から構成される「稲沢市環境審議会」や「いなざわ環境市民会議」を設置します。稲沢市環境審議会では、環境基本計画に関することや環境の保全に関する基本的事項を調査審議しています。いなざわ環境市民会議では、市民、事業者、市の各主体が互いに意見交換を行い、パートナーシップを形成しつつ計画を具体的に推進するための手法を検討するとともに、各主体の取組状況など計画の進行管理を行います。

また、各主体が計画の進捗状況や環境情報などを共有化し、緊密な連携が図られるよう、市は、広報いなざわ、稲沢市ホームページなどを活用した情報発信を行うとともに、各種のイベントなどによる啓発活動や環境学習などの充実に努めます。さらに、地域や各種団体などにおいて、環境に関する身近な活動を実践する市民グループ、事業者グループを育成するとともに、グループ間のネットワーク化を図り、協働体制の構築に努めます。

市民、事業者は、個々の取組を地域や団体などのグループの取組に、ひいては全市的な取組へと展開するために、既存の組織を活用したり新たな組織を設置することにより、環境情報の交流の向上を図る体制づくりを行います。

(2) 市における推進体制

市の実施する取組について環境マネジメントシステムを活用し、計画の推進・管理を行うとともに、稲沢市環境行政推進会議において、庁内の関連部局の調整を図りながら、総合的かつ計画的に環境に関する各種の取組を推進します。

(3) 広域的な協働・連携

広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、県、周辺市町村と連携を図るとともに、環境に関する情報の共有や各種の調整などを行い、広域的な視点から迅速かつ適切な処置を講じます。

2 計画の進行管理

稲沢市の望ましい環境像の実現と環境目標の達成に向けた各種の取組を着実に実施するとともに、計画期間内の諸情勢の変化に対応していくためには、的確な計画の進行管理を行う必要があります。

(1) 年次報告

市は、環境の現況、各主体の取組の実施状況、計画に掲げた数値目標や環境パートナーシップ事業の目標の達成状況などに関して、広報いなざわや稲沢市ホームページなどを通じてその内容を公表します。

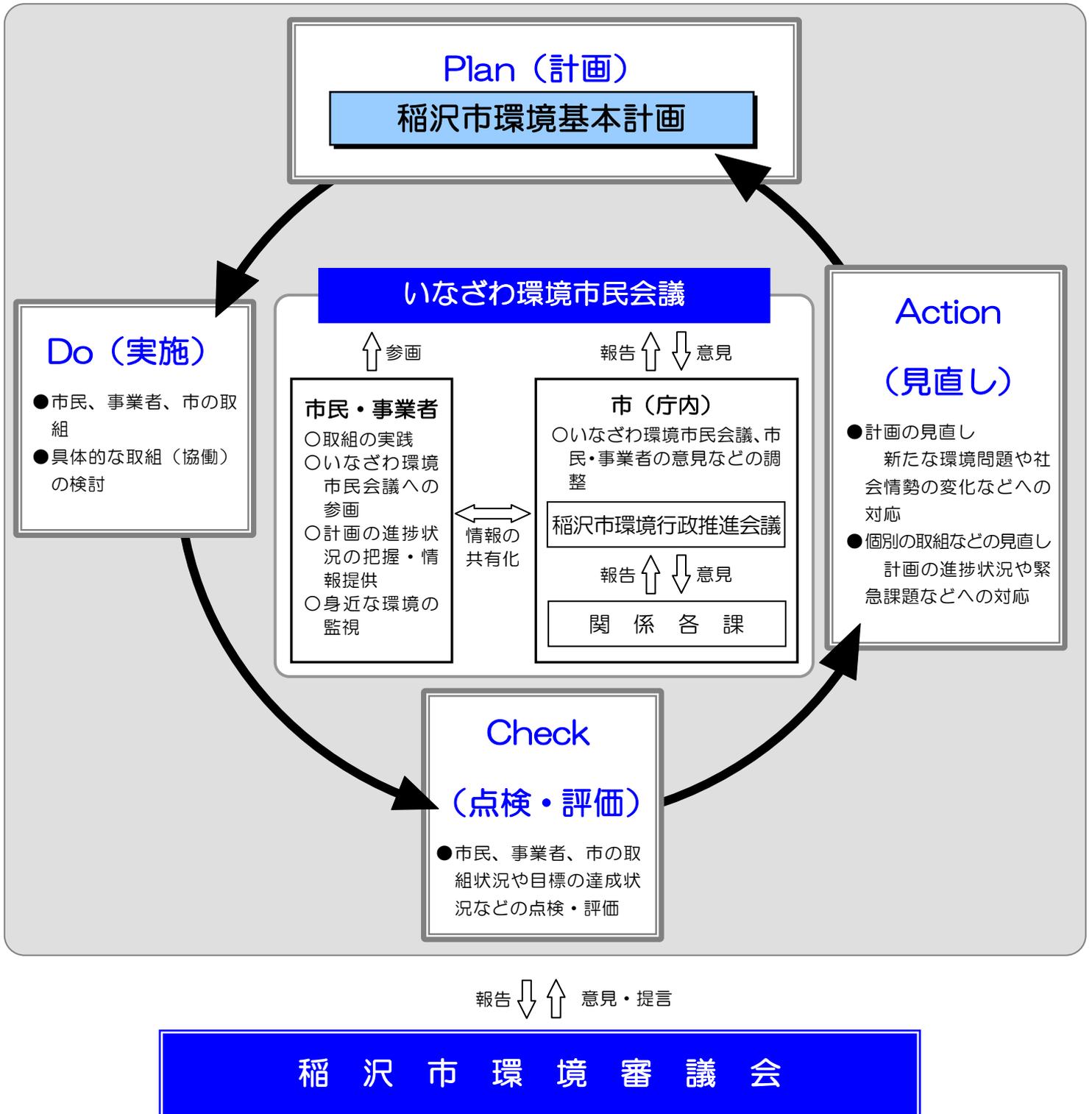
(2) 進行管理の方法

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの運用などに用いられる PDCA サイクル(右図)に基づいた方法により行います。また、第5次稲沢市総合計画の推進計画との整合を図ります。

計画の適切な進行管理を行うため、いなざわ環境市民会議は、年次報告を踏まえ、市民、事業者、市の取組の実施状況や目標の達成状況などを把握し、計画の点検・評価を行います。また、学識経験者、市民、事業者、行政機関の代表者から構成される稲沢市環境審議会においては、計画の進捗状況などについて審議を行い、計画の見直しに向けた提言などを行います。

市民や事業者は、計画の進捗状況などに関する提言や取組の推進などに関する情報提供などを行うとともに、身近な環境の監視員として、稲沢市の環境全般についての提言も行います。

市は、いなざわ環境市民会議での点検・評価結果や、市民や事業者からの提言などを踏まえ、新たな環境問題や社会情勢の変化、計画の進捗状況などを考慮しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。



第4章

環境目標達成のための取組

未来につながる「地球温暖化の防止」
環境にやさしい循環型社会の構築
人と自然がふれあえる都市の実現
豊かな風土を育む快適な環境の創造
安心して暮らせる地域社会の確立
環境意識を向上させる活動の推進

1 未来につながる「地球温暖化※の防止」

(1) 地球温暖化の防止

地球温暖化は、自然由来の要因と人為的な要因に分けられます。人為的には、人間の産業活動等に伴って排出された温室効果ガス（主に二酸化炭素）の大量排出が主因となって引き起こされているとする説が有力とされています。地球温暖化による人や自然環境への影響は、地球表面付近の温度が上昇することにより、北極の生態系の変化、永久凍土の融解、海面水位の上昇などが指摘されています。地球温暖化の防止に向けて、家庭用品や事務用品の省エネ型への切り替え、小まめな電源オフなどによる電気使用量の抑制、エコドライブなどによる燃料使用量の抑制、空調温度の設定調整による電気やガスの使用量抑制などをする必要があります。

本市においても市民一人ひとりが生活様式を見直し、身近なことから取組を始めるために周知啓発や情報の提供を実施するなど、地球温暖化対策の推進に積極的に取り組んでおり、引き続き「地球温暖化の防止」をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
稲沢市温室効果ガス排出量	H17 26,940 トン	H24 22,454 トン	H29 21,552 トン

日本の二酸化炭素排出量の推移



用語解説

地球温暖化 地球温暖化とは、人間活動の拡大により二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。地球温暖化の進行により、生態系への悪影響、健康への被害、農業への影響、洪水及び高潮の発生などが懸念されています。

1) 地球温暖化防止対策の推進

市の取組

- 地球温暖化対策実行計画の進捗管理
- 公用車への低公害車や低燃費車の導入
- 公用車の使用抑制やエコドライブの推進による燃料使用量の削減
- 低公害車や低燃費車の購入や使用の啓発
- 徒歩や自転車の利用、ノーカーデーの推進や自動車の相乗りなどの普及・啓発
- 環境家計簿*の普及、省エネルギーに関する情報提供
- 地球環境問題に関する情報収集と提供
- 新エネルギー導入の情報提供や啓発
- 家庭用燃料電池*の普及啓発や補助金制度の確立

市民の取組

- 温室効果ガスの削減など日常の生活様式の見直しへの配慮
- 低公害車や低燃費車の購入
- 自家用車の使用抑制やエコドライブの推進による燃料使用量の削減
- 身近な樹林地の保護や緑化への配慮
- 環境家計簿の活用
- 地球環境問題などに関するイベントや学習会などへの参加
- 環境保全などに関する国際的な交流活動への参加・協力
- 集合住宅や、登録を行った会員間等でのカーシェアリング*の活用

事業者の取組

- 社有車などへの低公害車や低燃費車の導入
- 社有車などのエコドライブの推進による燃料使用量の削減
- 通勤での自転車や公共交通機関などの利用（ノーカーデーの推進）
- 建設作業時の型枠パネルなど熱帯材を使用した製品の利用の抑制
- 地球環境問題などに関するイベントや学習会などへの参加・協力
- 環境保全などに関する国際的な交流活動への参加・協力
- 集合住宅や、登録制度等によるカーシェアリングシステムの整備

用語解説

環境家計簿 日常生活において、家庭での電気やガス使用量、ガソリンなどのエネルギー消費量、ごみの排出量を定期的に記録することで、日常の生活が環境にどの程度影響を与えているかを知ることができる帳簿などをいいます。

家庭用燃料電池 都市ガス・LPガス・灯油などから、改質器を用いて燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステムで、蓄電池のように充電して電気を貯めておくものではありませんが、発電時の排熱を給湯に利用することでエネルギーの利用効率が高まります。

カーシェアリング 登録した複数の会員が自動車を共同利用する有料サービスのことで、必要に応じて15分から30分といった短時間単位で、またレンタカーより低い料金で利用できることが多く、カーシェアリングの普及が車の効率利用を促し、環境対策や渋滞解消にもつながるとみられています。

(2) 省資源・省エネルギー化の推進

水や食料と並んで、私たちの暮らしに欠かせないエネルギーの大半は、石油や石炭などの化石燃料を燃焼することで得られますが、エネルギーの大量消費が地球温暖化の原因として環境に大きな影響を与えています。エコライフの推進に向け、各種施設において省エネルギー設備への転換による、効率的なエネルギー使用などを促進する必要があります。

また市民一人ひとりがエネルギー資源を大切に暮らす暮らしへと転換を図り、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを実践することにより、省資源・省エネルギー化の推進を図ります。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
中小企業への環境対策講習会開催	—	—	H26～ 2回/年
市のグリーン調達率の向上 (国の各特定調達品目)	H17 92.1%	H24 97.4%	H26～ 95%以上

1) エコライフの推進

市の取組

- 省資源・省エネルギーに関する普及・啓発
- 家庭や事業所などの省資源・省エネルギーに関する設備資金の融資などの情報提供
- 事業所などへの省エネルギー対策などの情報提供
- 冷暖房の使用時間・時期の短縮、設定温度の適正化（冷房 28℃、暖房 19℃程度）
- クールビズ・ウォームビズの実施や啓発
- 照明、機器、事務用品の使用の合理化
- 高効率照明（LED 等）への切り替え
- 建物の屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン^{*}の導入や啓発
- 省エネ法^{*}に基づく中長期計画書^{*}の策定

用語解説

屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン 建築物の外側に植物を育成することにより、建築物の温度上昇を抑える取組。太陽光線の遮断や、植物の葉からの蒸発に伴う気化熱による温度上昇の抑制や、光合成による CO₂ の減少が期待できます。

省エネ法 正式名称を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」といいます。工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するための法律です。

中長期計画書 事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の 1 年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500 キロリットル以上である特定事業者が、エネルギー使用の合理化の目標に関し、その達成のために主務大臣に提出を義務付けられている計画書です。

市民の取組

- 効率の高い照明の使用、不要な照明のこまめな消灯、自然光の取り入れ
- テレビなどの待機電力消費の抑制
- 冷蔵庫内の整理、ドアの開閉回数の削減、季節に応じた温度設定
- 冷暖房の使用時間・時期の短縮、設定温度の適正化（冷房 28℃、暖房 20℃程度）
- クールビズ・ウォームビズの実施
- 電化製品・照明器具等の買い換え時における省エネルギー型機器*・LED 等の導入
- 建物の屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンの推進

事業者の取組

- O A 紙などの用紙類の使用量削減、再生紙の使用
- 冷暖房の使用時間・時期の短縮、設定温度の適正化（冷房 28℃、暖房 20℃程度）
- クールビズ・ウォームビズの実施
- 店舗や事業所などにおける省エネルギー型機器・LED 等の導入
- サマータイム制*の導入検討
- 省資源・省エネルギー型機器の開発、廃棄物の再資源化、未利用資源の活用等省資源・省エネルギーのための技術開発を積極的に推進
- 過大広告、過剰包装等の自粛
- 建物の屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンの推進

緑のカーテン設置事業

～緑を生かしてみんなで涼しく～

稲沢市は、平成 25 年度に 107 か所の公共施設に緑のカーテンを設置しました。

夏場の強い日差しを遮り、冷房効率を高める緑のカーテンの効果でエアコンの使用を控え、地球温暖化の防止に努めています。



市役所南側に設置した緑のカーテン

「地球温暖化対策」との関係

使っていない場所の電気を消したり、エアコンの温度調整をしたり電気の無駄遣いをやめることで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らします。

用語解説

省エネルギー型機器 効率のよい省エネルギーに配慮した電気機器。平成 18 年 4 月にエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)において、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者(小売事業者)の省エネルギーに係る情報提供の努力義務が規定されました。(財)省エネルギーセンターでは「省エネ性能カタログ」が提供されています。

サマータイム制 日の出時刻が早まる時期(例えば4月～10月)に時計の針を1時間進め、夕方の明るい時間を増やす制度。日の出から活動開始までの間の、太陽光を有効活用できない生活時間を減らすことができます。

2) グリーン購入※の推進

市の取組

- 公用車への低公害車や低燃費車の導入
- 環境にやさしい消費者意識の向上に向けたグリーン購入の推進

市民の取組

- 低公害車や低燃費車の購入
- 低消費電力型の電気製品の購入
- エコマークやグリーンマークなどのエコラベル※製品の購入・使用

事業者の取組

- 事務用品などのグリーン購入の推進
- 環境負荷が少ない原材料の採用、資源やエネルギーなど高効率な生産方式の採用
- 省エネルギー製品やリサイクル可能な製品など環境に配慮した製品の製造・販売

省エネラベリング制度 ～マークと数字でわかる省エネ性能～

平成 18 年 10 月から、統一省エネラベルがスタートしました。この制度は、家庭で使われる製品が国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをラベルに表示するもので、JISで規定されています。

省エネ基準を達成した製品には緑色のマーク、達成していない製品には橙色のマークが表示されます。緑色のマークで、省エネ基準達成率の数字が大きいほど、省エネ性能が優れた製品といえます。

◆対象は 16 製品

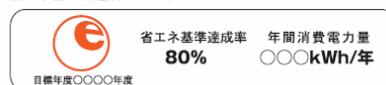
エアコン	ガス調理器具	パソコン	テレビ
冷蔵庫	電子レンジ	磁気ディスク装置	
冷凍庫	ガス温水器具	変圧器	
蛍光灯器具	石油温水器具	ジャー炊飯器	
ストーブ	電気便座	DVDレコーダー	

◆ラベリング制度表示例

省エネ基準を達成しているラベル



省エネ基準を達成していないラベル



用語解説

グリーン購入 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。平成 13 年の 4 月からは「グリーン購入法」が施行され、国などの公的機関には、環境負荷の低い商品を調達することが義務づけられ、地方公共団体にも努力義務が課せられています。

エコラベル 環境負荷の少ない製品であることを示す認証。国際標準化機構（ISO）による国際規格化が進んでおり、タイプⅠ型（第三者認証型）、タイプⅡ型（自己宣言型）、タイプⅢ型（環境情報表示型）に分類されます。（エコマークなどはタイプⅠ型の環境ラベルに該当します。）

2 環境にやさしい循環型社会の構築

(1) 自然エネルギー※の適正利用

水の需要は、生活水準の向上等により年々増加傾向にありましたが、今後は、人口の減少が見込まれ横ばいの状況を保つと予測されています。

しかしながら、水資源は地域的に偏在していることから、今後も水資源の確保が大きな課題となっています。

また、エネルギーの確保は、市民生活や経済活動にとって重要ですが、現在その多くを化石燃料に頼っています。このことから、太陽光や風力などの環境負荷の少ない自然エネルギーを積極的に導入する取組は、エネルギー供給の安定化に役立つとともに化石燃料の使用を抑えることにつながり、地球温暖化対策にも大きな意義があります。

エネルギー資源を大切にすると暮らしへと転換を図り、資源・エネルギーの適正利用をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
太陽光発電システム設置費補助 (最大出力の合計 kW)	H17 138.92kW	H24 1468.01kW	H29 1560kW

● 住宅用太陽光発電※システム設置費補助制度

市では、市民の環境にやさしいエネルギーの利用を促進するとともに、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システムの設置者に対して費用の一部を補助しています。

自ら居住する市内の住宅（店舗等の併用住宅を含みます。）に対象システムを設置する場合には、この制度が利用できます。

◆対象

- ・住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が 10kW 未満の太陽光発電システム（未使用品に限る）
- ・電力会社と電灯契約を締結すること（問合せ先 環境保全課）

用語解説

自然エネルギー 一般に、太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマスなどを活用したエネルギーのことです。

太陽光発電 再生可能エネルギーの一種。発電用パネルに太陽光があたることで直接電気へ変換できるため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減に貢献します。導入コストが比較的高く、価格低減や普及促進の政策、売電価格の上昇が重要となります。家庭用の 10kW 未満の小規模なもののほか、近年、数千 kW と大規模な施設の計画もあります。

1) 自然エネルギーの利用促進

市の取組

- 公共施設における太陽光発電・太陽熱利用施設などの導入
- 太陽光・太陽熱利用などの各種助成制度などに関する情報の提供
- 太陽光・太陽熱利用などの各種助成制度の確立

市民の取組

- 太陽光・太陽熱利用設備などによる自然エネルギーの有効利用
- 洗濯物の自然（太陽熱）乾燥の実施、乾燥機の使用抑制

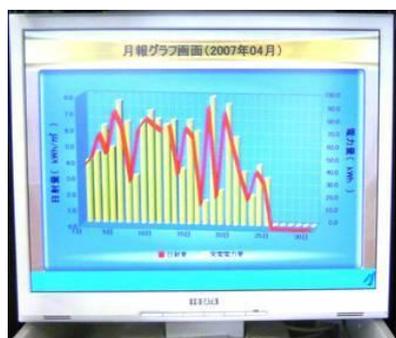
事業者の取組

- 太陽光・太陽熱などの自然エネルギーを利用する設備の導入

中央図書館のエコ設備 ～太陽光発電・雨水の利用～

平成 18 年 11 月に開館した地上 3 階建ての中央図書館は、屋上に太陽光発電のパネルが設置されています。これは約 15kW の発電能力をもち、発電した電気を施設内で利用しています。この発電量は、1 階の展示スペースで確認することができます。

このほかにも、トップライト（天窗）による自然採光や自然通風を取り入れています。また、雨水は貯水され、トイレの水や散水用の水資源として有効に利用されており、環境に優しい施設となっています。



発電された電力量を示すパネル



屋上に設置された太陽光パネル

低炭素社会づくり行動計画

国は、平成 20 年 7 月に閣議決定した「低炭素社会づくり行動計画」において、太陽光発電の導入量を平成 32 年（2020 年）までに現状の 10 倍、平成 42 年（2030 年）には 40 倍に引き上げることを目標に掲げています。このほか、革新的技術開発や既存先進技術の普及、国全体を低炭素化へ動かす仕組みを整えることなどを掲げています。

2) 雨水などの有効利用

市の取組

- 家庭や事業所などにおける節水意識の啓発
- 家庭や事業所などにおける節水コマ^{*}の取り付けや雨水の有効利用の促進
- 公共施設での再生水の利用の検討
- 地下水の適正利用の啓発
- 下水道への接続時に不要となる浄化槽を改造した雨水貯留施設の設置促進の検討

市民の取組

- 台所での洗い桶によるまとめ洗いの実施
- 風呂水の再利用や節水機器（節水コマなど）の導入
- 植木や花への散水や洗車などでの雨水の有効利用

事業者の取組

- 節水に配慮した設備などの導入
- トイレや洗車などへの再生水の利用の検討
- 工場排水などの再利用

「地球温暖化対策」との関係

太陽光発電を取り付けて自然エネルギーを利用したり、雨水利用をして水道水の使用量を抑制することで二酸化炭素の排出を減らします。

用語解説

節水コマ 蛇口からでる水の量を減らす器具（コマ）をいいます。コマを取り替えるだけで毎日使う水道水の使用量を減らすことができます。

(2) 廃棄物の発生抑制と適正処理

良好な環境を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減される循環型社会の構築が不可欠です。

本市においても、3Rの推進や、指定ごみ袋の導入、レジ袋の有料化などごみの減量化、リサイクルの推進に積極的に取り組んでおり、更なる目標を掲げ引き続き資源循環施策を進め、最終処分量を減らしていくことが必要です。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
市民1人1日当たりのごみ排出量 (リサイクル資源を除く)	H17 597g	H24 511g	H29 465g
ごみの資源化率の向上	H17 21.4%	H24 24.3%	H29 27.3%



稲沢市環境センター

稲沢市のごみは、稲沢市が管理運営する稲沢市環境センターの工場で中間処理した後、市外の最終処分場で埋立処分しています。

この工場は、ごみ焼却における余熱を利用した発電設備を設けるなど、最新鋭の設備と公害防止に関する最新技術を導入した施設(平成12年3月竣工)です。



指定ごみ袋制度

平成21年4月から指定ごみ袋制度が始まりました。家庭から排出する可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の3種類について、ごみ排出には指定のごみ袋に入れる必要があります。

指定ごみ袋は、市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、その他小売店などで購入することができます。

可燃ごみ用	不燃ごみ用	プラスチック製容器包装
黄色半透明・赤色文字	無色透明・青色文字	白色半透明・黒色文字

1) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

市の取組

- 「3R」活動（リデュース Reduce：排出抑制、リユース Reuse：再使用、リサイクル Recycle：再生利用）の推進
- 焼却灰などのリサイクルの推進
- ごみの減量、リサイクルに関するごみの減量リーフレットや分別辞典の作成・配布
- 大量消費・廃棄の生活習慣の見直しに向けたパンフレットの配布やイベント（処理施設の見学や出前講座など）の開催
- 地域及び各種団体によるリサイクル資源回収の支援及び持ち去り対策
- 生ごみ処理機やコンポスト^{*}の購入助成制度の利用促進
- 事業所におけるごみの減量化や再利用の普及・啓発
- レジ袋有料化・ポイント制などの導入・普及によるマイバッグ持参運動の推進
- 使い捨て商品の製造・販売や過剰包装の自粛などの普及・啓発
- ごみ減量化に関する標語・ポスターの公募などによる意識啓発
- 常設資源回収ステーションの設置の検討
- 各種リサイクル法に基づくリサイクルの促進
- 不用品紹介制度によるごみの減量、再利用の促進
- リサイクル協力店や販売店回収品のPR、店頭回収実施状況の把握と情報提供、各業界への回収ルート整備の要請などの推進
- 公共施設などにおける再生品利用基準に基づく再生品利用の推進、環境負荷の少ない商品やサービスに関する情報の提供
- 公共工事における建設発生土の資源化・再利用の推進

市民の取組

- 生ごみの減量化やエコクッキング^{*}の実践
- 生ごみ処理機やコンポストの利用
- 自治会や子ども会などが実施するリサイクル資源の集団回収への参加
- マイバッグの持参、過剰包装の辞退
- ごみ減量化に関するアイデアなどの情報発信
- 使い捨て製品の購入・使用の自粛
- 詰め替え可能な商品やリターナブル容器を用いた商品の購入・使用
- 耐久性の高い製品の購入、故障したときは修理して使うなどの長期利用
- フリーマーケット、不用品交換、学校のバザーなどによる資源の再利用

用語解説

コンポスト 家庭から出る生ゴミを各家庭で手軽に堆肥(たいひ)に再生できる容器です。地上に設置するタイプと地面に埋め込むタイプがあり、堆肥は菜園や花壇などの土壌改良剤として活用できます。

エコクッキング ごみを出さない料理のこと。必要な量だけ食品を購入し、大根の葉なども工夫して食べきる料理方法。

事業者の取組

- レジ袋有料化・ポイント制の導入などによる購入者のマイバッグ持参の推奨
- 簡易包装の実践や梱包材などのリユース
- 使い捨て製品の製造・販売の自粛、再生品や再利用が可能な製品の製造・販売

「地球温暖化対策」との関係

マイバッグ持参や包装をできるだけ簡単にすることで、ごみの発生を抑制し、ごみを燃やすことで発生する二酸化炭素を減らし地球温暖化を防ぎます。

産業廃棄物の発生量の少ない工法を採用したり、製品の材料にリサイクルしやすい材料を使うことで、後でごみになるのを減らし地球温暖化を防ぎます。

生ごみ処理機・コンポスト等購入費の助成

市では、家庭から出る生ごみの自家処理を推進し、ごみを減らすため、家庭用生ごみ処理機・コンポスト等を市内の販売登録店で購入される方に対し補助しています。

◆補助金額

電動生ごみ処理機（乾燥型、バイオ型）	購入金額の3分の1 (補助限度額 2万円)
生ごみ消滅器（手動かくはん式）	
コンポスト（生ごみ堆肥化容器）	購入金額の3分の1 (補助限度額 3千円)
生ごみ密閉式発酵容器	

(問合せ先 資源対策課)

2) 廃棄物の適正処理

市の取組

- 有害ごみの適正な回収体制の整備
- 広報いなざわ、稲沢市ホームページなどを通じたごみの減量の意識啓発
- 空き地などへの不法投棄の監視体制の強化
- 家電リサイクル法*に基づく廃家電品の適切な処理の普及・啓発
- 資源有効利用促進法*や小型家電リサイクル法*に基づく使用済物品等の適切な処理の普及・啓発
- 建設廃棄物の適正処理に向けた指導・啓発
- 平和処理場におけるし尿及び浄化槽汚泥の適切な処理の推進
- フロンの適正な回収処理についての普及・啓発

用語解説

家電リサイクル法 正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン及び衣類乾燥機）の廃棄物を効果的にリサイクルし、廃棄物の減量化を図ることを目的に定められた法律です。

資源有効利用促進法 資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。「再生資源利用促進法」（平成4年制定）を抜本的に改正し「資源有効利用促進法」と名称を改め、平成9年に制定された。

小型家電リサイクル法 正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、携帯電話やパソコンなど使用済みの小型電子機器に含まれている金や銅などの有用な金属や、鉛などの有害な金属の回収・再利用を促進するため、96品目から各市町村が定めた製品を回収し、国の認定事業者を引き渡す努力義務を定めています。

市民の取組

- 決められたごみの分別方法の遵守・徹底
- ごみ出しのルールやマナーを向上するための地域での勉強会の開催
- 除草など所有地の適正な管理によるごみの不法投棄の防止
- 家電リサイクル法に基づく廃棄家電の適正処理
- 資源有効利用促進法や小型家電リサイクル法に基づく使用済物品等の適正処理
- フロン使用製品（冷蔵庫・エアコンなど）の適正処理

事業者の取組

- リサイクル資源の分別の徹底
- 廃棄物処理法*に基づく産業廃棄物*などの適正処理
- 資源有効利用促進法や小型家電リサイクル法に基づく使用済物品等の適正処理
- 除草など所有地の適正な管理によるごみの不法投棄の防止
- 容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・建設リサイクル法*など各種リサイクル法に基づく再資源化

「地球温暖化対策」との関係

家具や電化製品は長く大事に使用し、使用しなくなったものはリサイクルショップなどに持っていき有効活用してもらうことにより地球温暖化対策につながります。

分別を徹底しリサイクルしやすいようにすることで、製品を最初から作るより電気などの使用を減らし地球温暖化対策につながります。

市では、分別の徹底や資源のリサイクルを普及・啓発し、地球温暖化対策につなげていきます。

用語解説

廃棄物処理法 正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理を行い、同時に生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定されています。

産業廃棄物 一般に工場や事業所における事業活動に伴って生じた廃棄物をいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類、金属くず、建設廃材などが産業廃棄物として定められています。これ以外の廃棄物は全て一般廃棄物とされています。

建設リサイクル法 正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、建築物の解体によって生じる建築廃棄物の再資源化、減量化を目的として制定されました。一定規模以上の建設工事の受注者に対し、分別解体などにより特定建設資材廃棄物（コンクリート塊など）を現場で分別することが義務付けられました。

3 人と自然がふれあえる都市の実現

(1) 豊かな自然環境の保全・創出

都市化が進む稲沢市にもまだ、木曾川をはじめとする恵まれた自然が多く残されています。また、植木のまちとして名高い稲沢市は、植木・苗木畑や田園などの緑色、祖父江のイチヨウ並木の黄金色、平和の桜並木のピンク色と色とりどりの自然環境を有しています。そして、そこには多種多様な生物が生息しています。

市街地周辺に広がる農地は、生産活動としての場だけでなく、潤いある風景や水源、ホタルやトンボ・チョウなど生き物の生息空間を提供する重要な環境資源となっています。しかし、一方で農業活動に伴う廃プラスチックなどの野焼きにより生活環境へ影響を与えていることから、快適な環境を保全するため、廃プラスチック回収の取組が進められています。

良好な環境を次世代に継承していくためには、私たち一人ひとりが自然を大切に、そして地域レベルで生態系の保全に努め、生物多様性を維持・回復していく必要があります。

そのため、水辺の保全・創出、農地の保全・育成、多様な生態系の保全・創出を図り、豊かな自然環境の保全・創出をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
農業振興地域における農用地面積の確保	H17 3,231ha	H24 3,068ha	H29 3,021ha

1) 水辺の保全・創出

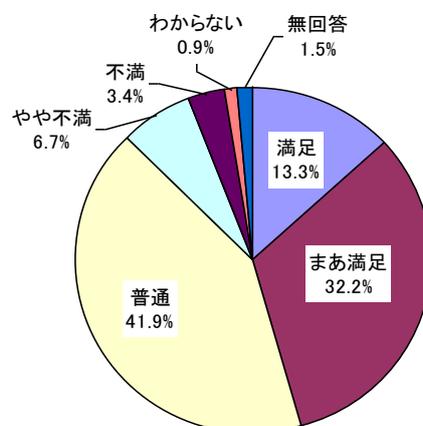
市の取組

- 木曾川周辺の自然環境を保全するとともに、余暇活動や自然とのふれあいの場所としての利用促進
- 農業用排水路における多様な生物の生息空間の保全
- 多様な生物の生息環境に配慮した河川整備の推進

市民の取組

- 地域で行う河川などの清掃活動への参加
- 水辺の自然とふれあえるイベントなどへの参加

地域の生活環境についての満足度



(資料) 第5次稲沢市総合計画

「平成17年度市民意識調査」より

事業者の取組

- 地域で行う河川などの清掃活動などへの参加
- 農業用排水路などの身近な水辺における自然保護、汚水などの流入防止



三宅川の水辺

2) 農地の保全・育成

市の取組

- 農地周辺の用水路やあぜ、土手などの多様な生物の生息空間の保全
- 公益的な環境保全機能※を有する優良な農地の保全
- 良好な環境が残されている植木・苗木の生産地の保全・育成
- 農業で発生する廃プラスチックの回収・処理体制の整備
- 適正な農薬の使用や化学肥料を減らした農業生産などの促進
- 耕作放棄地※の解消に向けた啓発
- 農業基盤と一体的な生活環境の整備・管理

市民の取組

- 農地周辺の用水路やあぜ、土手などの生物の生息空間の保全
- 市民農園※などでの土や植物などとのふれあい体験への参加
- 耕作放棄地の適正利用

事業者の取組

- 農地周辺の用水路やあぜ、土手などの生物の生息空間の保全
- 公益的な環境保全機能を有する農地の適正な維持・管理
- 農業で発生する廃プラスチックの適正処理
- 農薬や化学肥料などの適正使用や家畜のふん尿などの再利用
- 耕作放棄地の適正利用

用語解説

環境保全機能 森林や農地などが有する水源涵養機能、土砂崩壊防止機能、土壌浸食防止機能、雨水貯留・浸透機能、雨水流出抑制機能、大気浄化機能、温暖化ガス固定機能などの公益的な機能のことです。

耕作放棄地 農林水産省の統計調査における区分で、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことです。耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含みません。

市民農園 一般に、都市住民のレクリエーションとしての自家用野菜などの栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や果物などを育てるための農園のことをいいます。

3) 多様な生態系の保全・創出

市の取組

- 市内に点在する社寺林や屋敷林などの保全の促進
- 学校などにおける多様な生物が生育・生息するビオトープ*作りなどの推進・創出
- ホテルなどの身近な動植物の生育・生息状況などに関する調査などの検討
- 生物多様性地域戦略の検討



国府宮神社の社寺林

市民の取組

- 野鳥、昆虫、魚類などの身近な生物の保護
- 樹林地などの生物生息環境の保全への協力
- 身近な生物の生息空間となっている社寺林や屋敷林などの保全
- 多様な生物が生育・生息するビオトープ作りへの参加・協力
- 身近な動植物の生育・生息状況などについての情報提供



治郎丸中学校のビオトープ
「じろまる ふるさと園」

事業者の取組

- 野鳥、昆虫、魚類などの身近な生物の保護
- 樹林地などの生物の生息環境の保全への協力
- 開発事業における地域の生態系への配慮
- 多様な生物が生育・生息するビオトープ作りへの参加・協力
- 身近な動植物の生育・生息状況などについての情報提供

生物多様性について

生物多様性とは、多くの種類の生き物が存在し、それらがつながって生態系の豊かさやバランスが保たれていることを意味します。また、遺伝子の多様性が過去から現在、そして未来へと繋がっていくことも含まれています。生物多様性が衰退すると、地球上の生態系の機能が低下し、生態系全体の生産力（植物などが作り出す酸素、農作物など）や環境変化に対する回復力が低下してしまいます。

私たちの暮らしは、生態系全体の生産力なくしては成り立ちません。地球上の生命のバランスを保ち、つながりあう地球環境を支えていく必要があります。

用語解説

ビオトープ ドイツ語のBio（生き物）+Top（場所）を意味する言葉として、Biotop（＝「生き物の住む空間」）となった合成語です。「生物が生息できる生態系のまとまりのある空間（場所）」を意味します。

生物多様性条約と戦略計画 2011-2020（愛知目標）

◆生物多様性条約について

生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）は、ラムサール条約やワシントン条約などの特定の地域、種の保全の取組みだけでは生物多様性の保全を図ることができないとの認識から提案され、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「地球サミット」で採択されました。翌1993年12月に発効し、2008年7月末現在、191の国と地域がこの条約を締結しています。日本はこの条約を1993年5月に締結しています。

条約の締約国に対しては、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ衡平な配分を求めています。

【生物多様性条約の目的】

- ①地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- ②生物資源を持続可能であるように利用すること
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること

◆戦略計画 2011-2020（愛知目標）について

戦略計画 2011-2020 は、生物多様性条約の3つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するため、COP10で採択された2011～2020年の新たな世界目標です。

2002年のCOP6(オランダ・ハーグ)で採択された「締約国は2010年までに、地球、地域、国レベルで、貧困緩和と地球上すべての生物の便益のために、生物多様性の現在の損失速度を顕著に減少させる」という「戦略計画」(2010年目標)が達成できなかったため、COP10では2010年以降の世界目標となる新戦略計画(愛知目標)として、各国に積極的な行動を促す「明確」で「わかりやすい」世界目標の策定が目指されました。

この世界目標は、愛知県名古屋市で開催されたことにちなんで「愛知目標」(ポスト2010年目標(2011-2020年))と呼ばれています。

(2) 人と自然とのふれあいの確保

私たちは、自然とふれあうことで心が癒され、自然を大切にする心を育みます。

また、親子で一緒にふれあうことで、お互いを思いやる心、助け合う心が養われ、親子の絆が強まります。

そして、生活環境の中でふれあう身近な生き物に対する愛情や弱いものを守る心が芽生えて豊かな心が宿り、いのちの尊さを学びます。

このような機会を提供するため、市では自然ふれあい体験教室などを催し、自然の中でのふれあいの増進に努めています。これは、自然を通して次世代に豊かな心を引き継ぐ上で重要なことです。

そのため、ふれあいの場づくり、ふれあいの増進を図り、人と自然とのふれあいの確保をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
河川堤防を活用した遊歩道・水に親しむ場としての親水公園*の整備（大江川）	H17 1.27km	H24 6.0km	H25 8.4km
水に親しむ場としての親水公園の整備（目比地区）	—	H24 1か所	H21 1か所

1) ふれあいの場づくり

市の取組

- 河川堤防を活用した遊歩道の整備、水辺が感じられる環境づくりの実施
- 水に親しむ場としての親水公園、遊歩道の整備
- 親水機能や景観に配慮した農業用排水路などの保全・整備
- 遊休農地などを活用した市民農園などの整備
- 稲沢公園内の芝生広場、樹林、散策路、池などの適正な維持管理
- 稲沢公園を活用した市民交流の推進
- サリオパーク祖父江（国営木曾三川公園ワイルドネイチャープラザ、県営木曾川祖父江緑地及び祖父江ワイルドネイチャー緑地）を活用した市民交流や広域レクリエーションの利用促進
- いちよう並木、日光川・須ヶ谷川桜つつみなど（桜ネックレス）、地域に根差した散策路の適正な維持管理

用語解説

親水公園 水遊び、釣り、河川敷の散歩など、水に親しむことができる水辺の公園や遊歩道などを指します。



祖父江砂丘



平和町の桜づつみ

市民の取組

- 遊休農地を活用した市民農園などの利用
- キャンプ、ハイキングなどにおける自然への配慮、ごみの持ち帰りの実践

事業者の取組

- ふれあいの場となる農業用排水路などの水辺の保全・整備への協力
- 遊休農地などを活かした市民農園などの場の提供

2) ふれあいの増進

市の取組

- 自然観察会、水生生物調査などの自然を学ぶ体験事業の実施

市民の取組

- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへの参加

事業者の取組

- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへの参加・協力



自然観察会の状況

4 豊かな風土を育む快適な環境の創造

(1) 快適な住環境の創造

市民生活の基礎となる住環境は、自然などの地勢、公園や緑地、道路などの都市基盤、歴史や風景といった文化的な要素などに加え、そこに居住する人々の日々の営みなどによって構成されています。

住環境には、あんしん・安全・快適であることが求められ、さらに「ゆとり」や「楽しさ」などといった、生活への付加価値も求められるようになってきました。

豊かな自然は、都市にゆとりと快適さをもたらし、公園・緑地は、地域のコミュニケーションやレクリエーションの場として安心や快適、楽しさを演出してくれます。また、身近な歴史や風景を再確認し、それらを積極的に保全・活用することによって、良質な住環境を構築していくことが重要です。

一方、市内においても、少子高齢化が急速に進展していることから、子どもや高齢者、障がい者などの区別なく共に生活できる住環境を整備することも必要です。

身近な地域の特性を活かし、人々が快適に暮らしていける住環境の創造のため、公園の整備と緑化の推進、まちの美化の推進、子どもや高齢者、障がい者の程度に関らず円滑に利用できる公共施設の整備などを推進します。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
道路緑化延長	H17 37,860m	H24 41,090m	H29 43,220m
人にやさしいまちづくり事業施工施設	H17 17 施設	H24 20 施設	H29 21 施設

1) 公園などの整備と緑化の推進

市の取組

- 市民の憩いの場や市街地におけるオープンスペース※となる都市公園などの整備
- 市民参画による地域のニーズに沿った施設整備と維持・管理の推進
- 新規に整備する公共施設での一定割合の緑地確保、街路樹及び公共施設内の緑地の適切な管理の実施
- 公園、広場、文化施設、歴史公園、社寺などを結ぶ緑のネットワークの形成
- 緑化意識の高揚のため緑化イベント、緑化コンクール及び緑化木配布事業の実施
- 緑化の推進を図る生垣設置の奨励
- 花のある身近な環境づくりの推進
- 工場や事業所などにおける敷地内緑化の促進
- 植木まつりの開催による緑化の推進

市民の取組

- 公園の整備・改修時における地域のニーズに応じた計画づくり段階からの参加
- 公園の草花や街路樹などの保全への協力
- 緑化イベントや緑化コンクールなどへの参加
- 庭やベランダの植栽などの緑化
- 生垣設置補助制度などの活用
- 花のある身近な環境づくりへの参加
- 生産緑地の維持による身近な緑の保全

事業者の取組

- 公園の草花や街路樹などの保全への協力
- 工場や事業所などにおける敷地内緑化
- 花のある身近な環境づくりへの参加・協力
- 植木まつりの開催への協力



稲沢公園の林木

「地球温暖化対策」との関係

生垣、樹木の手入れ、公共施設や事業所の緑化を推進して、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する緑を守り増加させ、地球温暖化を防ぎます。

用語解説

オープンスペース 一般には、建築物などにより覆われていない土地を指します。道路や公園などの公共空間だけでなく、社寺の境内や学校の運動場なども含みます。市街地では、防災上の避難場所として確保されることがあります。

2) 良好な景観の保全・形成

市の取組

- 天然記念物に指定された樹木、稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例で指定された保存樹、保存樹林の保全
- 並木の植栽などによる魅力ある道路景観の形成
- 遊休農地を活用した菜の花、レンゲ栽培などによる潤いのある景観づくりの推進

市民の取組

- 保存樹等維持管理の補助制度による保存樹などの保全
- 家の周りのフェンスなどを活用したグリーンアクセサリ（鉢植え・壁掛け花壇）の設置

事業者の取組

- 広告宣伝看板を設置する時の周辺景観への配慮
- 遊休農地を活用した菜の花、レンゲ栽培などによる地域の景観づくりへの参加・協力



祖父江町のイチョウ並木

3) まちの美化の推進

市の取組

- 「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」に基づく地域環境の保全や美化への啓発・指導
- 「ごみゼロ運動」を始めとした市民による環境美化活動の推進
- アダプトプログラム*などによる道路や公園などの美化活動の支援

用語解説

アダプトプログラム 「アダプト」は「養子にする」の意味。ボランティアとなる市民などが里親となり道路・公園などを自らの「養子」とみなし定期的・継続的に行う清掃活動をいいます。

市民の取組

- 「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」に基づく地域環境の保全や美化への協力（空き缶や吸い殻などのごみのポイ捨ての防止、犬や猫などのペットのふんの適正処理、所有地の雑草などの適正管理）
- 「ごみゼロ運動」を始めとした道路や河川、身近な公園などの清掃活動への参加
- アダプトプログラムなどを活用した地域の美化活動への参加
- 地域で看板を設置するなどごみのポイ捨てをさせない環境づくり
- ごみの散乱防止ネットなどを活用したごみ収積場所の美化

「ごみゼロ運動いなざわ」

春と秋の2回、まちづくり推進協議会、行政区、事業所などの協力のもと、「ごみゼロ運動いなざわ」が実施されています。平成 24 年度では、約 4 万 6,000 人が参加し、約 60 t のごみが回収されました。

ごみゼロ運動では懸垂幕、横断幕やのぼり旗を立てるなど、市民への意識啓発も行われています。

事業者の取組

- 「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」に基づく地域環境の保全や美化への協力（ごみのポイ捨てを防止する従業員教育の実施、敷地内の雑草などの適正管理）
- 「ごみゼロ運動」を始めとした道路や河川、身近な公園などの清掃活動への参加・協力



アダプトプログラムの例

快適な環境を目指して ～稲沢市快適で住みよいまちづくり条例～

この条例は、地域環境の保全や美化の促進を図り、市民の快適で住みよい生活環境の確保に寄与することを目的に制定され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されました。

条例では、路上喫煙の禁止（路上喫煙禁止区域の指定など）を始め、空き缶等の放置及び投棄の禁止、犬・猫等の適正管理（ふんの放置禁止など）、落書きの禁止、土地等の適正管理、野焼きの禁止などを定めています。

生活環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割の下で、住みよい生活環境へ協力することが期待されています。

4) 高齢者などに配慮した公共施設などの整備

市の取組

- 既存の学校や公民館、公園などの公共施設におけるバリアフリー化の推進
- 老人福祉センターにおける高齢者の利用に配慮した施設改修の実施
- 住宅融資等の各種助成制度を活用した高齢者等への民間施設における対応の促進
- 鉄道事業者に対して、旅客施設などのバリアフリー化の実現に向けた取組の啓発

市民の取組

- 高齢者などに配慮した建築構造（段差の解消、手すりの設置など）の導入

事業者の取組

- 店舗や事業所などの施設のバリアフリー化（段差の解消、手すりの設置など）

5) 環境に配慮した住環境の形成

市の取組

- 土地区画整理事業*などの面的整備による良好な宅地供給の確保
- 地区計画*、緑地協定などを活用した地域の個性を生かした良好な住環境の形成
- 生活排水の適切な処理や省資源・省エネルギー化、リサイクルなどに配慮した環境負荷の少ない住宅建設に関する助成制度などの情報の提供
- 日照や通風の確保、過密した住宅立地状況の改善、接道不良の解消などの促進
- 公営住宅などでの自然エネルギーの活用・廃棄物のリサイクルなどに配慮した環境共生住宅*の建設の検討

市民の取組

- 建築物の建築形態などに配慮した良好な住環境の整備
- 省エネルギー化・リサイクルなどに配慮した環境負荷の少ない住宅の建設
- 近隣に配慮した良好な住環境の形成
- 敷地や建築物の規模、形態に応じた緑化や環境対策・安全対策の実施

用語解説

土地区画整理事業 都市計画区域内の土地について、道路や公園などの公共施設の整備、宅地の利用増進を図ることを目的とした、土地の区画変更や公共施設の整備に関する事業。都市計画法第12条に基づく市街地開発事業の一つです。

地区計画 都市計画法第12条の5に基づき、道路や公園などの公共施設、建築物の形態などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定めて、街区内での無秩序な開発行為などを規制・誘導していく制度です。

環境共生住宅 省エネルギー化や自然環境への負荷の低減などの観点から、太陽熱や風力などの自然エネルギーの利用、通風性、断熱性、透水性、廃棄物の減量化、屋上緑化など、様々な面で環境への配慮がなされた住宅のことです。

事業者の取組

- 中高層建築物などの建設時の日照や通風、電波障害などへの配慮を通じた良好な住環境の確保
- 各種の公害防止に関する条例などの遵守・徹底

環境共生住宅

愛知県では、環境に配慮した住宅の建設、ライフスタイルを実践していくための指針となる**あいちエコ住宅（あいち型環境共生住宅）ガイドライン**を平成 15 年 3 月に策定しています。

◆ あいちエコ住宅とは

温暖な愛知の気候風土を活かした、地球と人にやさしい住宅と定義しています。

◆ 快適・健康に暮らすために

住宅は配置や間取り、敷地の緑化などの工夫により、快適で健康に住むことができます。

- 風通し、日差しをコントロールする。（建物の形状、配置、間取り）
- 効率的に冷暖房する。（冬は 20℃、夏は 28℃）
- 結露や過乾燥を防ぐ。（調湿性建材の使用）
- 室内の空気汚染を防ぐ。（化学物質を使用した建材や防虫剤の過度の使用抑制）
- ダニやカビから体を守る。（こまめな通風換気・清掃）

◆ 環境負荷の低減

設備機器の使用や住まい方の工夫などにより省エネに取り組み、ごみの削減や資源の有効利用に配慮しましょう。

- 太陽エネルギーを有効利用する。（太陽光発電、太陽熱温水器など）
- エネルギー効率の良い機器を使用する。
- 環境に配慮した建材を選択する。（木、石、土、リサイクル材、古材など）
- 節水、雨水利用をする。（風呂水の再利用機器、雨水貯留タンクなど）
- 住宅を長く使用する。（耐久性のある材料・工法を選択）
- 生ごみの減量化を行う。（生ごみの堆肥化など）

◆ 地域環境との調和

地域の自然や風土に根付いた資材や技術を使用したり、住まい方の工夫をしましょう。

- 地域材を活用する。（木、瓦、レンガ、土、タイルなどの建材）
- 緑を増やす。（ベランダや庭の緑化）
- まちの景観を育てる。（地形や既存の植生の活用）
- 地域の生態系を保全・創出する。（地域内の緑の連続性の確保）

資料）愛知県住宅企画課

(2) 歴史的・文化的資源の保全

稲沢市は、古墳時代の終わりから平安時代に至る 500 年間、国府が置かれたことから、政治・文化の拠点として歴史と関係深い文化財や史跡が多く残され、国指定の重要文化財は県内有数の数を誇っています。

日本の三大奇祭のひとつに数えられている国府宮はだか祭は、1,200 年以上の歴史を有しています。また、祖父江で行われる虫送り行事は、麦ワラで作成される大きな実盛人形に特徴があります。いずれも県の無形民俗文化財に指定されています。また、こがし祭りに代表される地域の伝統行事も多数あります。このような文化を次世代へ継承するため、文化財講座を始めとする行事が毎年開催されています。

心潤す文化の杜として豊かな緑に包まれた稲沢公園周辺は、四季折々の自然が満喫できる格好の場所です。その一隅にはお洒落で落ち着いた雰囲気のある荻須記念美術館がひっそりとたたずんでいます。

また、心奏でる文化の丘と呼ばれている市民会館や図書館、荻須記念美術館は、文化・芸術活動の拠点として多くの人に親しまれています。

数多くの文化財や全国的に知られた国府宮はだか祭など、先人が築いてきた伝統的な文化や歴史の継承を図り、歴史的・文化的資源の保全をめざします。

1) 文化財の保護

市の取組

- 文化財保護法などに基づき指定された史跡や天然記念物などの文化財の適正な維持管理の支援
- 文化財の保護の促進

市民の取組

- 史跡や天然記念物などの地域の文化財の保護
- 政治・文化の拠点であったことをしのばせる県内有数の文化財の保護

事業者の取組

- 開発事業などにおける文化財の保護への配慮



国府宮神社

2) 郷土の歴史・文化の継承

市の取組

- 市内に点在する歴史的・文化的資源の保全・活用
- 文化財講座、文化財公開デーなど、市民が参加できる文化財行事の拡充
- 文化財を紹介する文化財パンフレットの発行
- 文化財の愛護を支える文化財愛護少年団やボランティアの育成
- 各地域に伝わる伝統芸能や民俗文化財の保存・継承の促進

市民の取組

- 地域の伝統文化や歴史的・文化的資源の継承
- 郷土の歴史や文化財などを学ぶ講座（学習会）への参加
- はだか祭や虫送り行事・こがし祭りなどに代表される地域の伝統行事への参加

事業者の取組

- 地域の伝統文化や歴史的・文化的資源の継承
- はだか祭や虫送り行事・こがし祭りなどに代表される地域の伝統行事への参加・協力



はだか祭（国府宮神社）



こがし祭り（立部神社：北市場町）

5 安心して暮らせる地域社会の確立

(1) 公害の防止

従来の環境問題は、工場の生産活動による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、原因と発生源が特定できる環境汚染や被害が中心のいわゆる公害問題でした。

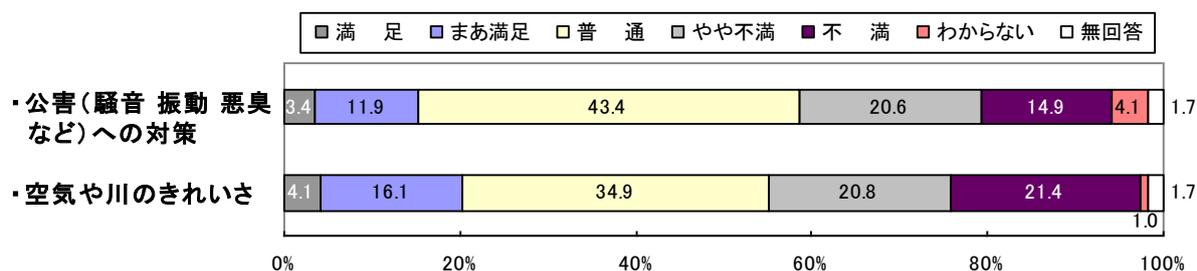
今日では、都市の人口の集中が進み、これが都市における生活水準の向上と相まって、交通機関による大気汚染や騒音、振動、家庭からの生活排水などによる水質汚濁、廃棄物の増大、近隣騒音などの都市生活型公害とも言える問題を引き起こしています。

従来の公害問題に加え、都市生活型公害による新たな環境問題などに適切に対応し、市民が安心して暮らせる地域社会の確立を図り、公害の防止をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
大気汚染や河川における水質汚濁に係る環境基準の達成・維持	第2章参照	第2章参照	環境基準 (参考資料参照)
天ぷら油の回収	H17 17.8ℓ /月	H24 16.7ℓ /月	H29 30ℓ /月
下水道普及率の向上	H17 24.6%	H24 36.0%	H29 44.8%
合併処理浄化槽設置補助	H17 222基/年	H24 45基/年	H26~ 48基/年

地域の生活環境についての満足度



(資料) 第5次稲沢市総合計画
「平成17年度市民意識調査」より

1) 大気汚染の防止

市の取組

- 大気汚染物質の状況などについての実態の把握
- 「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」に基づく野焼きの防止や焼却炉の適正な使用についての啓発
- 公用車のアイドリング*・ストップの遵守とエコドライブの推進
- アイドリング・ストップの周知のための措置や急発進・急加速の自粛の啓発
- 公共事業などの建設作業に伴う大気汚染防止対策の徹底
- 工場や事業所などにおける大気汚染防止の啓発
- 交通渋滞の緩和に向けた幹線道路の整備と鉄道との立体交差化の促進
- 地球温暖化や大気汚染を軽減するため、コミュニティバスの推進及び鉄道駅周辺でのパーク・アンド・ライド*の検討

市民の取組

- 家庭から出るごみなどの庭先での焼却の防止の徹底
- 自家用車のアイドリング・ストップの遵守や急発進・急加速・空ぶかしの自粛
- 公共交通機関や自転車などの環境負荷の少ない交通手段の利用
- 自家用車の定期点検の実施

事業者の取組

- 工場や事業所などにおける焼却炉の適正使用
- 社有車などのアイドリング・ストップの遵守や急発進・急加速・空ぶかしの自粛、従業員教育の徹底
- アイドリング・ストップの周知のための措置の実施
- 社有車などの整備点検の実施
- 建設作業時における大気汚染の防止に配慮した低公害型建設機械（排出ガス対策型）の使用
- 効率のよい運行ルート、物流拠点の整備、物品の一括購入などの物流の合理化

用語解説

アイドリング 停車時にアクセルを踏まないでもエンジンが自然に回っている状態のこと。不必要なアイドリングを自粛することで、大気汚染物質である二酸化窒素や地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出を抑制できます。

パーク・アンド・ライド 都市郊外の鉄道駅やバス停までは自家用車を利用し、そこに駐車して、鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで行くことをいいます。

2) 水質汚濁の防止

市の取組

- E M菌を利用した水質浄化活動などによる市民への生活排水対策の啓発
- 天ぷら油の回収制度などによる生活排水対策の推進
- 日光川上流流域下水道事業計画に基づく公共下水道の整備と水洗化の促進
- 農業集落排水事業の水洗化促進
- 公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント※が整備されない地域における、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助などを通じた水質向上の促進
- 公共事業などの建設作業に伴う水質汚濁防止対策の徹底
- 工場や事業所などにおける水質汚濁防止の啓発
- 日光川や五条川を始めとした河川流域の周辺市町との連携による水質保全の確保

市民の取組

- E M菌による水質浄化活動や天ぷら油を利用した石けん作りなどへの参加
- 米のとぎ汁の再利用（植木への散水、床掃除への活用）
- 天ぷら油の回収制度の活用による適正処理
- 流し台での水切りネットやストレーナー（ごみを取り去る網状のこし器）の設置
- 合成洗剤、石けん、シャンプーなどの適量使用による河川などの汚濁防止
- 公共下水道の整備後の接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による水質向上の促進
- 浄化槽の適正な管理

事業者の取組

- 工場や事業所などにおける排水の適正処理
- 建設作業時における水質汚濁の防止に配慮した工法などの採用
- 公共下水道への接続による水質向上の促進

合併処理浄化槽への切り替えの補助・単独処理浄化槽の撤去費用の補助

市では、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を併せて処理できる合併処理浄化槽に切り替える家庭に費用の一部を補助しています。また、合併処理浄化槽への切り替えに伴う単独処理浄化槽（し尿だけを処理する浄化槽）の撤去費用の補助もあります。汲み取り式トイレ・単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えられるかたは、この制度をご利用ください。

◆ 対象・専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合（10人槽以内）

- ・ 下水道、農業集落排水事業認可区域外
- ・ コミュニティ・プラントの事業区域外

（問合せ先 環境保全課）

用語解説

コミュニティ・プラント 一定地域のし尿や生活雑排水を管渠を使用して集散的に処理するために、市町村が設置する処理人口が101人以上3万人未満の処理施設です。

3) 土壌汚染の防止

市の取組

- 工場や事業所などにおける土壌汚染防止の啓発
- 農薬や肥料による農地の土壌汚染防止の啓発

市民の取組

- 家庭の生活雑排水などによる土壌や地下水の汚染防止
- 家庭菜園や庭木などへの適正かつ効果的な農薬・肥料の使用

事業者の取組

- 工場や事業所などにおける土壌汚染の防止
- 工場や事業所などにおける敷地内の庭木などへの適正な農薬・肥料の使用
- 適正な農薬の使用や化学肥料を減らした農業生産の実施

4) 騒音・振動の防止

市の取組

- 工場や事業所などにおける騒音・振動の発生防止に向けた啓発
- 公共工事などの建設作業に伴う騒音・振動の軽減の促進
- ペットの鳴き声やテレビなどの生活騒音、営業騒音の発生防止に向けた啓発
- 不要な空ぶかしや急発進・急加速の自粛などによる自動車騒音の低減化の促進
- 道路交通騒音・振動の状況などについての実態の把握
- 道路の平坦性の確保などによる道路交通騒音・振動の発生の抑制

市民の取組

- テレビ・ステレオ・カラオケの音量やペットの鳴き声などの生活騒音の発生防止
- 低騒音・低振動型の洗濯機やエアコンなどの購入
- 自家用車の不要な空ぶかしや急発進・急加速、人の迷惑になるクラクションの自粛
- 自家用車の定期点検の実施

事業者の取組

- 工場や事業所などにおける操業騒音・振動の軽減化
- 店舗や事業所などにおける深夜の営業騒音の発生防止
- 早朝、深夜のアイドリング・ストップの徹底及び警告音等の配慮
- 特定建設作業における低騒音・低振動型の建設重機などの使用
- 社有車などの不要な空ぶかし、急発進・急加速や人の迷惑になるクラクションの自粛、従業員教育の徹底
- 社有車などの整備点検の実施

5) 悪臭の防止

市の取組

- 悪臭物質の排出に関する規制基準の遵守に向けた指導
- 日常生活における不適正な焼却に伴う悪臭の発生抑制
- 工場や事業所などにおける悪臭の発生防止に向けた指導
- 浄化槽の適正管理による悪臭の発生防止の指導

市民の取組

- 家庭ごみなどの不適切な焼却に伴う悪臭の発生防止
- 浄化槽の適正な維持管理

事業者の取組

- 工場や事業所などにおける事業活動に伴う悪臭の発生防止
- 浄化槽の適正な維持管理

6) その他の公害の防止

市の取組

- 環境保全のための公害パトロールの実施
- 日照・騒音・交通対策などに配慮した開発事業の実施に向けた指導
- 企業の進出時に公害防止計画書を提出するよう指導
- 電波障害の発生防止に向けた中高層建築物の建設時の事前調査や指導
- 広報などによる光害対策の啓発
- ダイオキシン類^{*}、PCB^{*}、石綿（アスベスト）^{*}を始めとした有害化学物質やP
RTR制度^{*}についての情報の収集と提供
- 空き地などの適正管理による害虫発生予防対策の啓発

用語解説

ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法（1999年）では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。人体への影響として、脱毛、肝機能異常や、発ガン性、催奇形性が高いことが知られています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル） 塩素を含んだ合成油の一種。塩素数により数種類ありますが、いずれも熱、化学分解、生物分解に対して安定であり、熱媒体、絶縁油、ノーカーボン紙などに使われていました。人体への影響として、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあり、胎児や乳児にも障害が及ぶとされています。製造が禁止されています。

石綿（アスベスト） 天然に産出する繊維状鉱物で、優れた耐熱性・耐摩擦性・防音性・電気絶縁性などの特性をもち、極めて細い（髪の毛の5,000分の1）特徴があります。国内で使用された石綿の約9割が建材に用いられ、昭和40年代に多用されました。石綿吸引後15～40年の潜伏期間を経て、悪性中皮種、肺がんなどを引き起こす恐れがあります。

PRTR制度 事業所などが環境汚染のおそれのある化学物質の排出量や移動量のデータを自治体に届け出をし、国がそれを公表するという化学物質管理の制度であり、ダイオキシン、PCBなど354の物質が対象とされています。（平成23年4月より届出は450の物質が対象となります。）

市民の取組

- 日照や電波障害などに配慮した住宅などの建築
- 空き地などの適正管理による害虫発生予防
- 各種の公害防止に対する意識向上

事業者の取組

- 日照や電波障害の未然防止に配慮した建築構造物などの設計・建築
- P R T R制度に基づく有害化学物質の適正管理
- 空き地などの適正管理による害虫発生予防対策の実施
- 各種の公害防止に対する意識向上

有害化学物質

私たちの身のまわりには、プラスチック、塗料、合成洗剤、医薬品、化粧品、農薬など、化学物質を利用して作られた様々な製品があり、化学物質は私たちの生活になくてはならないものになっています。しかし、これらの有用な化学物質も、製造から廃棄に至る各段階で適切な管理を行わなければ、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあります。

高度成長期には、メチル水銀による水俣病などの産業型公害が発生し、様々な対策がなされてきましたが、近年においても、ダイオキシン類による環境汚染問題など、新たな化学物質による環境問題が顕在化しています。

化学物質による環境汚染に対しては、その問題の性質に合わせ、ホルムアルデヒド[※]・有機水銀化合物などを規制する「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、PCB・トリクロロエチレン[※]・クロロホルム[※]などを規制する「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、ダイオキシン類を規制する「ダイオキシン類対策特別措置法」、石綿（アスベスト）を規制する「大気汚染防止法（特定粉じん指定）」、石綿被害を救済する「石綿による健康被害の救済に関する法律」などの各種の法律の制定やP R T R制度などにに基づき、行政・企業による取組が進められています。

用語解説

ホルムアルデヒド 建築内の内装・建材として、壁紙、フローリングなど広い範囲で使われています。シックハウス症候群の原因物質のひとつとされ、平成9年には厚生労働省の室内濃度の指針値として $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) が設定されています。平成14年の建築基準法の改正によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められました。

トリクロロエチレン ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質となっています。大気汚染に係る環境基準は1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は $0.03\text{mg}/\text{l}$ 以下と定められています。

クロロホルム 中枢神経に作用するため、その特性を逆に利用してかつて麻酔剤として利用されてきました。大量吸入により血圧や呼吸、心拍の低下を引き起こします。毒物及び劇物取締法の医薬用外劇物に指定、労働安全衛生法の第一種有機溶剤に指定されています。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

平成12年9月の東海豪雨^{*}や平成20年8月末豪雨など、本市においても大きな自然災害が発生しています。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災の発生を受け、大規模災害発生時の対応策と日常的な防災に対する備えの重要性は高くなっています。

本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策推進強化地域には指定されていませんが、大規模地震は住民への被害が大きいことから、平成24年に南海トラフ巨大地震に関する事前対策を含めた稲沢市地域防災計画の修正を行い、市の消防・救急・防災体制の充実を図るとともに、各自治会単位での自主防災組織など市民の自主的な防災への取組も進め、災害に強いまちづくりの推進をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
防災行政無線システム整備	—	37か所に同報系スピーカーを設置	～H24整備
自主防災訓練を実施している自主防災会の割合	H17 48.4%	H24 76%	H29 80%
民間木造住宅耐震診断実施済戸数 (平成14年からの累計)	H17 1,840戸	H24 3,043戸	H29 4,200戸

1) 防災体制の確立

市の取組

- 災害時の地域防災計画に基づく避難体制、情報伝達体制などの総合的な防災体制の確立
- 防災ガイドブックやホームページなどでの防災意識の啓発
- 自主防災組織への資機材や訓練に対する補助
- 災害ボランティア団体との連携強化
- 災害に係る一般廃棄物^{*}処理マニュアルに沿った対応
- 災害協定の啓発・締結

用語解説

東海豪雨 平成12年9月11日、12日を中心に愛知県名古屋市およびその周辺で起こった豪雨災害。この災害により、愛知県内で21市町に災害救助法が適用され、後に激甚災害に指定されました。都市水害の恐怖を実感させる大きな被害となりました。

一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「産業廃棄物（汚泥・廃油・建設廃材など）以外の廃棄物」と定義されています。具体的には、家庭から排出される台所ごみ・紙くすなど人の日常生活に伴って排出されるごみや、商店・事務所などから排出されるごみのことをいいます。

市民の取組

- 各家庭での防災の心得などの作成
- 食料・衣類などの非常持ち出し品の常備
- 地域や各種団体などで実施される防災訓練への参加、避難経路や初期消火方法などの理解
- 防災ガイドや洪水ハザードマップ*などによる防災に関する基礎的知識の向上

事業者の取組

- 工場や事業所などにおける防災訓練の実施
- 地域や各種団体などで実施される防災訓練などへの参加・協力
- 避難所の確保や物資提供などの災害時における協力体制の整備
- 災害協定の締結への協力

愛知県・稲沢市総合防災訓練

平成 25 年 9 月 1 日、サリオパーク祖父江を会場として愛知県・稲沢市総合防災訓練が開催されました。南海トラフ巨大地震を想定して、姿勢を低くし、頭を守るシェイクアウト訓練を参加者全員で行ったり、負傷者の治療の優先度を判断するトリアージ訓練、倒壊家屋からの救出訓練、自衛隊や県警などと連携した救助訓練を行いました。

77 団体、2,800 人もの市民が参加し、防災意識を高めました。

2) 防災施設などの整備

市の取組

- 食料・応急用資機材などの防災備蓄倉庫の整備、避難所となる小・中学校施設、公共施設などの整備・充実、防災行政無線システムの整備などの推進
- 公園・緑地などのオープンスペースの確保、緊急活動を支える幹線道路の整備、河川改修などによる災害に強い都市構造の形成
- 地震による住宅被害の軽減を図るための耐震診断や耐震補強などの支援
- 駐車場・歩道などの透水性舗装*や雨水地下浸透施設*の整備の促進
- 災害時に避難所となる小中学校施設や公共施設などの耐震補強工事の実施

市民の取組

- 自主防災組織の防災倉庫内資機材の定期点検及び整備の実施
- 耐震診断や耐震補強などの実施

事業者の取組

- 工場や事業所などにおける危険物、毒劇物の適正な保管・管理
- 避難所として有効なオープンスペースの確保

用語解説

洪水ハザードマップ 河川が氾濫した際、避難できるよう記した地図。これには①洪水時に危険な場所（浸水の予想される区域）②危険の程度（想定される浸水深）③避難場所、避難経路等の災害対応のための情報などが示されています。

透水性舗装 舗装の空隙内への貯留と路床の浸透能力により、降雨時の路面排水を良好にするとともに、雨水の地下への還元を目的とした舗装のことです。街路樹の育成や歩道における歩きやすさの向上に対する効果も期待されます。

雨水地下浸透施設 雨水を地下に浸透させる施設の総称で、浸透ます、浸透トレンチなどがあります。

(3) 交通安全・防犯の推進

運転免許保有者及び自動車保有率の長期的な増加傾向により、日常生活における自動車への依存度は高まる一方です。また、高齢化の進展により、高齢者の事故の増加など、交通環境は厳しさを増しています。そのため、交通情勢の変化に適確に対応した交通安全対策が重要となります。

一方、近年犯罪の広域化、凶悪化、低年齢化が広がりを見せており、地域の強い結束力を生かし、地域に密着した防犯機能を確立・強化することが求められています。

市民の防犯意識の向上を図るとともに、警察など関係機関との連携を強化して、地域の事件や事故の防止に努め、交通安全・防犯の推進をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
防犯灯設置補助	H17 192 か所/年	H24 224 か所/年	H26~ 250 か所/年
交通事故発生件数	H17 905 件	H24 807 件	H29 820 件

1) 交通環境の整備

市の取組

- 交通事故や車両通行量などの分析による危険か所の点検、効果的な交通安全施設の整備の推進
- 違法・迷惑駐車への追放に向けたパトロールやキャンペーンなどの実施
- 歩行者の安全を脅かす放置自転車対策の強化
- 道路の段差解消や歩行空間の確保
- 自転車専用車両通行帯の整備の検討
- コミュニティバスの運行

市民の取組

- 緊急車両の通行の妨げ・交通渋滞の原因となる自家用車の違法・迷惑駐車への防止
- 駐輪場の適正利用
- コミュニティバスの利用

事業者の取組

- 緊急車両の通行の妨げ・交通渋滞の原因となる社有車などの違法・迷惑駐車への防止
- 歩道へのはみ出し営業の自粛
- 駐輪場・駐車場の確保

2) 交通安全意識の高揚

市の取組

- 交通安全指導員などによる交通安全指導及び交通安全教育の推進
- 交通安全に関する自主的活動の支援、地域、学校、事業所、各種団体との連携強化
- 地域安全推進リーダーの育成

市民の取組

- 地域、学校、事業所、各種団体との連携に基づく街頭啓発などのイベントへの参加・協力
- 飲酒運転の撲滅や運転中の携帯電話の使用禁止、シートベルト・チャイルドシート着用の徹底
- 家庭における交通安全についての対話
- 地域安全推進リーダーへの参加・協力
- 車の運転機会の減少や運転に不安を感じる高齢者による運転免許の自主返納

事業者の取組

- 地域、学校、事業所、各種団体との連携に基づく街頭啓発などのイベントへの参加・協力
- 従業員の交通安全に対するモラルの向上を図る教育の実践
- 飲酒運転の撲滅や運転中の携帯電話の使用禁止、シートベルト・チャイルドシート着用の徹底
- 防災ボランティアや地域安全推進リーダーへの参加・協力

3) 防犯体制の確立

市の取組

- 防犯に関する危険か所の点検、防犯灯設置などの推進
- 犯罪発生の未然防止に向けた巡回パトロールや街頭での啓発活動の推進
- 小・中学校における防犯施設の充実、通学路パトロールの強化
- 稲沢防犯協会連合会への支援

市民の取組

- 公園や危険か所などにおける地域での防犯に関する協力
- 子どもたちの安全を守るための通学路パトロールへの協力

事業者の取組

- 事業所周辺における防犯対策の推進
- 稲沢市防犯協会連合会の取組への協力

6 環境意識を向上させる活動の推進

(1) 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、市のみならず、市民、事業者が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。

このような環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、平成 15 年 10 月 1 日から完全施行されました。この法律は、「環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人ひとりの意欲を高めていくこと」などを目的としています。国も環境教育の重要性を認識し、法律が制定されました。

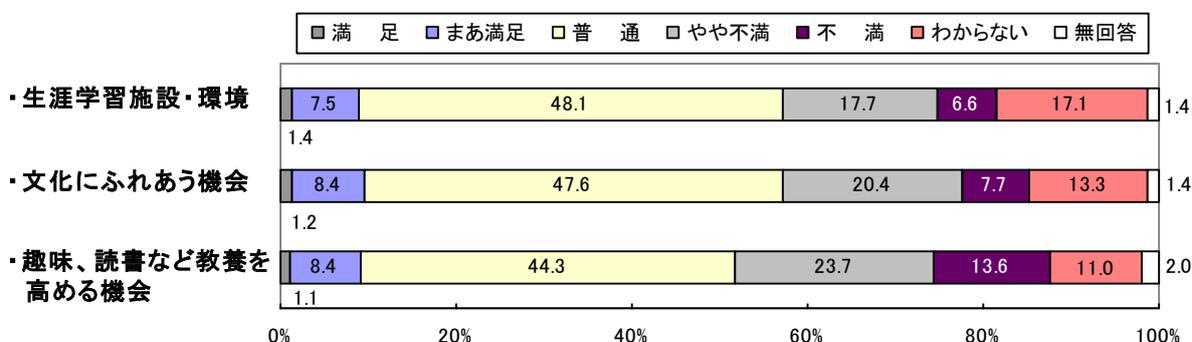
環境学習は、知識を重視するよりも、むしろ『なぜ?』の気持ちでものをみる習慣をつけることを、学ぶものであり、大切にしたいと考えます。

2014 年には、持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が愛知・名古屋で開催されます。次世代を担う子供たちに対し持続可能な地域づくりのために学ぶ機会を確保し、いろいろな体験学習を実践するなど、環境教育・環境学習の推進をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
こどもエコクラブの登録	H17 12 団体	H24 41 団体	H26~ 42 団体
環境学習会の開催	H17 2 回/年	H24 3 回/年	H29 5 回/年

地域の生活環境についての満足度



(資料) 第5次稲沢市総合計画
「平成 17 年度市民意識調査」より

1) 環境教育の充実

市の取組

- 小・中学校などでの身近な自然を活かした自然観察、学外講師の活用など「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく環境教育の推進
- 各種の環境学習や実践活動に取り組むこどもエコクラブの育成
- 学校教育での環境に関するカリキュラムの充実、ストップ温暖化教室の実施、副読本など学校教材の環境分野の充実
- 社会での環境教育に携わる指導者を育成するための講習会などの開催の促進

市民の取組

- 家庭内での子どもに対する環境教育の実践
- 各種講座や環境教育の機会での講師としての協力

事業者の取組

- 従業員に対する環境教育の実践
- 各種講座や環境教育の機会での講師としての協力



環境教育の一場面

「地球温暖化対策」との関係

地域や学校、市が行う環境講座に参加し、地球温暖化の深刻な状況やその対策について学習し、環境に対する意識を高めることで、地球温暖化対策につながる取組が実践されます。

2) 環境学習の推進

市の取組

- 下水道科学館や稲沢市環境センターなどの施設見学、自然観察会、環境関連講座など環境学習会の開催
- 環境保全などに関するポスターや標語コンクールなどの実施
- 地域における環境に関する出前講座の開催などを通じた地域のリーダーの育成
- 環境フェアなどイベントの開催による市民や事業者の相互連携による活動体制の確立
- 環境に関する図書・ビデオなどの学習教材の充実

市民の取組

- 施設見学や自然観察会など環境学習会への参加
- 環境に関する出前講座などを利用した勉強会の開催
- 環境保全などに関するポスターや標語コンクールなどへの参加

🌿 事業者の取組

- 施設見学や自然観察会など環境学習会への参加・協力
- 環境に関する出前講座などの利用・協力

「地球温暖化対策」との関係

自然観察会に企画、参加することで自然とふれあい、自然を大切にする心を学び育てていくことにより、自然そのものや地球温暖化を防いでくれる樹木などを大切にします。

(2) 環境保全活動の推進

地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、市のみならず、市民、事業者がそれぞれお互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をして積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。

このような環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう、市民、事業者の意欲を高めていくための情報収集や情報提供を行うなど、環境保全活動の推進をめざします。

《目標値》

項目	参考値	現状値	目標値
さわやか隊員の登録者数	H21 1,412 人	H24 2,150 人	H29 3,000 人

🌿 環境ボランティア「さわやか隊」

～自分たちの手で取り組むさわやかな稲沢づくり～

市が行った市民意識調査では、市民のまちづくりの意向として「自然環境が保全されたまち」を望む声が第一位でした。環境ボランティア「さわやか隊」は、現在約 2,150 人の市民が参加し、市民による環境活動のひとつとして定着しています。

毎月 26 日の「さわやかデー」を中心にした地域の見回りなど、快適で住みよいまちづくりに市民自らが尽力しています。



活動中のさわやか隊

1) 環境に関する情報収集と提供

市の取組

- タウンミーティング、市政世論調査、市民め〜るなどを通じた市民からの幅広い情報収集
- 地域環境保全委員*などの協力による地域環境の情報収集
- 広報いなざわ、稲沢市ホームページ、ケーブルテレビによる市政ニュースなどを通じたわかりやすい環境情報の提供
- 支所、市民センターなど市民がよく利用する場所での環境に関するパンフレットの配布やポスターの掲示
- 市民、事業者が行っている環境保全活動に関する情報の収集・提供

市民の取組

- タウンミーティング、市政世論調査、市民め〜るなどによる環境に関する情報提供
- 環境に関する情報の収集・提供による市民相互の環境保全活動の普及
- 広報いなざわ、稲沢市ホームページなどによる環境情報の収集
- 新聞や雑誌などによる環境情報の収集

事業者の取組

- 工場や事業所などにおける環境監視体制の強化、排出基準などに関するデータの収集・公開
- 事業者間での環境保全などに関する情報の収集・提供

2) 各主体の活動の推進

市の取組

- さわやか隊活動の推進
- 環境マネジメントシステム*に基づく環境に配慮した事業の推進
- 環境に関する市民グループの実態の把握、顕彰制度などの支援策の検討
- 環境問題に取り組んでいる市民の稲沢市市民活動支援センターへの登録の促進
- 事業活動を行うにあたって配慮すべき環境情報の提供や環境への配慮事項の指導
- 指導者や助言者の紹介などによる事業者の自主的な環境活動の促進

用語解説

地域環境保全委員 地域における環境の状況把握及びその保全に関する活動を推進するために、愛知県知事が任命するもので、地域の環境の状況の調査・報告、環境保全の自主的活動の推進などの役割を担います。

環境マネジメントシステム 事業活動における環境への影響の最小化を図り、環境保全を進めるために自主的な判断により行う環境管理の仕組みをいいます。

市民の取組

- さわやか隊活動への参加・協力
- 家庭や地域で行える環境保全活動の積極的な実践
- 既存の団体組織（まちづくり推進協議会、子ども会、老人会など）を活用した各
地域での環境問題に取り組む機会や場の確保
- 各種の講演会やシンポジウムへの積極的な参加
- ボランティアやNPO*などの市民活動への積極的な参加

事業者の取組

- さわやか隊活動への参加・協力
- 市民や団体などの環境保全活動への参加・協力
- 様々な事業活動における環境保全活動の積極的な実践
- 地域の環境保全活動などへ参加しやすい体制の整備
- 環境に配慮した行動の実践に向けた従業員研修などの実施
- 環境マネジメントシステム（ISO 14001）などの導入
- 開発事業の規模や立地場所などの立案に対する環境面からの配慮の導入

市民活動の事例（NPO法人 祖父江のホタルを守る会）

祖父江町地区は濃尾平野の中で自然のハイケボタルが息息する限られた地域となっています。「祖父江のホタルを守る会」はホタルを守ることを目的に平成 15 年に設立され、平成 19 年 12 月には愛知県から特定非営利活動法人（NPO 法人）としての認証を受けました。

「祖父江のホタルを守る会」は人とホタルが共生できる自然環境の創造に向けた各種事業（ホタルの観察会、小中学校と連携した環境教育や課外授業、水質・生物調査など）を行い、これを通じて環境問題の改善や解決を図り、地域福祉の向上に寄与する活動となっていることから、市民主体の環境活動としてますますの充実が期待されます。

「地球温暖化対策」との関係

事業所において環境マネジメントシステムの導入や環境負荷低減活動が行われることにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出の削減につながります。

用語解説

NPO（民間非営利団体） 環境保全、福祉、平和などの社会的な公益活動を目標とした活動を行う非政府、非営利の組織のことを指しています。

第5章

環境パートナーシップ事業

環境パートナーシップ事業

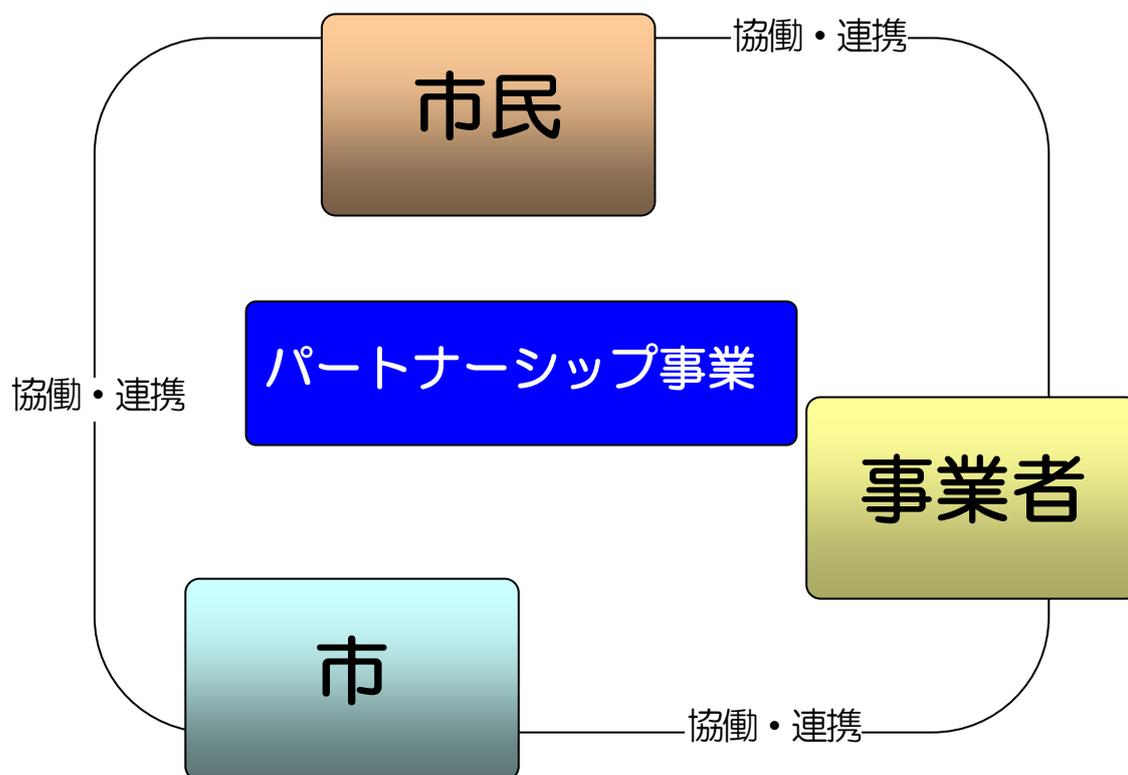
- ①地球温暖化を防止しよう
- ②グリーン購入を進めよう
- ③リサイクル資源の回収を進めよう
- ④自然とふれあう場をつくろう
- ⑤まちの美化を進めよう
- ⑥天ぷら油を回収・リサイクルしよう
- ⑦エコ市民・エコ事業者になろう

1 環境パートナーシップ事業

1 各主体の協働

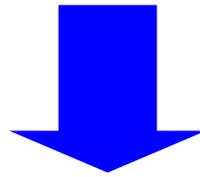
市民、事業者、市の各主体が相互の協働のもとで、各種の環境保全活動などを展開していくためのきっかけとなる取組みが、「環境パートナーシップ事業」です。

望ましい環境像を実現し、6つの環境目標を達成するためには、市民、事業者、市の各主体が、環境についての認識を共有化し、相互の協働のもとでパートナーシップを形成しつつ、それぞれの立場から環境負荷の低減に向けて取組んでいく必要があります。



パートナーシップ事業の視点

- 各種の環境保全活動などを展開するきっかけ（第一歩）となること
- 市民、事業者、市の各主体が一体となって取組めること
- 数値目標などを掲げ具体的な取組みの進捗管理が行えること



環境パートナーシップ事業

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 地球温暖化を防止しよう | → <u>環境目標 1 の達成</u> |
| ② グリーン購入を進めよう | → <u>環境目標 1 の達成</u> |
| ③ リサイクル資源の回収を進めよう | → <u>環境目標 2 の達成</u> |
| ④ 自然とふれあう場をつくろう | → <u>環境目標 3 の達成</u> |
| ⑤ まちの美化を進めよう | → <u>環境目標 4 の達成</u> |
| ⑥ 天ぷら油を回収・リサイクルしよう | → <u>環境目標 5 の達成</u> |
| ⑦ エコ市民・エコ事業者になろう | → <u>環境目標 6 の達成</u> |

① 地球温暖化を防止しよう

目的

地球規模の環境問題を解決するためには、市民、事業者、市の各主体が、自らの日ごろの行動から考え直し、1つ1つ環境に配慮した行動を実践する必要があります。

この事業は、市民、事業者、市の各主体の協働のもと、市民の生活や、事業者、市の事業活動の中に、地球温暖化の防止に向けての取組みを盛り込むことを目的とします。

進め方

地球温暖化の防止に向けての取組みを実践するために、市民、事業者、市は、自動車をできるかぎり使用しないようにしたり、ごみを減らしたり、木を植えたりするような活動の普及・啓発などに取組みます。

この事業により、温室効果ガスを削減させることを目標とします。

地球温暖化を防止するために温室効果ガスを削減しよう！

●市民は…

- 低公害車や低燃費車の購入やエコドライブの推進
- 身近な緑としての植木や植林地の保護など緑化への配慮
- 環境家計簿の活用

●事業者は…

- 社用車などへの低公害車や低燃費車の導入
- 社用車などのエコドライブの推進による燃料使用量の削減
- 建物の屋上緑化対策の実施

●市は…

- 低公害車や低燃費車の購入や使用の啓発
- 環境家計簿の普及
- 建物の屋上緑化対策の啓発

エコドライブで温室効果ガスを削減しましょう！

「地球に優しい」「財布に優しい」「命に優しい」エコドライブを実践し、地球温暖化を防ぎましょう。

◆エコドライブとは？

エコドライブは、燃料消費を抑えることから、地球温暖化防止に結びつく地球に優しい走り方であるとともに、財布にも優しい走り方です。

そのほとんどが交通事故を防ぐことにもつながり、人の命に優しい走り方でもあります。



【エコドライブ 10 の勧め】

- ① ふんわりアクセル「eスタート」で、優しい発進を！
- ② 加減速の少ない運転で、むらのない定速走行を！
- ③ 早めのアクセルオフ、エンジンプレーキの活用を！
- ④ エアコンの使用を控えめに！
- ⑤ 駐停車するときは、アイドリングストップを！
- ⑥ 暖機運転は控えめに！
- ⑦ 道路交通情報の活用で、渋滞などの情報チェックを！
- ⑧ 点検・整備を実施し、タイヤの空気圧を適正に！
- ⑨ 不要な荷物は積まずに走行！
- ⑩ 渋滞の原因となる違法駐車はしない！

環境家計簿を活用して温室効果ガスを削減しましょう！

環境家計簿で、電気、ガス、ガソリンなどのエネルギーや水道の使用量を基に、家庭からどのくらいのCO₂（二酸化炭素）が排出されるかが計算でき、家計のチェックにも役立ちます。環境家計簿をつけてCO₂の削減に努め、地球温暖化を防ぎましょう。

◆環境家計簿とは？

環境家計簿とは、家庭で消費されるエネルギー（電気、ガス、灯油、ガソリンなど）から発生するCO₂が、どれくらいか調べるものです。

（使用例）

電気、ガス、水道の使用量は、毎月通知される「〇〇使用量のお知らせ」を見て記入します。前年の数値は、該当する事業所等に問い合わせることも可能です。また、ガソリン、灯油、軽油は、燃料を補給した際のレシートを保管し、月ごとに合計します。

これらの使用量と種類ごとの排出係数を掛け算した結果の合計を出し、すべての項目の数値を合計すると、1か月分の排出量が分かります。

建物の屋上緑化により温室効果ガスを削減しましょう！

屋上緑化は、建築物の外側に植物を育成することにより、建築物の温度の上昇を抑える目的で行われています。太陽光線の遮断や、植物の葉からの蒸発による気化熱により温度上昇を抑制することができます。また、光合成により二酸化炭素を減少させることになり、地球温暖化を防ぐことにつながります。

② グリーン購入を進めよう

目的

高度成長期以降に大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着した結果、今日では環境への負荷は一部の企業などによる公害だけではなく、日常生活の全般からもたらされています。

このような時代にあっては、身の回りにある様々な製品を環境への負荷のできるだけ少ないものから選ぶ必要があります。またこうした取組みは、市民、事業者、市が一体となり、互いの役割を果たすことが重要です。

進め方

市民はエコラベル製品や省エネルギー型機器等、グリーン購入に努めます。

事業者は環境に配慮した製品の製造・販売に取り組むとともに、事業に必要な機器にグリーン購入を積極的に利用します。

市はグリーン購入を率先実行するとともに、市民や事業者に対する普及・啓発に努めます。

グリーン購入を積極的に利用しよう！

●市民は…

- エコラベル製品の購入
- 詰め替え可能な商品やリターナブル容器を用いた商品の購入
- 省エネルギーに配慮した製品の購入
- 環境対策に積極的な商店やメーカーの利用

●事業者は…

- 環境に配慮した製品の製造・販売
- エコラベル製品や省エネルギー型機器の購入・使用

●市は…

- グリーン購入の率先実行
- 市民や事業者へのグリーン購入の普及・啓発

◆グリーン購入とは？

グリーン購入とは、再生利用された紙やボトル、また再利用が可能な製品・機器などの、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

このような取組みは、廃棄物を減らすなどの効果に加え、環境に優しい製品の開発に企業などの供給側が積極的に取り組む活動を促すと考えられ、社会全体の仕組みを変えていく効果が期待されます。

◆エコラベル製品

環境負荷の少ない製品には、エコマークやグリーンマークなどのエコラベルがついています。グリーン購入に取り組むにあたり、商品を選ぶ目安とすることができます。

また、消費者がエコラベル製品を積極的に購入することで、商品の価格が下がり、より普及が進む循環効果が期待されます。

(エコラベルの例)

エコマーク



環境を汚さない、環境を改善できる環境保全型商品として（財）日本環境協会が認定した商品についています。1988年に一般公募により選ばれた作品をもとに制定。

グリーンマーク



古紙を再生利用した雑誌・コピー用紙など（財）古紙再生促進センターが認定した商品についています。マークを集めて事務局へ送ると苗木などと交換してもらえます。

再生紙使用マーク



古紙配合率100%再生紙を使用しています

ごみ減量化推進国民会議で定められた、紙や紙製品の古紙配合率を示す自主的なマークです。Rの後の数字が古紙配合率（％）を示します。



再生PET樹脂リサイクル推奨マーク

PETボトル協議会が制定し、PETボトルをリサイクルした再生品についています。



省エネマーク

省エネルギー法に基づく省エネ基準をどの程度達成しているか表示する制度。省エネ性能の優れた製品（基準達成率100%以上）には緑色のマークを表示できます。



PCグリーンラベル

3Rに配慮して設計・製造されたパソコンについています。2001年に有限責任中間法人パソコン3R推進センターが制定しました



低排出ガス車認定マーク

自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、国土交通省が認定した自動車についています。平成17年度排出ガス基準75%以上低減を「新☆☆☆☆」、50%以上低減を「新☆☆☆」で示しています。（平成12年度基準もあります。）



③ リサイクル資源の回収を進めよう

目的

私たちが社会生活で消費する資源には限りがあり、リサイクルを推進し、有効活用することが課題となっています。また可燃ごみや不燃ごみの最終処分場の残り容積が逼迫していること、地球温暖化の防止が緊急の課題であることから、ごみの量を減らすことが必要不可欠です。

稲沢市では従来より、市民、事業者、市の協働のもと、リサイクル資源の回収を行ってきましたが、より一層推進していくことが望まれます。

進め方

市民、事業者は、各地域や団体が取組むリサイクル資源の回収に積極的に参加します。

また事業者はリサイクル資源の回収のための集積場所などの提供に協力します。

市は、リサイクル資源の回収に対する補助を行い、また、普及・推進に必要な啓発を行います。

こうした取組みにより、リサイクル資源の回収を行ってきましたが、一層推進していきます。

リサイクル資源の回収を推進しよう！

●市民は…

- ・子ども・親・学校の先生の連携によるリサイクル資源の回収の推進
- ・各地域によるリサイクル資源の分別回収と地域ステーションでの回収の推進
- ・各種団体によるリサイクル資源の分別回収の推進

●事業者は…

- ・資源回収の集積場所などの提供に協力
- ・リサイクル資源回収業者による市民や各種団体などの資源回収

●市は…

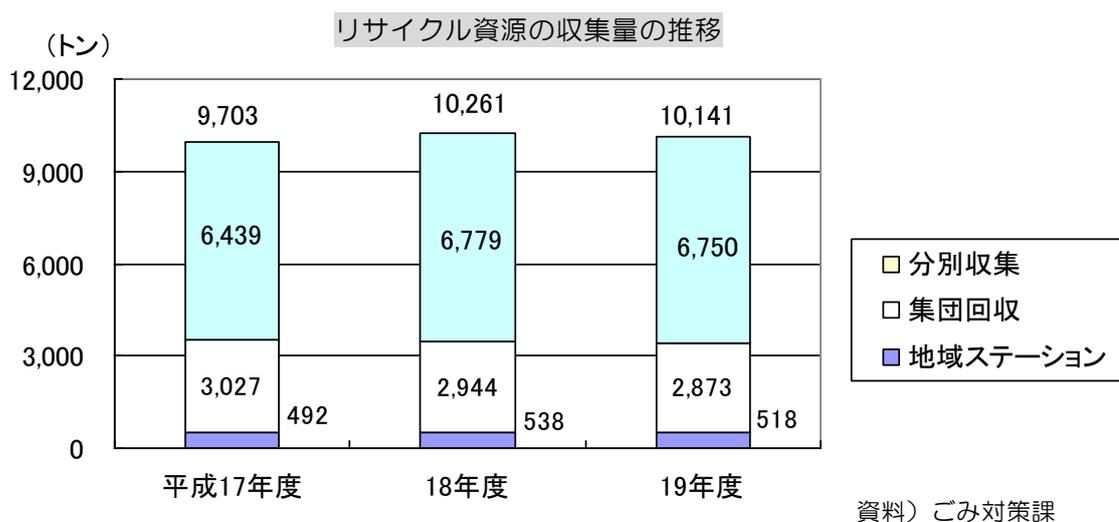
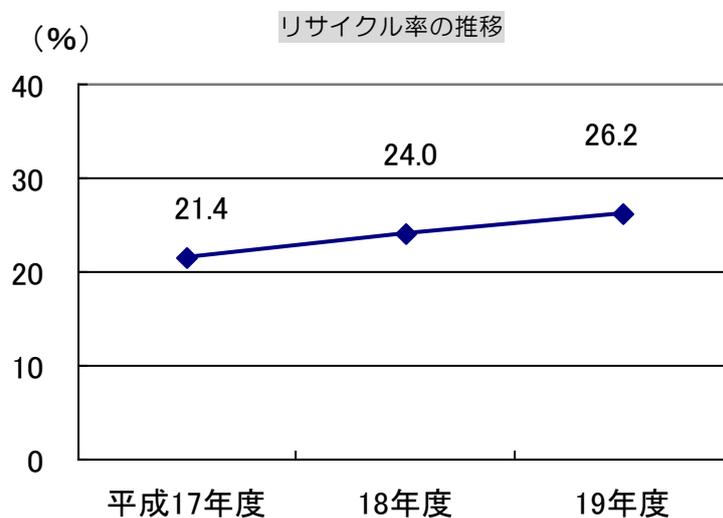
- ・リサイクル資源の回収に対する補助
- ・市民や各種団体、事業者へのリサイクル資源の回収の普及
- ・地域ステーションの充実

◆リサイクル資源の回収

稲沢市では、各種団体及び地域により、リサイクル資源の回収が積極的に行われています。回収の対象となるのは、紙類、布類、ガラスびん類、アルミ・スチール缶などの金属類、ペットボトルなどです。

過去3年間のリサイクル率の推移をみると、リサイクル率はやや増加傾向にあります。また、過去3年間のリサイクル資源の収集量の推移をみると、集団回収量はやや減少傾向、分別収集量はやや増加傾向にあり、地域ステーションを合わせた合計は、横ばいになっています。

平成19年度における愛知県下各市のリサイクル資源(資源ごみ)の分別収集量(35市合計)は291,160t、リサイクル資源の集団回収量(35市合計)は236,630tとなっており、稲沢市の状況と同様に分別収集量の方が多くなっています。また、両者の合計は横ばい傾向となっています。



④ 自然とふれあう場をつくろう

目的

都市型の生活が進んだ現代では、自然とのふれあいへのニーズが高まっています。身近な公園などでの自然とのふれあいは、自然を大切にする心を育み、豊かな人間性を形成するために重要な役割を果たします。

稲沢市では、性海寺歴史公園や日光川・須ヶ谷川桜づつみ（桜ネックレス）、国営木曽三川公園ワイルドネイチャープラザ、県営木曽川祖父江緑地など、市民、市などが協働で整備・維持管理する場所があり、今後ますますの有効利用が期待されます。

進め方

市民、事業者は、公園などの整備、維持管理に協力し、そこで開催されるイベントなどに積極的に参加します。

市は、公園などの整備や維持管理を行い、またイベントなどの開催を通じて利用促進に努めます。

この事業により、各支所地区、各市民センター地区で1か所は自然とふれあう場をつくることを目標とします。

自然とふれあう場をつくるために

各地区に自然とふれあう場(1か所)をつくろう！

●市民は…

- ・イベントへの積極参加、運営への協力
- ・ピオトープ整備への参加や維持管理

●事業者は…

- ・イベントへの積極参加、運営への協力
- ・ピオトープ整備への参加や維持管理
- ・場所の提供

●市は…

- ・あじさいまつりやサンドフェスタなどのイベントの開催

桜ネックレスについて

平和支所前から日光川まで、日光川を下流へ須ヶ谷川まで、そして須ヶ谷川兩岸を平和中央公園まで、総延長約2,300メートルを桜並木でつなごうという大事業で、昭和61年に旧平和町の主要事業として着手、市町合併後も引き継がれ、平成21年度の完成を目指して工事が進んでいます。

ソメイヨシノや八重桜など数十種類の桜並木は地域の方々の憩いの場、交流の場として守り育てられています。また、毎年4月上旬に開催される「へいわさくらまつり」には市外からも多くの人々が訪れるなど、稲沢市の重要な観光スポットとなっています。

ビオトープを創出し自然とふれあう場として活用しましょう！

自然の地形を有効に利用したビオトープを作って、維持管理をしていく中で、そこで生育・生息する動物や植物とのふれあいを深めていきましょう。現在、市内のビオトープは治郎丸中学校で実施され、祖父江町神明津で新たに施工中です。

◆ビオトープとは？

ドイツ語のBio（生き物）+Top（場所）を意味する言葉として、Biotope（＝「生き物の住む空間」）の言葉となったドイツ語の合成語です。「生物が生息できる生態系のまとまりのある空間（場所）」を意味します。



取組事例：治郎丸中学校における自然観察園（ビオトープ）作り

治郎丸中学校では、平成11年度から総合的な学習の時間を利用して体験的な学習活動を進めています。平成13年度には、自然観察や環境学習、地域の住民とのふれあいの場として、正門前の水田を借用して自然観察園（ビオトープ）が作られています。自然観察園は「じろまる ふるさと園」と名付けられ、地域との交流の場としても活用されています。

「じろまる ふるさと園」では、池と浮島、観察用通路などが作られ、池を掘った土で作った畑や水田もあります。園内では、フナ、コイなどの魚類、タニシなどの貝類、サギ、カモなどの鳥類、また、トンボ、アメンボなどの昆虫類といった多種の動物、四季折々の野草や多種の水生植物を見ることができます。



ふるさと園に降り立ったカモ



ビオトープに広がる花々

⑤ まちの美化を進めよう

目的

市では、平成 20 年度に「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」を策定し、空き缶や吸い殻等の放置禁止、路上喫煙の禁止、犬・猫等の適正管理等を促進しています。

道路・河川・公園などの公共の場所や空き地にポイ捨てされた空き缶や吸い殻、ペットのふんなどは、まちの美観を損ね、市民の快適な生活を阻害します。

市民、事業者、市は協働で、まちの美化や清掃活動に取組み、愛着の持てる美しいまち並みを創り出し、後の世代に残す必要があります。

進め方

市民、事業者、市は協働で、ごみのポイ捨て防止、ごみゼロ運動などの清掃活動、ペットのふんの適正処理などに取組みます。また市は、市民、事業者に対する啓発、資材の提供などに努めます。

またこの事業では、市民主体の観点から、各支所地区、各市民センター地区で美化活動の推進拠点をつくります。

地域から美化活動を推進しよう！

●市民は…

- ごみのポイ捨て防止やペットのふんの適正処理、路上喫煙の禁止
- ごみゼロ運動などの清掃活動への参加
- アダプトプログラムへの参加、稲沢市快適で住みよいまちづくり条例に基づく環境協力員（仮称）としての参加

●事業者は…

- ごみのポイ捨て防止
- ごみゼロ運動などの清掃活動への参加
- 事業所周辺での美化活動の実施
- 清掃活動時のほうきやちりとりなどの資材の提供に協力
- アダプトプログラムへの参加、稲沢市快適で住みよいまちづくり条例に基づく環境協力員（仮称）としての参加

●市は…

- ごみゼロ運動などの清掃活動の開催
- 清掃活動時のごみ袋などの資材の提供、集められたごみの回収

◆ごみゼロ運動いなざわ

「ごみ散乱防止市民行動の日」である、5月30日の前後と10月の第3週に市内一円において、道路の空き缶やごみなどの清掃を中心に、市民や事業者による環境美化活動「ごみゼロ運動いなざわ」が実施されています。大勢の参加者により、数トンものごみが集められ、きれいなまちづくりが進み、環境美化への意識が高まっています。また市内一斉の取組みとは別に、各地域や事業所、各種団体による自主的な清掃活動も盛んに行われています。

◆ボランティアグループなどの活動

平成14年より市民のボランティアグループによる河川浄化などが行われています。「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」の策定により、今後、空き缶等及び吸い殻等の放置禁止、路上喫煙の禁止、犬・猫等の適正管理などにおいても、ボランティアグループやNPO、まちづくり推進協議会などによる活動が、期待されています。



取組事例：稲沢西小学校が参加する河川浄化活動

（稲沢市民センター地区）

稲沢市民センター地区では、稲沢西小学校の4年生とPTAが中心となり、平成14年より三宅川の浄化を目的とした清掃活動が行われています。この活動により、三宅川の水の流れを阻害しているごみ等を回収し、水質浄化を推進しています。

平成20年11月19日には、稲沢西小学校の4年生86人とPTA28人のほか学校関係者、市職員により可燃ごみ280kg、不燃ごみ80kgのごみを回収しました。

この取組みに併せ、三宅川の水質浄化を行うため稲沢西小学校でEM菌を培養して「EM活性液」をつくり、定期的に三宅川に放流しています。また、「EM活性液」を児童が家庭に持ち帰り、生活排水と一緒に流して水質浄化を行っています。

稲沢公園より下流域にかけて、ドブ臭がなくなったり、川底に砂が多くなるなど、徐々に変化が現れてきています。



三宅川清掃活動の様子

◆アダプトプログラムとは？

「アダプト」は「養子にする」の意。ボランティアとなる市民などが里親となり道路・公園などを自らの「養子」とみなし定期的・継続的に行う清掃活動をいいます。

⑥ 天ぷら油を回収・リサイクルしよう

目的

今日では、毎日の生活の中で出される生活排水が環境問題の大きな原因となっています。稲沢市では、公共下水道を順次整備・供用し、また補助金を通じて合併処理浄化槽の設置を促進し、水質汚濁の抑制に努めています。しかし依然多くの生活排水が河川などに流されており、中でも台所から流される天ぷら油（食用油）は、特に自然界に与える負荷が高いものです。また、天ぷら油が下水道や浄化槽に流れ込むと機能低下の原因となります。

このため、天ぷら油を回収し、適切に処理することが緊急の課題となっています。

進め方

市民、事業者は、天ぷら油を保管し、リサイクル資源の収集を行っている地域ステーションなどに持参します。

（凝固材や新聞紙を利用し可燃ごみとして出すこともなるべく避けてください）

市は適正な回収、処理を行い、またリサイクルの普及・啓発に努めます。

こうした取組みにより、各支所地区、各市民センター地区であわせて30ℓ/月の回収・リサイクルを目指します。

天ぷら油を回収・リサイクルするために

30ℓ/月を回収・リサイクルしよう！

●市民は…

- 使用済み天ぷら油を保管
- 地域ステーションへの持参・回収容器へ投入
- 天ぷら油を利用した石けん作り（各家庭などで実施）

●事業者は…

- 回収された天ぷら油の自動車燃料などへの再利用の検討

●市は…

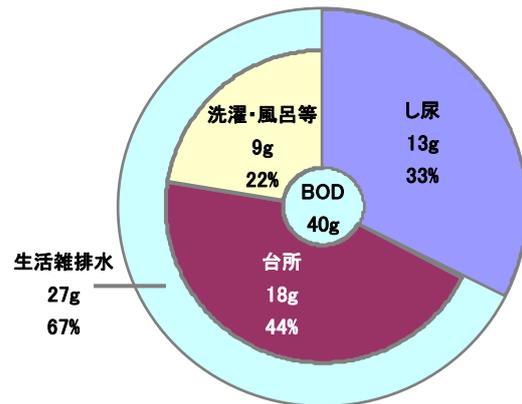
- 地域ステーションでの適正回収
- 回収された天ぷら油の自動車燃料などへの再利用の検討

◆生活排水とは？

生活排水とは、私たちが生活する上で日々流し続けている排水を指し、生活雑排水と呼ばれる台所、洗濯、風呂などによる排水とし尿を合わせたものです。

この生活排水の量は、1人1日当たり250ℓになり、その中にはおよそ40gの汚れ（BOD負荷量）が含まれています。有機物による川や海の汚染の約7割が私たち一般家庭の生活排水が原因であると言われています。

1人1日あたりの汚濁物質排出割合



資料) (財)日本環境整備教育センター「浄化槽の維持管理」より

主な食品の汚れの程度

食品名	みそ汁	ラーメンの汁	米のとぎ汁	ビール	牛乳
汚れ具合 (BOD)	31,000mg/ℓ	41,000mg/ℓ	900mg/ℓ	90,000mg/ℓ	120,000mg/ℓ
これだけ捨てたら	おわん1杯 (200ml)	ひとり分 (300ml)	2ℓ	コップ1杯 (200ml)	コップ1杯 (200ml)
必要な水の量	浴槽4.1杯	浴槽8.2杯	浴槽1.2杯	浴槽12杯	浴槽16杯
窒素	2,100mg/ℓ	3,500mg/ℓ	33mg/ℓ	1,300mg/ℓ	5,900mg/ℓ
りん	180mg/ℓ	140mg/ℓ	24mg/ℓ	22mg/ℓ	930mg/ℓ

※浴槽1杯は約300ℓ

資料) 愛知県環境部調べ (平成8年) より

◆魚が住める水質に戻すには？

食べ残しをそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が住める水質（BOD値5mg/ℓ以下）に戻すには、浴槽何杯分もの水が必要となるほどの汚れ（有機物）を含んでいます。

少しずつ流したとしても、毎日では大変な量の汚れとなります。

行動のめやす (市民編)

使用済みの天ぷら油の適正な処理方法

- 天ぷら油は、揚げ物には10回程度の使用が可能です。取り替え時期は、色が黒くなったり、匂いが悪くなった時が目安です。冷暗所に保管し空気にふれないようにすると長持ちします。
- やむを得ず処分する場合は、市が実施している天ぷら油の回収制度などを利用したり、固めたり吸収剤を使用して可燃ごみとして処分しましょう。

台所でのその他の取組

- 流しの排水口には、目の細かいストレーナーを取り付けましょう。
- 排水口が小さくてストレーナーが取り付けられない場合は、三角コーナーや水切りネットを備え付けましょう。
- 食器を洗う前には、食器についた油などの汚れを拭き取ってから洗うようにしましょう。

流しの排水口に1mm目のストレーナーを取り付けた場合、水の汚れを2～3割程度減らす効果が認められています。

⑦ エコ市民・エコ事業者になろう

目的

現在、社会生活の多岐にわたり深刻化する環境問題は、国や県・市など行政の取り組みだけでは解決しません。市民、事業者が、自らの活動・生活を見つめ直し、むだな電気やガスを使わない、環境に配慮した生活の実践、ごみの減量やリサイクルを進める、などの環境に配慮した行動に取り組む必要があります。

市はこうした行動に率先して取り組むと同時に、市民や事業者の活動を広く紹介し、また環境についての様々な情報を提供し、普及・啓発に努める必要があります。

市民、事業者、市が協働で、環境に対する意識を高めあうことが求められています。

進め方

市民、事業者は、日常の生活、活動の中で環境のためにできることを見つけ、実践します。また家族や周りの人と環境について話し合う時間を作ります。

市は、環境への取り組みを率先して行うとともに、各種イベントや講座の開催などを通じて、普及・啓発に努めます。

エコ市民・エコ事業者になるために

●市民は…

- ・エコ市民の認定制度の活用
- ・環境に関心を持ちエコ生活を実践する市民団体への参加
- ・エコ市民としての活動の実践・普及（個人→地域→全市）

●事業者は…

- ・エコ事業者の認定制度の活用
- ・エコ事業者としての活動の実践・普及
- ・環境マネジメントシステム（ISO 14001）などの導入

●市は…

- ・エコ生活を実践する市民団体などの活動の支援
- ・環境に配慮した活動の率先実行（エコ事業者としての取組）
- ・環境についてのイベント・講演などの開催

◆エコ市民とは？

自発的に環境に配慮した活動に取り組む市民のこと。
具体的な取り組みとしては、

- ・アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がける
- ・部屋の照明やテレビのスイッチなどをこまめに消すなど、電気の節約に努める
- ・洗濯にお風呂の残り湯を使うなど、節水に努める
- ・お風呂に続けて入るなど、ガスの節約に努める
- ・マイバッグを使い、レジ袋の減量に協力する
- ・エコ製品や詰め替え商品など、グリーン購入を行う
- ・ごみや資源をしっかりと分別し、減量・リサイクルに協力する
- ・市や地域で実施される美化運動に積極的に参加する

などがあげられます。

◆エコ事業者とは？

事業活動による環境負荷の低減を真摯に考え、実践に取り組む事業者のこと。
具体的な取り組みとしては、

- ・冷暖房の適正温度を心がける
- ・クールビズ・ウォームビズの実施
- ・休憩時間の消灯、パソコンの電源をこまめに切るなど、電気の節約に努める
- ・環境に配慮した機器を選ぶなど、グリーン購入を行う
- ・アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がける
- ・ハイブリッド車、天然ガス車などを積極的に導入する
- ・書類の簡素化、両面印刷・コピーの徹底など紙類の節約に努める
- ・ごみや資源をしっかりと分別し、減量・リサイクルに協力する
- ・敷地内や建物の壁面・屋上などの緑化を行う
- ・市や地域で実施される美化運動に積極的に参加する

などがあげられます。

◆エコ市民・エコ事業者の認定方法

「エコチェックシート」を活用して環境に配慮した行動の実践状況を判定し、エコ市民やエコ事業者として認定する方法などがあります。

第6章

地域別の環境配慮指針

地域別の環境配慮指針

祖父江支所地区

平和支所地区

稲沢市民センター地区

小正市民センター地区

下津市民センター地区

明治市民センター地区

千代田市民センター地区

大里西市民センター地区

大里東市民センター地区

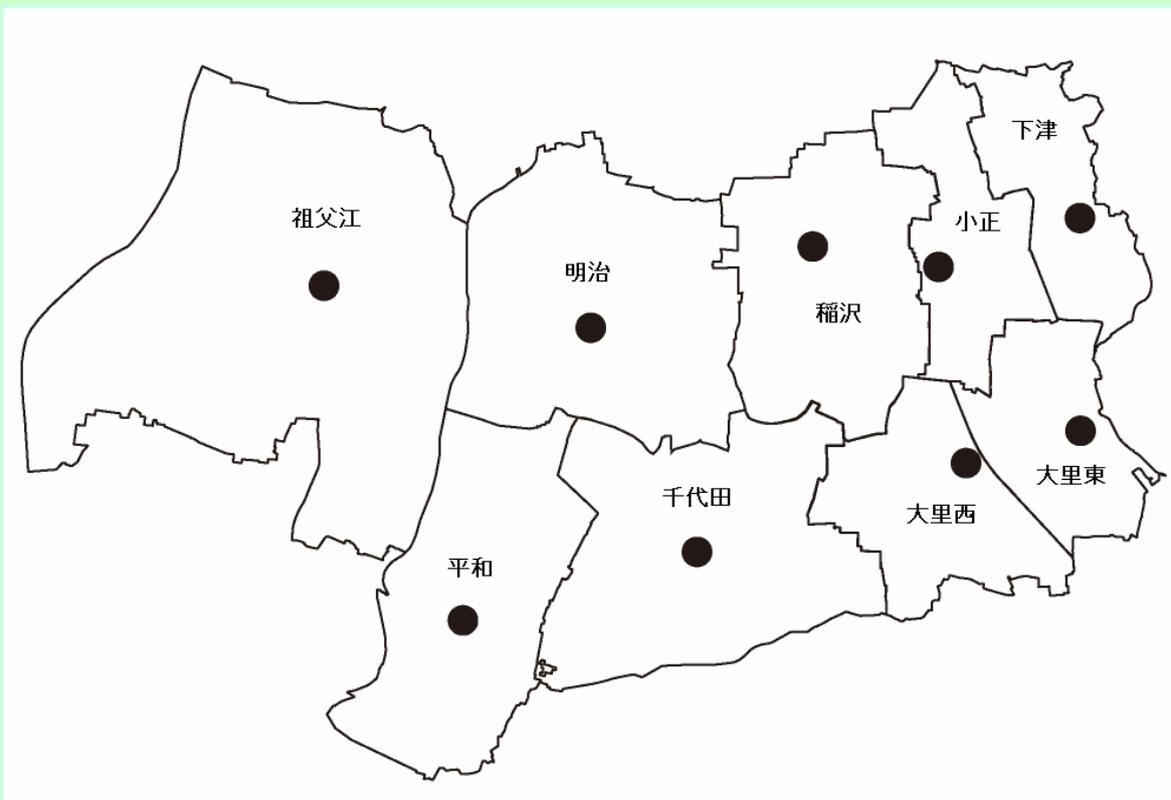
1 地域別の環境配慮指針

6つの環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、市の各主体が協働・連携を図りながら、全市的な環境保全などに関する取組みを実践していく必要があります。

その一方で、地域の環境は、長い歴史に育まれた社会的要素や自然的要素などから成り立っており、人と環境との関わりや保全すべき環境も地域ごとに異なっています。そのため、各地域ごとに重点的に配慮すべき事項などもあります。

ここでは、各地域の特性に応じて特に配慮すべき事項を、2つの支所地区（祖父江、平和）と7つの市民センター地区（稲沢、小正、下津、明治、千代田、大里西、大里東）で示します。なお、地域別の環境配慮指針では、市民、事業者、市の主体によらず、すべての人が環境面から配慮すべき指針を示しています。

地域区分



(1) 祖父江支所地区

地域特性

祖父江支所地区は、市西部の木曽川と日光川に挟まれた地域に位置しており、木曽川を挟んで岐阜県との県境となっています。地区別面積は市内で最も大きく、農地と集落地が分布しているほか、大規模工場も点在しています。また、県道馬飼井堀線が東西に走り、中央部を県道尾西津島線、東部を名鉄尾西線が南北に縦断しています。

地区西側には木曽川、東側には日光川があり、中央には領内川が南北に流れています。これらの河川や農地周辺では、カモ、サギ、キジ、ウグイスなどの鳥類や、メダカ、フナ、ドジョウなどの魚類、ヘイケボタルなどの昆虫類と、多様な生物を見ることができます。また、地区東部を中心にイチョウが点在し、その実である銀杏の品質の良さは全国的に広く知れ渡っています。

地区西部の木曽川沿いには、河畔砂丘が分布しています。日本において砂丘が分布するところは極めて少なく、貴重です。また、国営木曽三川公園ワイルドネイチャープラザ、県営木曽川祖父江緑地、祖父江ワイルドネイチャー緑地が整備されており、年中を通して多くの人に利用されています。

地区中央には、文化活動の拠点となる祖父江の森が整備され、多目的運動場やテニスコート、温水プール、図書館が併設され、市民の憩いの場として利用されています。

地区南東部の本源寺には、県の指定文化財である書跡、一切経が収められています。

一方、都市化の進展による領内川・居中川の水質汚濁などの問題も生じています。特に、居中川の水質汚濁物質の濃度は、市内のその他の河川と比べ最も高い状況にあります。

環境配慮指針

祖父江支所地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- カモ、サギ、キジ、ウグイス、メダカ、フナ、ドジョウ、カモ、ヘイケボタルなどの身近な生物の保護に努めます。
- 地区全域に分布する農地を保全します。
- 「NPO 法人祖父江のホタルを守る会」などの市民団体と協力して、水路や水辺の自然環境の保全に努めます。
- 祖父江ワイルドネイチャー緑地などの身近な公園の維持管理に努めます。
- 本源寺（三丸淵）などの歴史的資源を継承します。
- 祐専寺（山崎）のイチョウ、中牧皇大明神社（中牧）のヒトツバタゴなどの市指定の天然記念物を保全します。
- 祖父江砂丘を保全・活用します。
- 生活排水や工場排水などによる居中川の水質汚濁を防止します。

(2) 平和支所地区

地域特性

平和支所地区は、市南西部に位置しており、地区の北西部から中央部にかけて日光川、東部に三宅川、南部に領内川が流れ、肥沃な耕地に恵まれています。これらの河川や農地ではサギ、モズ、ウグイス、ヒヨドリなどの鳥類や、メダカ、フナ、コイ、モロコなどの魚類など、多様な生物をみることができます。

鉄道は地区の西部を名鉄尾西線が通っており、名古屋市、一宮市をつなぐ重要な交通手段となっています。

主要道路として国道 155 号が南北に通過し、一宮市、津島市を結んでいます。

また、平和支所前水路から、日光川・須ヶ谷川桜づつみなど、総延長 2300 メートルを桜並木でつなぐ「桜ネックレス」は、桜の季節だけでなく遊歩道としても年間を通して多くの方に親しまれています。

地区北東部の須ヶ谷地区は、工場の集積地である工業団地の計画があり、企業進出により、土地の造成や工業用水、排水設備などが整備されていく予定です。

平和支所に隣接する地域の福祉活動の拠点となっている平和らくらくプラザにはバーディプールや浴場もあり市内外よりたくさんの方が訪れます。

一方、都市化の進展による日光川・三宅川・領内川の水質汚濁などの問題も生じています。

環境配慮指針

平和支所地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- サギ、モズ、ウグイス、ヒヨドリ、メダカ、フナ、コイ、モロコなどの身近な生物の保護に努めます。
- 農地を保全します。
- 平和中央公園、西光坊公園、下三宅農村公園、鷺尾農村公園、嫁振農村公園などの身近な公園の維持管理に努めます。
- 日光川、三宅川、領内川、道路、農地周辺などでのごみのポイ捨てをなくします。
- 生活排水や工場排水などによる日光川、三宅川、領内川の水質汚濁を防止します。
- 「桜ネックレス」などの散策路・遊歩道の適正な維持管理・整備に努めます。

* 平和支所で飼育されているゲンジボタルの定着化の検討に努めます。

(3) 稲沢市民センター地区

地域特性

稲沢市民センター地区は、名鉄本線と西尾張中央道を境界とする地区で、地区中央部を南大通線が東西に横断しています。南大通線沿道や名鉄国府宮駅西部には、本市の中心商業地が形成されています。

地区の北部及び南部には農地が分布し、市街地近郊の良好な緑である田園風景がみられます。三宅川が地区西部を蛇行しながら南流し、地区東部から南部にかけて大江川が流下しています。これらの河川や農地周辺では、サギなどの鳥類を見ることができ、また、三宅川沿いの稲沢公園は、樹林や芝生広場、散策路、池などが整備されており、市民の憩いや身近な自然とのふれあいの場として利用されています。

稲沢公園に隣接する荻須記念美術館は、文化・芸術創造の拠点となっているほか、地区内には、かつて東海道と中山道間を結んだ美濃街道、鎌倉時代の仏像が安置されている禅源寺、尾張の国府であったことをしのばせる尾張国衙址などを有しています。6月には大塚性海寺歴史公園・性海寺を舞台に「稲沢あじさいまつり」が開催され、約90種1万株のあじさいが園内一帯に咲き誇ります。

その他、高校や大学などの教育機関、市役所などの公共機関などが立地しています。

こうした自然的・社会的条件を背景として、地区別人口は市内で最も多くなっていますが、一方で、都市化の進展による南大通線沿道での大気汚染や悪臭、三宅川・大江川などの水質汚濁などの問題も生じています。

環境配慮指針

稲沢市民センター地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- サギなどの身近な生物の保護に努めます。
- 地区北部及び南部に分布する農地を保全します。
- 稲沢公園の樹林や芝生広場などを保全・活用します。
- 小沢菅原公園、北出公園などの身近な公園の維持管理に努めます。
- 禅源寺（稲葉）、尾張国衙址、性海寺などの歴史的資源を継承します。
- 八幡社（大塚北）のムクノキ、性海寺（大塚南）のムクロジ・イブキなどの市指定の天然記念物や大塚古墳の史跡を保全します。
- 荻須記念美術館を活用します。
- 南大通線の渋滞解消を図り大気汚染を防止します。
- 国府宮駅ロータリーなどの違法駐車を抑制します。
- 生活排水や工場排水などによる三宅川・大江川の水質汚濁を防止します。

(4) 小正市民センター地区

地域特性

小正市民センター地区は、本市の中心駅である名鉄国府宮駅とＪＲ稲沢駅に挟まれた市街地の一角を形成する地区で、名鉄国府宮駅東部やＪＲ稲沢駅西部、東西に横断する南大通線沿道には、商業地が形成されています。

地区の北部及び南部には農地が分布し、市街地近郊の良好な緑である田園風景がみられます。また、地区西部を大江川が、地区南部を福田川が南流しています。これらの河川や農地周辺では、サギなどの鳥類を見ることができます。市街地内には、吹上公園や長野公園、小正中央公園などの都市公園が数多く整備されており、市民の憩いの場として利用されています。現在、北大通線（稲沢西春線）の整備が進められ、この地域周辺では住宅街が広がりつつあります。

名鉄国府宮駅の北東部には、本市の伝統行事であるはだか祭の舞台となる国府宮神社、桜並木を有する参道や鳥居、太鼓橋などがあり、多くの観光客が訪れています。その他、国の重要文化財に指定されている萬徳寺の多宝塔などもみられます。

また、地区南部には、市民の文化活動の拠点となる市民会館や中央図書館が整備されています。

公共交通機関の利便性が高く、商業地を含む市街地が分布していますが、都市化の進展による南大通線沿道の大気汚染、大江川・福田川などの水質汚濁などの問題も生じています。

環境配慮指針

小正市民センター地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- サギなどの身近な生物の保護に努めます。
- 地区北部及び南部に分布する農地を保全します。
- 吹上公園、長野公園、小正中央公園などの身近な公園の維持管理に努めます。
- 大江川、道路、農地周辺などでのごみのポイ捨てをなくします。
- 国府宮神社（国府宮）、萬徳寺（長野）、慈眼寺（子生和）などの歴史的資源を継承します。
- ＪＲ稲沢駅周辺の緑化などの保全・整備に努めます。
- 南大通線の渋滞解消を図り大気汚染を防止します。
- 生活排水や工場排水などによる大江川・福田川の水質汚濁を防止します。

(5) 下津市民センター地区

地域特性

下津市民センター地区は、市北東部の主にJR東海道本線以東に位置し、地区中央部には名古屋岐阜線、地区東部には赤池下津線が南北に縦断しています。地区別人口は、現在市内で最も少ないですが、地区西部にあるJR稲沢駅周辺の下津陸田土地区画事業や尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業では、土地区画整理事業の推進により、大型ショッピングセンターの進出や高層マンション、住宅街が広がり、市街化が急速に進展しています。また、JR 稲沢駅の東西連絡通路が開通し、相互通行が改善しました。今後、北大通線（稲沢西春線）から大型ショッピングセンター付近への跨線橋の完成により、JR東海道本線を挟んだ東西の交通が活発になっていくと思われます。

地区東部や南部には農地が分布し、良好な緑である田園風景がみられます。青木川が地区東部を南流し、五条川に合流しています。その他地区内には、赤池川や下津川が流れています。これらの河川や農地周辺では、サギやカモなどの鳥類、フナやドジョウなどの魚類などを見ることができます。

地区東部には、歴史ある円光寺、廣幢寺、円通寺、阿弥陀寺、下津城址などの歴史的資源がみられます。

一方、本市の東西軸である南大通線へと至る稲沢跨線橋やその東部の名古屋岐阜線、赤池下津線は、大型ショッピングセンター等の進出のため、交通渋滞による大気汚染が懸念されています。また、名神高速道路沿道や青木川沿いにおけるごみの不法投棄などの問題も生じています。

環境配慮指針

下津市民センター地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- サギ、カモ、フナ、ドジョウなどの身近な生物の保護に努めます。
- 農地を保全します。
- 青木川、道路、農地周辺などでのごみのポイ捨てや不法投棄をなくします。
- 円光寺（下津土山町）、下津城址などの歴史的資源を継承します。
- 市指定の天然記念物である下津小学校のムクノキを保全します。
- JR稲沢駅周辺の緑化などの周辺環境の整備に努めます。
- 南大通線、名古屋岐阜線、赤池下津線の渋滞解消を図り大気汚染を防止します。
- 生活排水や工場排水などによる青木川などの水質汚濁を防止します。

(6) 明治市民センター地区

地域特性

明治市民センター地区は、市中央部に位置し、地区別面積は祖父江支所地区に次いで広く、農地と集落地を中心とした地域です。地区東部の市役所周辺においては、警察署や消防署などの公共施設、商業施設、高層住宅などの利用がされています。地区東部は西尾張中央道を境界としています。地区西部には国道 155 号線が南北に縦断し、南部には馬飼稲沢線が東西に横断しています。地区の北部から東部にかけては、JR東海道新幹線が横断しています。

地区全域に農地が分布し、良好な緑である田園風景がみられます。特に地区南部の農地では、本市の特産品である植木・苗木の生産が盛んであり、豊かな緑を形成しています。地区東部を観音川が、地区北部から西部にかけて光堂川が南流し、それぞれ三宅川、日光川に合流しています。三宅川は、稲沢市民センター地区から引き続き蛇行しています。これらの河川や地区全域に分布する農地周辺では、サギ、キジ、ウグイス、カッコウなどの鳥類や、メダカ、フナ、ドジョウなどの魚類、イタチ、モグラなどの哺乳類、カブトムシやクワガタなどの昆虫など、多様な生物の生息が確認されています。

三宅川以南では、多種の萩が咲き、四季を感じる事ができる円光寺（矢合町）、国分寺、矢合観音のほか、地区内には、竹林や自然林が繁茂する恵日寺、明蔵寺、桜の名所である安楽寺（船橋町）、善應寺などの歴史的資源が数多くみられます。特に、国分寺（旧円興寺）は稲沢市の植木・苗木生産の発祥の地で、嘉暦3年（1328年）に住職柏庵禅師が、中国から柑橘苗木の生産技術を持ち帰り、近隣の農家に伝授したのが始まりと言われています。今日では稲沢は植木・苗木の四大産地となっています。

一方、都市化の進展による三宅川などの水質汚濁などの問題も生じています。

環境配慮指針

明治市民センター地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- キジ、ウグイス、カッコウ、メダカ、フナ、ドジョウ、カブトムシ、クワガタなどの身近な生物の保護に努めます。
- 地区全域に分布する農地（植木畑、水田）を保全します。
- 西島公園、片原一色公園などの身近な公園の維持管理に努めます。
- 光堂川・日光川、道路、農地周辺などでのごみのポイ捨てをなくします。
- 円光寺（矢合町）、国分寺、矢合観音、恵日寺（西島）、明蔵寺（浅井町）、安楽寺（船橋町）、尾張国分寺址などの歴史的資源を継承します。
- 塩江神社（中野宮町）のシイノキ、大福寺（儀長町）のオオムラサキなどの市指定の天然記念物を保全します。
- 住宅団地内の良好な住環境を保全します。
- 生活排水や工場排水などによる三宅川・日光川の水質汚濁を防止します。

(7) 千代田市民センター地区

地域特性

千代田市民センター地区は、市南西部に位置し、農地と集落地を中心とした地域です。西尾張中央道が、地区中央部を南北に縦断し、隣接して工業団地や大規模工場が立地しています。また、県道給父清洲線が地区中央部を東西に横断しています。

地区全域に農地が分布し、本市の特産品である植木・苗木の生産面積は市内で最も大きく、豊かな緑を形成しています。また、植木や造園技術を学ぶことができる愛知県植木センターが立地しています。地区東部を大江川が、地区北部から西部にかけて三宅川が流下し、地区南部には目比川が南流しています。目比地区では土地改良事業が行われており、農地の集団化が進められています。これらの河川や地区全域に分布する農地周辺では、明治市民センター地区と同様に、サギ、キジ、ウグイス、カッコウなどの鳥類や、メダカ、フナ、ドジョウなどの魚類、多種の昆虫など、多様な生物の生息が確認されています。

地区内には、サザンカ、モッコク、ムクノキ、イチイガシ、クロガネモチ、シイノキ、イブキなどの市指定の天然記念物が数多くみられます。

一方、都市化の進展による三宅川・大江川などの水質汚濁などの問題も生じています。

環境配慮指針

千代田市民センター地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- サギ、キジ、ウグイス、カッコウ、メダカ、フナ、ドジョウなどの身近な生物の保護に努めます。
- 地区全域に分布する農地（植木畑・水田）を保全します。
- 千代公園などの身近な公園の維持管理に努めます。
- 遊休農地を活用して菜の花やレンゲなどの栽培を行います。
- 三宅川・目比川、道路、農地周辺などでのごみのポイ捨てをなくします。
- 神明社（福島町）のモッコク、天ノ宮神社（目比町）のクロガネモチ、八剣社（南麻績町）のシイノキ、善福寺（南麻績町）のイブキなどの市指定の天然記念物を保全します。
- 生活排水や工場排水などによる三宅川・大江川の水質汚濁を防止します。

(8) 大里西市民センター地区

地域特性

大里西市民センター地区は、名鉄本線の西部に位置する地区で、奥田駅、大里駅の近郊には、住宅団地が立地しています。その他の地域は、農地と集落地が分布しており、大規模工場も点在しています。また、地区中央部をJR東海道新幹線が横断し、並行して本市の東西軸である名古屋祖父江線が横断しています。

特に、地区の北部及び西部には農地がまとまって分布し、住宅地周辺の良好な緑である田園風景がみられます。地区東部を福田川が、地区西部を大江川が流下しています。これらの河川や農地周辺では、サギなどの鳥類を見ることができます。

文化財では、周辺の緑と良く調和し国の重要文化財に指定されている安楽寺（奥田町）の仏像がみられます。

一方、都市化の進展による福田川・大江川などの水質汚濁などの問題も生じています。

環境配慮指針

大里西市民センター地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- サギなどの身近な生物の保護に努めます。
- 北部及び西部に分布する農地を保全します。
- 福田川、道路、農地周辺などでのごみのポイ捨てをなくします。
- 安楽寺（奥田町）などの歴史的資源を継承します。
- 住宅団地内の良好な住環境を保全します。
- 生活排水や工場排水などによる福田川・大江川の水質汚濁を防止します。

(9) 大里東市民センター地区

地域特性

大里東市民センター地区は、JR東海道本線と名鉄本線に挟まれた地域に位置し、大里駅の近郊には、住宅団地が広がっています。市南東部のJR清洲駅北側で行われていた北市場土地区画整理事業が完了し、現在では住宅街が広がっています。その他の地域は、農地と集落地が分布しており、大規模工場も点在しています。

地区中央部には農地がまとまって分布し、住宅地周辺の良好な緑である田園風景がみられます。地区西部を福田川が流下しており、これらの河川や農地周辺では、サギやカモなどの鳥類、魚類、昆虫などの生物を見ることができます。

地区東部には、国の重要文化財に指定されている長光寺の地蔵堂、郷土の伝統行事であるこがし祭りが行われる立部神社などがあり、六角堂町には、美濃路の面影を残す古いまち並み（美濃街道）がみられます。

一方、都市化の進展による福田川の水質汚濁などの問題も生じています。

環境配慮指針

大里東市民センター地区において、環境面から配慮すべき事項を示します。

- サギやカモなどの身近な生物の保護に努めます。
- 地区中央部に分布する農地を保全します。
- 奥田公園、北市場美濃路公園、北市場町東公園、日下部公園などの身近な公園の維持管理に努めます。
- 福田川、道路、農地周辺などでのごみのポイ捨てをなくします。
- 長光寺（六角堂東町）、立部神社（北市場町）などの歴史的資源を継承します。
- 住宅団地内の良好な住環境を保全します。
- 生活排水や工場排水などによる福田川の水質汚濁を防止します。

資料編

策定体制

稲沢市環境基本条例

稲沢市環境審議会規則

稲沢市環境審議会委員名簿

いなざわ環境市民会議設置要綱

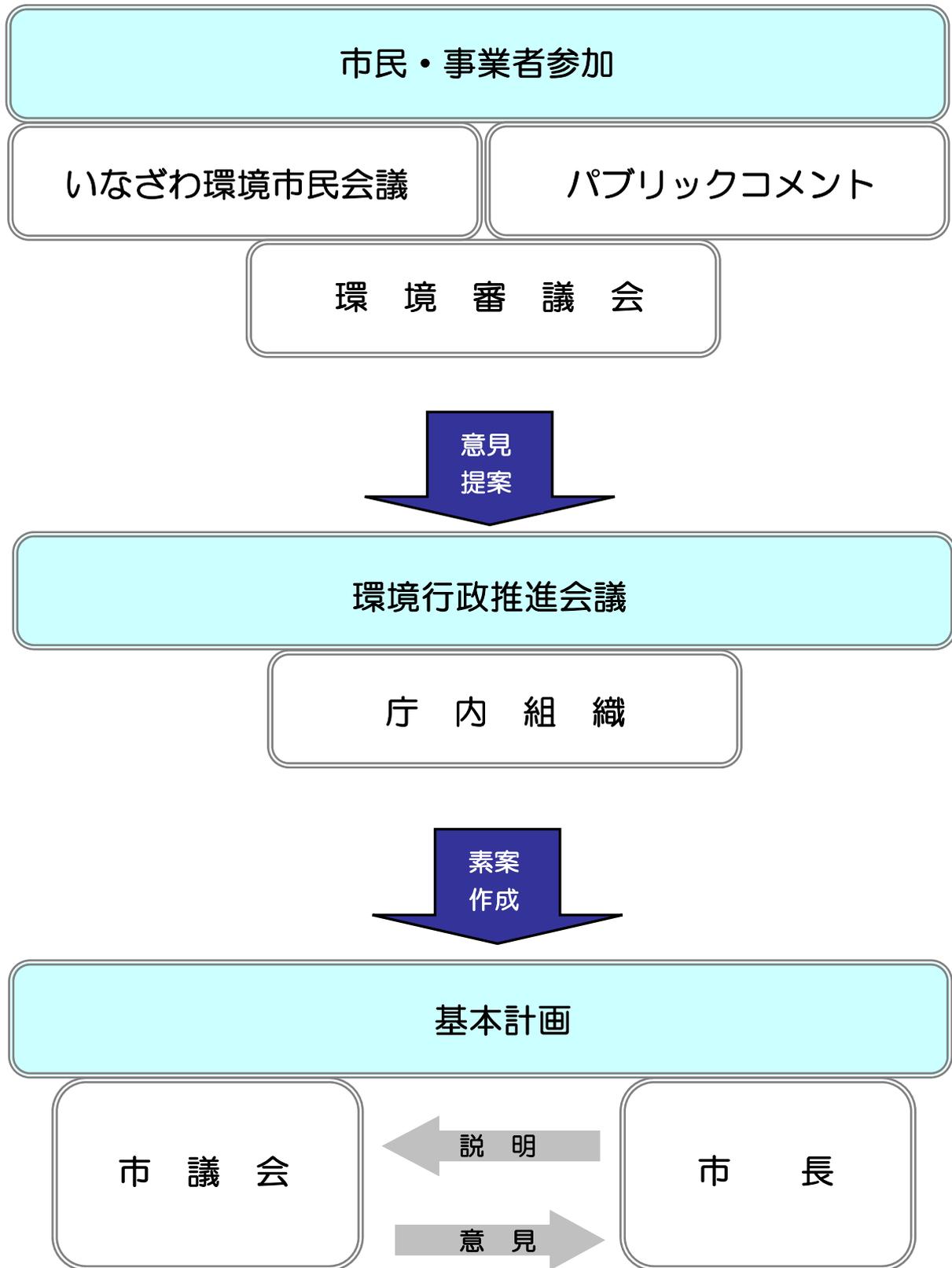
いなざわ環境市民会議委員名簿

計画策定の経緯

環境基準

用語解説

1 策定体制



2 稲沢市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第12条）

第3章 総合的推進のための施策（第13条—第17条）

第4章 効果的推進のための施策（第18条—第20条）

第5章 稲沢市環境審議会（第21条—第26条）

付則

私たちのまち稲沢市は、肥沃な土壌、温和な気候に育まれた豊かな自然環境と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、古くから植木、苗木の生産で栄え、緑豊かなまちとして、これまで産業、文化、住まいが調和したまちとして発展し続けてきた。

しかしながら、今日の私たちの生活を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式は、便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増やし、地球温暖化等の地球環境問題を顕在化するに至っている。

もとより、すべての市民は、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

このような認識の下に、私たちは、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たし協働することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築して、人と自然とが共生することのできる環境都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす

事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

第8条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、農地、河川等における多様な自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

(快適な環境の確保)

第9条 市は、都市の緑化、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第13条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、稲沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置を講ずるとともに、稲沢市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第14条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第15条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整

合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第16条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第17条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 稲沢市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、稲沢市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

(組織)

第23条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 事業者の代表者

(4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第26条 第21条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(稲沢市環境審議会条例の廃止)

2 稲沢市環境審議会条例(平成8年稲沢市条例第4号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の稲沢市環境審議会条例第3条に規定する稲沢市環境審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に第23条に規定する稲沢市環境審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合における第24条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「付則第2項の規定による廃止前の稲沢市環境審議会条例第3条の規定により稲沢市環境審議会の委員に委嘱された日から2年」とする。

3 稲沢市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、稲沢市環境基本条例（平成15年稲沢市条例第22号）第26条の規定に基づき、稲沢市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が招集する。

(1) 最初の審議会の会議を開催するとき。

(2) 審議会の会長及び副会長が欠けたとき。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもつて構成する。

3 専門部会に、部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、経済環境部環境保全課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 稲沢市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

(平成20年4月1日現在)

区 分	委 員 氏 名	所 属 等	備 考
学識経験を有する者	たち 城 義 政	稲沢市医師会会長	会長
	さかい 酒 井 功 支	稲沢市歯科医師会理事	
	う かい 鶺 鴒 繁	稲沢市薬剤師会会長	
関係行政機関の職員	こうけつ 額 重 行	愛知県尾張県民事務所環境保全課長	
	はやし 林 孝 治	山崎小学校校長	
事業者の代表	みずたに 水 谷 方 浩	稲沢商工会議所専務理事	副会長
その他市長が特に必要と認める者	みずたに 水 谷 嘉 秀	(社)稲沢青年会議所副理事長	
	ば ば 場 裕 美	豊田合成労働組合常任執行委員	
	ないとう 内 藤 ひろ子	稲沢市連合婦人会	
	おおこうち 大 河 内 四 朗	稲沢緑ライオンズクラブ	
	お 織 田 照 子	祖父江町商工会理事	
	た じ 島 岑 夫	平和町商工会副会長	
	わたなべ 渡 辺 新 三 郎	NPO法人祖父江のホタルを守る会 副理事長	

(任期：平成22年3月31日まで)

5 いなざわ環境市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いなざわ環境市民会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民、事業者及び市の協働により、稲沢市環境基本条例（平成15年稲沢市条例第22号）に基づき策定された稲沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の円滑な進行管理を推進するため、いなざわ環境市民会議（以下「環境市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 環境市民会議は、次に掲げる事項について調査、提言等を行う。

- (1) 環境基本計画の推進及び環境基本計画に掲げた取組みの具体化に関すること。
- (2) その他環境保全に関すること。

(組織)

第4条 環境市民会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民及び各種環境活動団体に所属する者
- (2) 事業者又は事業者団体に所属する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第6条 環境市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、環境市民会議を代表し議事を運営する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 環境市民会議は、必要に応じ会長が招集する。ただし、最初の環境市民会議は、市長がこれを招集する。

5 会長は、議事に必要があると認めたときは、委員以外のものを環境市民会議に出席させて意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に報酬、旅費等は、支給しない。

(市の責務)

第8条 市は、環境市民会議の運営に当たって必要な物品を無償で貸与又は支給するとともに、その活動に対して積極的な支援を行うものとする。

2 市は、環境市民会議から指摘、提言のあった事項について関係者、有識者等と調整を図りながら具体的な環境施策に反映させるよう努めるとともに広く市民に周知するものとする。

(庶務)

第9条 環境市民会議の庶務は、経済環境部環境保全課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長と副会長が協議し決定する。

付 則

この要綱は、平成16年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

6 いなざわ環境市民会議名簿

(敬称略・順不同)

(平成19年11月1日現在)

区 分	委 員 氏 名	所 属 等	備 考
市民及び各種 環境活動団体に 所属する者	すぎやま しげ き 杉 山 繁 城	明治市民センター地区まちづくり推進協議会	会長
	み わ 輪 ゆき お 三 輪 幸 雄	千代田市民センター地区まちづくり推進協議会	
	いとう まさ ゆき 伊 藤 正 之	下津市民センター地区まちづくり推進協議会	
	すずき とし お 鈴 木 利 男	平和支所地区まちづくり推進協議会	
	なか しま よし こ 中 嶋 淑 子	稲沢ライオンズクラブ	
事業者又は事 業者団体に所 属する者	きたがわ まさはる 北 川 雅 晴	三菱電機(株)稲沢製作所	
	せい かず とし 清 和 俊	日本軽金属(株)名古屋工場	副会長
	よしかわ まさ お 吉 川 正 男	豊田合成(株)	
前2号に掲げ る者のほか、市 長が必要と認 める者	いわた ひろ こ 岩 田 裕 子	市民代表	
	すずき えり こ 鈴 木 恵 理 子	市民代表	

(任期：平成21年10月31日まで)

7 計画策定の経緯

1 策定準備

●稲沢市環境基本計画策定方針等の決定

平成20年 4月	改定を決定
平成20年 6月～	関係各課へ意見聴取等
平成21年 3月	(秘書広報課、企画課、地域振興課、総務課、契約検査課、生活安全課、福祉課、高齢介護課、商工観光課、農務課、環境保全課、ごみ対策課、環境施設課、土木課、都市計画課、区画整理課、建築課、水道業務課、水道工務課、下水道課、学校教育課、生涯学習課)

2 市民参加

●パブリックコメント

平成21年 3月 2日～	稲沢市環境基本計画(案)について実施
平成21年 3月23日	(市内に在住・在勤・在学される方、市内に事務所等を有する方、法人、その他団体を対象) →意見提出件数 3件

●稲沢市環境審議会 (委員13名)

平成21年 1月22日	第1回会議 計画の基本的事項(案)、望ましい環境像(案)、環境目標(案)について
平成21年 2月26日	第2回会議 稲沢市環境基本計画(案)、数値目標(案)について

●いなざわ環境市民会議 (委員10名)

平成21年 1月21日	第1回会議 計画の基本的事項(案)、望ましい環境像(案)、環境目標(案)について
平成21年 2月24日	第2回会議 稲沢市環境基本計画(案)、数値目標(案)について

3 策定

平成21年 3月31日

8 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準を以下に示します。

大気汚染に係る環境基準

物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

(2) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を以下に示します。

人の健康の保護に関する環境基準

項目名	基準値	項目名	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
-----	-----	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		

生活環境の保全に関する環境基準（河川）（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数*
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級 農 業 用 水 及び E の欄に 掲 げ る も の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—

- (注) 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2.水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3.水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び
 水産 3 級の水産生物用
 // 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の
 水産生物用
 // 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4.工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5.環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じな
 い限度

●稲沢市内の河川には、環境基準が設定されている地点はありませんが、流出先となる日光川、五条川・新川は、いずれも E 類型に指定されています。

(3) 土壤に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壤汚染に係る環境基準を以下に示します。

土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

(4) 騒音に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を以下に示します。

騒音に係る環境基準の地域の類型指定及び環境基準

地域の 類型	基 準 値	
	昼間（6:00 ～22:00）	夜間（22:00 ～6:00）
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

A：専ら住居の用に供される地域

（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域）

B：主として住居の用に供される地域

（第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域）

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分		基準値	
		昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下 *45dB以下	65dB以下 *40dB以下
備考： 1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 2 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）			

(5) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条に基づく環境基準を以下に示します。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ* /m ³ 以下	大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ /ℓ以下	水質汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150 pg-TEQ /g以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ /g以下	土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
備考：1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

*TEQ（毒性等量：Toxicity Equivalency Quantity）

毒性等量とは、ダイオキシン類（異性体）の濃度（毒性の強さ）を表示する際に、毒性の最も強い異性体である2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算し、その総和で表した数値です。

ダイオキシン類の毒性は成分（異性体）ごとに強弱があるため、汚染状況・排出実態などを評価する場合には、実態濃度によらず毒性等量を用いています。

9 用語解説

あ行

アイドリング 停車時にアクセルを踏まないでもエンジンが自然に回っている状態のこと。 unnecessaryなアイドリングを自粛することで、大気汚染物質である二酸化窒素や地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出を抑制できます。

悪臭 悪臭防止法では、アンモニアなどの 22 物質を不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質として定めています。しかし、臭いは人の主観的要素が強く、量や接触時間によってその感じ方が異なることから、臭気指数を用いた規制についても設けられています。

アダプトプログラム 「アダプト」は「養子にする」の意味。ボランティアとなる市民などが里親となり道路・公園などを自らの「養子」とみなし定期的・継続的に清掃活動をいいます。

EM菌（有用微生物群） 自然界に生息する微生物を集めて培養した有用微生物群のことをいいます。EM活性液（水で薄めた糖蜜にEM菌を加えて発酵させたもの）を利用した河川浄化活動なども行われています。

一酸化炭素（CO） 炭素化合物の不完全燃焼により生成する無臭の極めて有毒な気体です。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の供給を阻害し、中枢、末梢神経のマヒ症状をおこします。大気の汚染に係る環境基準が定められています。

一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「産業廃棄物（汚泥・廃油・建設廃材など）以外の廃棄物」と定義されています。具体的には、家庭から排出される台所ごみ・紙くずなど人の日常生活に伴って排出されるごみや、商店・事務所などから排出されるごみのことをいいます。

遺伝子組換え生物 DNA 組換え技術や DNA クローニングなどによって DNA に加工を施された生物のこと。「遺伝子組換え生物」「遺伝子改変生物」「遺伝子操作生物」などとも言われ、「GMO（Genetically Modified Organism）」、「LMO（Living Modified Organism）」と略称されることもあります。

ウォームビズ（WARM BIZ） 地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の 20 度にし、暖かい服装を着用するビジネススタイルのことです。「クールビズ」の冬版。

雨水地下浸透施設 雨水を地下に浸透させる施設の総称で、浸透ます、浸透トレンチなどがあります。

エコクッキング ごみを出さない料理のこと。必要な量だけ食品を購入し、大根の葉なども工夫して食べきる料理方法。

エコツーリズム 旅行者がガイドに案内や助言を受けて自然観光資源の保護に配慮しながらふれあい、学び、知る活動。エコツーリズム推進法は平成 19 年 6 月に制定し、平成 20 年 4 月施行されました。

エコラベル 環境負荷の少ない製品であることを示す認証。国際標準化機構（ISO）による国際規格化が進んでおり、タイプⅠ型（第三者認証型）、タイプⅡ型（自己宣言型）、タイプⅢ型（環境情報表示型）に分類されます。（エコマークなどはタイプⅠ型の環境ラベルに該当します。）

SS（浮遊物質） 水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値（mg/l）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示しています。

NPO（民間非営利団体） 環境保全、福祉、平和などの社会的な公益活動为目标とした活動を行う非政府、非営利の組織のことを指しています。

オープンスペース 一般には、建築物などにより覆われていない土地を指します。道路や公園などの公共空間だけではなく、社寺の境内や学校の運動場なども含まれます。市街地では、防災上の避難場所として確保されることがあります。

屋上緑化・壁面緑化 建築物の外側に植物を育成することにより、建築物の温度の上昇を抑える目的で行われています。太陽光線の遮断や、植物の葉からの蒸発による気化熱により温度上昇を抑制することができ、また、光合成により二酸化炭素を減少させることができます。

温室効果ガス 二酸化炭素、フロン、メタン、亜酸化窒素などに代表され、大気中で地表から宇宙空間に向かって放射される赤外線放射熱を吸収し、地表の気温を生物が生存するのに適した温度に保つ効果を持っています。

か行

合併処理浄化槽 風呂や台所排水などの生活雑排水とし尿を併せて処理する施設で、し尿のみを処理する単独浄化槽と比べ、放流水の水質を向上させることができます。

家電リサイクル法 正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、特定家庭用機器の廃棄物を効果的にリサイクルし、廃棄物の減量化を図ることを目的に定められた法律です。リサイクル対象の廃家電品は、テレビ(ブラウン管式)、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンで、平成21年4月からは薄型テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。

環境家計簿 日常生活において、家庭での電気やガス使用量、ガソリンなどのエネルギー消費量、ごみの排出量を定期的に記録することで、日常の生活が環境にどの程度影響を与えているかを知ることができる帳簿などをいいます。

環境共生住宅 省エネルギー化や自然環境への負荷の低減などの観点から、太陽熱や風力などの自然エネルギーの利用、通風性、断熱性、透水性、廃棄物の減量化、屋上緑化など、様々な面で環境への配慮がなされた住宅のことです。

環境保全機能 森林や農地などが有する水源涵養機能、土砂崩壊防止機能、土壌浸食防止機能、雨水貯留・浸透機能、雨水流出抑制機能、大気浄化機能、温暖化ガス固定機能などの公益的な機能のことです。

環境マネジメントシステム 事業活動における環境への影響の最小化を図り、環境保全を進めるために自主的な判断により行う環境管理の仕組みをいいます。

観光資源 観光やレジャーなどといった余暇を楽しむ需要(ニーズ)に応じられる要素のこと。観光・レジャー施設のほか、祭り、名勝、郷土料理など伝統に基づく地域の文化についても資産や資源とみなします。

気候変動枠組条約 大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994年3月に発効されました。温室効果ガスの排出量の削減を図るため、温暖化対策の国別計画の策定などを締約国の義務としています。

揮発性有機化合物 揮発性を有する有機化合物の総称で、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつとされています。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに利用されており、代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メタノール、ジクロロメタンなど約200種類の物質があります。

協働 市民、事業者、市などの複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、生かし合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向けて協力し、共同して働く姿を表しています。

京都議定書 1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されました。先進各国の温室効果ガスの排出量に関して、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。

クールビズ（COOL BIZ） 地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装（ノーネクタイ・ノー上着など）で行うビジネススタイルのことです。平成17年に環境省によって提唱されました。

グリーン購入 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。平成13年の4月からは「グリーン購入法」が施行され、国などの公的機関には、環境負荷の低い商品を調達することが義務づけられ、地方公共団体にも努力義務が課せられています。

クロロホルム 中枢神経に作用するため、その特性を逆に利用してかつて麻酔剤として利用されてきました。大量吸入により血圧や呼吸、心拍の低下を引き起こします。毒物及び劇物取締法の医薬用外劇物に指定、労働安全衛生法の第一種有機溶剤に指定されています。

建設廃棄物 建設資材が廃棄物となったもので、アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生木材などに分類されます。

建設リサイクル法 正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、建築物の解体によって生じる建築廃棄物の再資源化、減量化を目的として制定されました。一定規模以上の建設工事の受注者に対し、分別解体などにより特定建設資材廃棄物（コンクリート塊など）を現場で分別することが義務付けられました。

光化学オキシダント 工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線が作用して複雑な光化学反応を起こし、二次的に生成された酸化性物質（オゾン、アルデヒド類など）をいいます。

公共用水域 水質汚濁防止法では、①河川、②湖沼、③港湾、④沿岸海域、⑤その他公共の用に供される水域、①～⑤に接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路を定義しています。

洪水ハザードマップ 河川が氾濫した際、避難できるように記した地図。これには①洪水時に危険な場所（浸水の予想される区域）②危険の程度（想定される浸水深）③避難場所、避難経路等の災害対応のための情報、などが示されています。

耕作放棄地 農林水産省の統計調査における区分では、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含みません。

子どもエコクラブ 継続的な環境活動・環境学習の場を確保することを目的とし、環境庁（現環境省）が平成7年から募集し発足したクラブ。幼児から高校生まで、30人程度で構成され、大人がサポーターとして助言・指導を行います。

コミュニティプラント 一定地域のし尿や生活雑排水を管渠を使用して集積的に処理するために、市町村が設置する処理人口が101人以上3万人未満の処理施設です。

さ行

サマータイム制 日の出時刻が早まる時期（例えば4月～10月）に時計の針を1時間進め、夕方の明るい時間を増やす制度。日の出から活動開始までの間の、太陽光を有効活用できない生活時間を減らすことができます。

産業廃棄物 一般に工場や事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物をいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類、金属くず、建設廃材などが産業廃棄物として定められています。これ以外の廃棄物は全て一般廃棄物とされています。

資源有効利用促進法 資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。「再生資源利用促進法」（平成4年制定）を抜本的に改正し「資源有効利用促進法」と名称を改め、平成9年に制定されました。

自然エネルギー 一般に、太陽、風力、潮力、地熱などを活用したエネルギーのことです。

市民農園 一般に、都市住民のレクリエーションとしての自家用野菜などの栽培、高齢者の生きがいつくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や果物などを育てるための農園のことをいいます。

重要文化財 文化財保護法で「有形文化財」に該当し、国（文部科学大臣）によって指定されたもの。「建造物の部」と「美術工芸品の部」（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）の大きく2つに分かれています。

循環型社会形成推進基本法 廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として2000年制定。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを

目的としています。循環資源の定義や排出者責任などを明確にし、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分と定めています。

省エネルギー型機器 効率のよい省エネルギーに配慮した電気機器。平成18年4月にエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）において、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者（小売事業者）の省エネルギーに係る情報提供の努力義務が規定されました。（財）省エネルギーセンターでは「省エネ性能カタログ」が提供されています。

親水公園 水遊び、釣り、河川敷の散歩など、水に親しむことができる水辺の公園や遊歩道などを指します。

生産緑地 都市計画法に基づき、災害の防止などに効用があり、かつ公園・緑地などの公共施設用地として適する区域を指定しています。所有者は農地としての管理が義務づけられ、その他の利用が制限されます。

生物多様性条約第10回締結国会議（COP10） 生物多様性条約は、ラムサール条約やワシントン条約などの特定の地域、種の保全の取り組みだけでは生物多様性の保全を図ることができないとの認識から提案され、地球サミットで採択されました。COPとは、国際条約の締結国が集まって開催する会議のことで、2010年には、名古屋市で開催されます。

石綿（アスベスト） 天然に産出する繊維状鉱物で、優れた耐熱性・耐摩擦性・防音性・電気絶縁性などの特性をもち、極めて細い（髪の毛の5,000分の1）特徴があります。国内で使用された石綿の約9割が建材に用いられ、昭和40年代に多用されました。石綿吸引後15～40年の潜伏期間を経て、悪性中皮種、肺がんなどを引き起こす恐れがあります。

節水コマ 蛇口からでる水の量を減らす器具（コマ）をいいます。コマを取り替えるだけで毎日使う水道水の使用量を減らすことができます。

た行

ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法（1999年）では、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。人体への影響として、脱毛、肝機能異常や、発ガン性、催奇形性が高いことが知られています。

太陽光発電 再生可能エネルギーの一種。発電用パネルに太陽光があたることで直接電気へ変換できるため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減に貢献します。導入コストが比較的高く、価格低減や普及促進の政策、売電価格の上昇が重要となります。家庭用の10kW未満の小規模なもののほか、近年、数千kWと大規模な施設の計画もあります。

地域環境保全委員 地域における環境の状況把握及びその保全に関する活動を推進するために、愛知県知事が任命するもので、地域の環境の状況の調査・報告、環境保全の自主的活動の推進などの役割を担います。

地域資源 自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。近年、地域ブランド、町おこしに代表される地域活性化の試みにおいて特徴・素材となるものを地域資源として定義する考え方が広がっています。

地球サミット 1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議。「持続可能な開発」の基本理念が新たに共通の認識となりました。

地区計画 都市計画法第12条の5に基づき、道路や公園などの公共施設、建築物の形態などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定めて、街区内での無秩序な開発行為などを規制・誘導していく制度です。

DO（溶存酸素量） 水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、有機物の流入量が多くなり汚濁が進行すると減少します。

東海豪雨 平成12年9月11日、12日を中心に愛知県名古屋市およびその周辺で起こった豪雨災害。この災害により、愛知県内で21市町に災害救助法が適用され、後に激甚災害に指定されました。都市水害の恐怖を実感させる大きな被害となりました。

透水性舗装 舗装の空隙内への貯留と路床の浸透能力により、降雨時の路面排水を良好にするとともに、雨水の地下への還元を目的とした舗装のことです。街路樹の育成や歩道における歩きやすさの向上に対する効果も期待されます。

土地区画整理事業 都市計画区域内の土地について、道路や公園などの公共施設の整備、宅地の利用増進を図ることを目的とした、土地の区画変更や公共施設の整備に関する事業。都市計画法第12条に基づく市街地開発事業の一つです。

トリクロロエチレン ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質となっています。大気汚染に係る環境基準は1年平均値が0.2mg/m³以下で、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は0.03mg/l以下と定められています。

な行

二酸化硫黄（SO₂） 化石燃料などの硫黄分が燃焼（酸化）されることにより発生する無色、刺激臭の気体で、人の粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

二酸化窒素（NO₂） 黄褐色～赤褐色の刺激性気体で、気管、気管支を素通りし肺の深部に悪影響を与えます。一般に障害は過性で、慢性中毒の有無についてはまだ明らかになっていません。

は行

パーク・アンド・ライド 都市郊外の鉄道駅やバス停までは自家用車を利用し、そこに駐車して、鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで行くことをいいます。

廃棄物処理法 正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理を行い、同時に生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定されています。

バリアフリー 高齢者や障害者にとって障害となる段差や仕切りを解消し、利用しやすさに配慮することや、高齢者や障害者などの社会参加を拒む心理的・社会的な障壁も取り除くこと。

pH（水素イオン濃度） 溶液中の水素イオンの濃度を表わす指数です。pH7を中性とし、pH7より小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

PRTR制度 事業所などが環境汚染のおそれのある化学物質の排出量や移動量のデータを自治体に届け出をし、国がそれを公表するという化学物質管理の制度であり、ダイオキシン、PCBなど354の物質が対象とされています。（平成23年4月より届出は450の物質が対象となります。）

BOD（生物化学的酸素要求量） 有機性汚濁指標として広く用いられ、微生物により水中の有機物質が酸化分解されるときに消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚濁物質が多いことを意味します。主に河川の汚濁状況を表します。

PCB（ポリ塩化ビフェニル） 塩素を含んだ合成油の一種。塩素数により数種類ありますが、いずれも熱、化学分解、生物分解に対して安定であり、熱媒体、絶縁油、ノーカーボン紙などに使われていました。人体への影響として、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあり、胎児や乳児にも障害が及ぶとされています。製造が禁止されています。

ppm（Parts Per Million） ppmとは濃度の単位で100万分の1を1ppmと表示します。例えば、1m³の空气中に1cm³の大気汚染物質が混じっている場合の大気汚染物質濃度を1ppmと表示します。

ビオトープ ドイツ語のBio（生き物）+Top（場所）を意味する言葉として、Biotope（＝「生き物の住む空間」）の言葉となった合成語です。「生物が息できる生態系のまとまりのある空間（場所）」を意味します。

浮遊粒子状物質（SPM） 大気中に浮遊する粒子状物質であって、降下速度が遅いため大気中に比較的長時間滞留する粒径が10ミクロン（1ミクロンは1mmの1,000分の1）以下のものをいい、呼吸器に対し悪影響を与えます。

ホルムアルデヒド 建築内の内装・建材として、壁紙、フローリングなど広い範囲で使われています。シックハウス症候群の原因物質のひとつとされ、平成9年には厚生労働省の室内濃度の指針値として100μg/m³（0.08ppm）が設定されています。平成14年の建築基準法の改正によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められました。

ま行

マイバッグ 自分用の買い物袋のことで、これを持参して買い物時などにレジ袋を断ることでごみを減量します。

や行

ユニバーサルデザイン 高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって利用可能な製品や建物、空間をデザイン(構想、計画、設計)していこうという考え方をいいます。

稲沢市環境基本計画（改定版）

2009～2018

平成 26年4月発行

発行 稲沢市

編集 稲沢市経済環境部環境保全課

〒492-8391 愛知県稲沢市中野川端町 74 番地

電話 (0587) 36-3710

ファックス (0587) 36-3709

ホームページ <http://www.city.inazawa.aichi.jp>